

## 目 次

### ○第1号（6月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
諸般の報告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
日程第 4 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について	6
日程第 5 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	7
日程第 6 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
日程第 7 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	13
散 会	14

### ○第2号（6月2日）

議事日程 第2号	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	18
欠席議員	18
説明のため出席した者	18
事務局職員出席者	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19

◇小林静弥君	19
◇廣嶋 隆君	38
◇飯島 衛君	58
◇山畑祐男君	71
散 会	91

### ○第3号（6月3日）

議事日程 第3号	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	94
欠席議員	94
説明のため出席した者	94
事務局職員出席者	94
開 議	95
日程第 1 一般質問	95
◇飯塚憲治君	95
◇坂田一広君	111
◇小池春雄君	130
散 会	145

### ○第4号（6月9日）

議事日程 第4号	147
本日の会議に付した事件	147
出席議員	149
欠席議員	149
説明のため出席した者	149
事務局職員出席者	149
開 議	150
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員会委員長報告）	150
日程第 2 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	152
日程第 3 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について	153

日程第 4	議案第 39 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	153
日程第 5	議案第 40 号 道の駅よしか温泉の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	154
日程第 6	議案第 41 号 令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 1 号)	154
日程第 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	155
日程第 8	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	155
日程第 9	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	155
日程第 10	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	155
日程第 11	議会議員の派遣について	156
日程の追加		156
追加日程第 1	議案第 42 号 令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)	156
町長挨拶		159
閉 会		159

# 令和4年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

---

令和4年6月1日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和4年6月1日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 4 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について

(提案・質疑・付託)

日程第 5 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 6 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第 7 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

(提案・質疑・付託)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和4年第2回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

令和4年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和4年第2回定例議会が、議員各位の出席の下、開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。

初夏らしいからとした好天に恵まれる日もあれば、まるで梅雨どきを思わせるうっとうしい天気もありと、季節の移ろいを感じさせる今日この頃であります。

さて、5月28日土曜日以降、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒レベルが1に緩和されております。感染状況も鎮静化が見られる一方で、新たな感染拡大の可能性も否定されておられません。引き続き、必要な対策等対処していかねばならないと思っております。

さて、本定例会では、議案5件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（岩崎信幸君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長より委員長報告を求めます。山畑委員長。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和4年5月25日水曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行部側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和4年第2回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日6月1日水曜日から6月9日木曜日までの9日間と決まりました。

一般質問は6月2日木曜日と6月3日金曜日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を本日6月1日から6月9日までの9日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は本日6月1日から6月9日までの9日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第3 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政事務の多様化に伴い会計年度任用職員の職種を追加するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、行政事務の多様化、特に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町でもワクチンの集団接種を行うなど、会計年度任用職員制度の設計時に想定されなかった業務を行う必要が生じたことなどから、医療職に係る職務を国家公務員に倣い設定するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

医療職（1）の改正は、1級の職務に国家公務員の医療職（二）に相当する技士等の職務を追加するため、規則への委任規定を設けるものでございます。

次に、医療職（2）の改正は、2級の職務に国家公務員の医療職（三）に倣い助産師を追加するものであります。

次に、医療職（3）の新設は、国家公務員の医療職（一）に倣い3級の職務を設けるもので、医師、歯科医師、その他町長が規則で定める職務を規定するものであります。

規則で定める職務につきましては、保健師等の医療技術者が他の自治体で著しく高い単価で任用を行われている場合があり、1・2級の単価では任用が困難となる場合があることから、医療資格者であって他の職種とした場合には任用が困難であると認められる場合には、3級とすることができる規定を設けることを想定しております。

議案書の1ページにお戻りください。

中ほどをご覧ください。附則でございますが、本条例の施行日を公布日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第37号は、総務産業常任委員会に付託します。

#### 日程第4 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本工事については、令和3年第1回臨時会において、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決された契約であり、また、令和3年第4回定例会において、第1回の変更契約を議決いただいたものですが、変更すべき事由が発生したため、議会の議決を求めるものでございます。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について、町長の補足説明をさせていただきます。

令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約について、議会の議決を経た本工事の請負契約について、工事内容に変更が生じたため、当該議決に係る契約金額を407万円（うち消費税37万円）増額するものでございます。

変更の内容ですが、当初は本工事において戸別受信機850台を設置する計画でしたが、今回さらに50台を追加するものでございます。

理由といたしましては、町民の皆様に回覧・広報等で、アナログ放送終了のお知らせを再度行わせていただいたところ、予定台数を上回る戸別受信機の設置要望があり、これに伴い、台数を追加して対応するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の影響により、機器納品に遅れが生じており、その後の設置工程を踏まえまして、併せて工期の延長を行うものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第38号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、次の2点となります。

1点目は固定資産税で、町が証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されることに伴う改正と、2点目は個人の町民税で、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とで一致させることとされたため、所要の規定整備が行われました。

具体的な改正点を、新旧対照表で説明させていただきます。

A4、13ページまでである「吉岡町税条例新旧対照表 1条による改正」をご覧ください。

右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1ページをご覧ください。

今回の改正の主なものの1つ目です。

第18条の4は、地方税法、固定資産課税台帳の閲覧等の特例の新設に伴う改正で、証明書の住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければな

らないこととする法律改正に伴う改正で、手数料を徴収する納税証明書に当該証明書を含めるものでございます。

次に、今回の改正の主なものの2つ目です。

第33条第4項は、地方税法、個人の町民税所得割の課税標準額の改正に伴う改正で、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させ、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。

2ページをご覧ください。

第33条第6項は、地方税法、個人の町民税所得割の課税標準額の改正に伴う改正で、上場株式等の譲渡所得等について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させ、分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものでございます。

3ページをご覧ください。

第34条の9は、地方税法、個人の町民税配当割額または株式譲渡所得割額の控除の改正に伴う改正で、上場株式等の配当所得等について、総合課税または分離課税がある場合の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を確定申告書の記載によって行うものでございます。

3ページ下段から5ページをご覧ください。

第36条の2は、地方税法、個人の町民税の申告等の改正に伴う改正及び地方税法施行令の改正による条文中の規定の整備で、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、条例の改正に伴い、字句の整理を行ったものでございます。

5ページ中段をご覧ください。

第36条の3の2は、地方税法、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、配偶者の氏名を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

第36条の3の3は、地方税法、個人の町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の改正に伴う改正で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に、配偶者または扶養親族を有する者を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。

こちらが今回の改正の主なものの1つ目です。

第73条の2及び73条の3は、地方税法、固定資産税課税台帳の閲覧の改正に伴う改正で、ただし書の規定による措置を講ずるものを閲覧に供することができることとするもの、並びに地方税法、固定資産課税台帳の閲覧等の特例の新設に伴う規定の整備で、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供

しなければならないこととするものでございます。

次に、附則でございます。

附則第7条の3の2は、地方税法施行令の改正に伴う改正で、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しによるものでございます。

8ページをご覧ください。

附則第16条の3は、地方税法附則、上場株式等に係る町民税の課税の特例の改正に伴う改正で、上場株式等に係る配当所得割等の申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するものでございます。

9ページをご覧ください。

附則第17条の2は、地方税法附則、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正に伴う改正で、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

10ページをご覧ください。

附則第20条の2は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴う改正で、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

11ページから12ページをご覧ください。

附則第20条の3は、所得税法、法人税法及び地方税法の改正に伴う改正で、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

附則第26条は、地方税法附則、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の改正に伴う改正で、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しによる削除でございます。

続いて、A4、1ページの「吉岡町税条例の一部を改正する条例新旧対照表 第2条による改正」をご覧ください。

吉岡町税条例の一部を改正する条例（令和3年吉岡町条例第22号）の一部を改正するものです。

個人の住民税、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務者に、特定配偶者または16歳以上の扶養親族であって個人住民税の分離課税の対象となる退職所得を有する扶養親族を有する者を追加することに伴う規定の整備でございます。

次に、附則、町民税に関する経過措置第2条は、吉岡町税条例等の一部を改正する条例附則第2条の個人の住民税に関する経過措置の改正による規定の整備でございます。

続いて、A4縦の3ページまである議案書の2ページ下段の附則をご覧ください。

第1条は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2条は、納税証明書に関する経過措置でございます。

第3条は、町民税に関する経過措置でございます。

第4条は、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第39号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅よしおか温泉の駐車場内における車中泊専用給電設備の新設に伴い、主にその運用方法を定めるため、道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第40号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の新旧対照表にて説明をさせていただきますので、議案書を1ページはぐっていただき、新旧対照表をご覧ください。

向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

まず、第3条第4号、「駐車場」を「駐車場（車中泊専用給電設備を含む）」に改め、第4条中の「使用しようとする者」の次に、「及び駐車場（車中泊専用給電設備が設置されている部分に限る。以下「RVパーク」という。）を使用しようとする者」を加えてお

ります。

次に、第6条第2項では、使用料の納付期限について、第1号で物産館を、第2号でRVパークの期限を定めております。

新旧対照表の2ページへ移りまして、第10条第3号は、「車両を長時間継続して駐車すること」の後に、「ただし、RVパークの利用者を除く」を加えております。

次の第11条は、「道の駅の施設」を「道の駅の施設及び附帯設備」に改めております。

続いて、第12条では、「本条及び次条」を「本条から第14条まで」に改め、RVパークについても指定管理者の管理の範囲に含めるよう規定しながら、第2項では、そのことに係る条文の読替えを規定しております。

新旧対照表の3ページに移りまして、第13条の指定管理者が行う業務の範囲について、「第2号」を「第3号」とし、第2号に、「RVパークの利用の許可並びに利用の制限及び停止」を加え、「第14条」を「第15条」とし、RVパークに係る利用料を指定管理者の収入として収受させることを第14条として新たに規定し、第2項では、利用料の額は別表の金額の範囲内で、町長の承認を受けて定めることとしております。

最後の別表につきましては、RVパークの利用料について、1区画1回4,000円を上限としているものでございます。

新旧対照表の説明につきましては以上となります。

議案書の2ページへお戻りください。

附則といたしまして、本条例は7月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この議案は、RVが使用できるようになると。そして、またこれに使用料が4,000円ということなんですけれども、この4,000円という相場というのはどういう計算で導き出されたのか。一般的には、一般と言ってもいろいろあるんでしょうけれども、今回町が導き出したこの4,000円という理由、それと、全国的に時代の流れで増えていると思うんですけれども、安いところではどのぐらい、高いところはどのぐらいかというのはこれまでの恐らく調査等いろいろしていると思うんですけれども、一般的なものはどうなっているかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員おっしゃるとおり、県内にも数か所ありますし、また関東圏にもあります。また、全国にもある施設となっております。

その中で、関東圏の中では、やはり施設の置かれた状況によっても多少金額に差があります。やはり3,000円前半から3,000円の後半ぐらいまでの金額の設定が多いかなど。3,300円、3,500円、高いところはやはり3,800円というところもありました。

その中で、吉岡町の道の駅の状況を見ますと、もちろん24時間使えるトイレが施設内にありますし、温泉もすぐ隣に隣接していると。条件は非常によろしいのではないかなどということもありまして、あくまで上限ですけれども、4,000円までということで設定をさせていただいております。実際の金額の設定については、今後、公社のほうとちょっと決定したいなというふうには思っております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 取りあえず上限設定をしたと。それで、その範囲内ということなんですけれども、当然考慮されなくちゃならないというのは、これからあちこちたくさん出てくるであろうけれども、せっかく造っても、もっと安いところがあったら吉岡町のこの施設が利用者が少ないですよという、それは困ることだと思うんですね。そういう客を呼び込みたいということであれば、やはり利用する側というのは安ければ安いほどいいわけなんですけれども、しかし管理費等もかかりますから、ただというわけにはいかない。その中で、どちらにとってもメリットがあるということが大事だと思うんです。ぜひ、その辺というのはこれからの料金設定になろうかと思っておりますけれども、利用されて初めての施設ですから、ぜひその辺は慎重に、また小回りの利く設定にさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、今、回答の中であちこちの例を調べたということでしたので、ぜひその辺、せっかくこういう形で条例までつくってやるわけですから、後になってね、悪い評判というのは1回ついちゃうと、もうなかなか人というのは戻ってこないんですよ。ですから、そのこともよく吟味する中でスタートしていただきたいと思っておりますけれども、最後に決意だけを、どちらでも構わないですけれども、お願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 総体を加味しながら設定していきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第40号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,415万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,015万円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入の主なものとしては、所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴う予算の計上をしております。

歳出の主なものとしては、第3款民生費で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、4款衛生費では生活支援物資の増、9款消防費では防災行政無線戸別受信機の増、10款教育費ではオープンドアサポート事業実施に伴う予算の計上をしております。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、11ページをご覧ください。

初めに、歳入の主なものです。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費分）1,000万円の増は、歳出の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に伴うものになります。

6目1節消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（ハザードマップ作成事業）220万円の増は、財源変更に伴うものになります。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は685万4,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は9億4,591万6,000円となります。

12ページをご覧ください。

22款1項町債4目消防債1節緊急防災・減災事業債410万円の増は、歳出での戸別受信機の増に伴うものになります。

次に、歳出の主なものになります。

13ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費1,000万円の増は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金となり、対象者1人当たり5万円を支給するものとなります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節生活支援事業（コロナ関連）533万4,000円の増は、濃厚接触者などで支援者がいない人に支援物資の供給を行うものとなります。

19節扶助費133万6,000円の増は、子宮頸がん検診を受けた者に対する費用負担を行うものとなります。

14ページをご覧ください。

9款1項消防費5目無線放送施設設置事業費14節工事請負費407万円の増は、戸別受信機の設置台数の増加によるものとなります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費12節委託料238万9,000円の増は、吉岡町オープンドアサポート事業を実施するための委託料となります。

そのほか、別紙参考資料として、A4判11ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第41号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 以上で、本日の日程が全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

午前10時08分散会



# 令和4年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和4年6月2日（木曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和4年6月2日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による No.1～No.4）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった7人のうち、4人の通告者の一般質問を行います。

ここで、説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力をお願いします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1 番（小林静弥君） それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

最初に、コロナ関連についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症対策の中で、ワクチン接種状況と今後についてお聞きします。

吉岡町におけるワクチン接種状況は、3回目まで接種済みの町民がどのくらいの割合になっていますでしょうか。年齢別に区切られていれば、その割合もお示しください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。今回、7人の議員方より質問をいただき、本日4人、最初に小林議員より、コロナ関連、ワクチン接種状況と3回目接種済みの割合をお尋ねいただきました。

お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種につきましては、現在、12歳以上の方が対象となります。接種状況については、令和4年5月31日現在で12歳以上の対象者全体で1万3,079人、令和4年1月1日の対象者人口での割合は67.69%になります。

年代別の内訳は、12歳から19歳までが513人で27.46%、20歳代が1,0

90人で49.55%、30歳代が1,580人で55.38%、40歳代が2,285人で65.23%、50歳代が2,039人で74.61%、60歳代が2,153人で87.56%、70歳代が2,118人で92.33%、80歳代が1,023人で92.08%、90歳以上が278人で92.05%となっております。

以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ありがとうございます。今お聞きしましたところによりますと、やはり年齢層が高いほうが割合が高く、ワクチン接種が進んでいるということでお伺いしました。

そして、これから4回目のワクチン接種を国として進めるという報道がありました。まずは60歳以上、または18歳以上で基礎疾患を有する方が対象で始まるとのことですが、町で4回目の見込まれる人数はどのくらいになると把握されておりますでしょうか。

新聞によりますと、モデルナ社のワクチンが期限切れ廃棄処分になる見通しが高まっているという記事がありました。たまたま今朝の上毛新聞でも、1面で、県内7市町村でモデルナワクチンが廃棄され、その中でも吉岡町も735回分が廃棄されたと記事がありました。

予防接種の安定のため、供給量を多く準備していくことは大切なことかもしれませんが、国費を無駄にすることのないよう見通しも必要かと思えます。それで、今後の予定をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 4回目の接種につきましては、60歳以上の3回目の接種が終わっている人が5月31日現在で約5,600人になります。

18歳から59歳までの基礎疾患等のある方については把握しておりませんので、人数につきましては不明になりますが、仮に全体の8%から10%とした場合、3回目接種が終わっている人が約7,500人ですので、600人から750人になり、全体で約6,300人を見込んでおります。

ワクチンにつきましては、無駄が出ないように、予約状況やキャンセルなどの対応について、できる限りの対応を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ありがとうございます。

今お話があったその6,300人分ですが、ワクチンの種類とか接種会場は、今のとこ

ろはどのような予定が出ていますでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 現在、細かい数字については、こちらのほうに資料等がございませんが、今、集団接種のほうも実施する予定でおりますが、数量的にはモデルナ社のものに、在庫といいますか、納入されるものはそちらのほうが多くなるかと思っておりますので、そういったもので実施するというような考えでおります。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今、モデルナ社のもので予定されるという答弁をいただきました。

今回、3回目がファイザー社のもので町民の方が選択されて、モデルナ社のもので結局期限切れで廃棄というような結果が出ている、そういうふうに認識しておりますが、モデルナ社のもので4回目というのは、それは国から連絡が来て決まっていることなのでしょう。どのような経緯で今回4回目がモデルナ社のものであるということでご答弁いただいたのか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 4回目の接種につきましては、ファイザー社のもので当然準備はさせていただく形になりますけれども、集団接種についてはモデルナ社のものであるということになります。ですから、病院等で行う個別接種に関しましては、選択いただけるということです。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。では、3回目と同様に、吉岡町の集団接種はモデルナ社、各病院等、医院での接種はファイザー社、そのような予定であるということで受け取りました。

今回のワクチン廃棄の報道もありましたので、その辺の無駄の出ないような方法も模索しながらの接種を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、マスク着用についての町の考え方を次に伺います。

感染症拡大防止の対策として、先ほどワクチン接種を伺いましたが、ワクチン接種を国は進めてまいりました。新型株の流行により警戒レベルを発表し、様々な行動制限による対策が進められてきました。中でもマスク着用による対策は、国費でマスクを配布するなど、徹底されてきました。

5月28日から群馬県の警戒レベルも1となつて、様々な制限も緩和されてきましたけれども、いまだ感染拡大が収束していない状況下では、マスク着用を推奨することは当然のこととして考えられています。

しかし、世界的な状況の変化から、改めてマスク着用の基準について問われる声が出ています。

5月21日の毎日新聞などによる全国世論調査では、人の少ない屋外ではマスクを外してもよい69%、常につけるべき22%、つける必要はない9%との結果が出ています。

また、5月23日、共同通信社の世論調査では、政府が発表したマスク着用基準の緩和に対して、適切と思う53.9%、緩和すべきではない29.9%、もっと緩和すべきだ15.2%という結果が出ており、緩和に対して賛成の考え方が約7割を占めています。

ここ二、三年でマスクをつけての生活が日常化しています。ただ、この事態に疑問を発する声が多く聞かれるようになってきました。政府もマスク着用に関しての見解を新しく、その中では、十分な距離があれば外すことを認める、また十分な距離がなくても会話が少ない場合は不要とするとされています。

これを踏まえ、状況に応じてマスクを着用する、外すというような考えが必要になってくると思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

**議長（岩崎信幸君）** 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

**健康子育て課長（中島 繁君）** マスクの着用につきましては、飛沫の拡散防止に有効であると考えておりますので、基本的な感染対策として着用をお願いしているところです。

マスクの着用につきましては、国の見直しにより、概要が示されております。町の対応につきましても、見直し結果に沿ったものになると考えております。

国のマスクの着用の考え方として、基本的な感染対策としてのマスクの着用の位置づけは変更するものではないこと。屋外でのマスク着用については、2メートル以上を目安とし他者との距離が確保できる場合や会話をほとんど行わない場合はマスクの着用をする必要がないことや、夏場については熱中症のリスクも高くなるおそれがあり、マスクを着用する必要はない場面ではマスクを外していただくことを推奨すること。屋外であっても、近い距離で会話をする場面ではマスクの着用を推奨すること。

屋内でのマスク着用については、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスクの着用は必要ないこと。距離が確保できない場合や会話を行う場合は、マスク着用を推奨することが示されました。

今後につきましても、状況により、具体的な対応策が示されるものと考えておりますので、適切な対応をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 町として適切な対応をお願いいたします。

次に、学校でのマスク着用についてお聞きします。

このコロナ禍において、子供たちにも日常的にマスク着用が定着しているように思います。

資料1から3の写真は、明治小学校のホームページからの写真です。資料1は、去年の持久走練習の写真で、写っている全員がマスク着用でした。資料2は、最近の体育の時間の状況ですが、状況によって顎マスクの状態で体育の運動をしている子供の写真が掲載されています。

それから、資料3ですが、これは通学の風景で、これは今年の5月の写真ですけれども、やはり全員がマスクを着用しています。

これらの小学校のように、保育園やこども園の幼児から小中学校の児童生徒に至るまで、子供たちはマスクをつけることが普通で、外すことが普通ではないという日常生活を送っています。

でも、以前は、コロナ禍の前は、この通常と異常が逆でした。どんなに混雑状態でも、例えば、初詣や通勤ラッシュのような人混みの中でも、マスクをつけないほうが四、五年前までは普通の状況でした。今では考えられないほど昔の話のように感じてしまいます。言うまでもなく、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防策として仕方のないこととされてきました。予防のためにできることは全て手を尽くし、感染拡大を国を挙げて防いできました。そのかいあってか、世界的に見られたパンデミックの規模からすると、日本は抑えられている印象を皆持たれていると思います。

この予防策の中でメインで取り組まれたマスク着用ですが、ここ最近、マスク着用のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても、多方面から注意喚起の声が上がっています。

医療の専門家からも、長時間のマスク着用には、低酸素状態及び二酸化炭素貯留による健康不良、皮膚疾患、免疫低下、不衛生、歯周病リスクなど、医学的なリスク、さらに表情の読み取りづらさからのコミュニケーション不足、人前でマスクを外せない子供らの心の発達への懸念など、精神面でのリスクも挙げられています。

去年の2月には、大阪で体育の持久走中に体調を崩し、亡くなるという小学生の事故も起きています。マスクとの因果関係は調査中のようですが、やはり可能性があると考えられる面は大きいと思います。

ここで改めて申し上げますが、私個人としてマスクを着用することと外すことのどちら

か一方を推奨しているということではありません。各個人個人の事情や状況により、着用するかしないかの選択の自由の幅が広く持たれてもよいのではないかということです。

この件について、教育長にお尋ねします。

現在、学校では、どのようなマスク着用の指導をされておられますでしょうか。

5月24日の上毛新聞にも、政府は23日、新型コロナウイルス対策の指針、基本的対処方針を改定し、屋内外でマスクを外せる状況を改めて明記した。学校では、十分な身体的距離を確保できる場合や体育の授業で着用の必要はないとした。特に、気温が高い夏は熱中症対策を優先しマスクを外すように指導すると出ています。

さらに、5月28日には、屋外屋内の学校生活における児童生徒のマスク着用の必要がない場面について具体的な例も示されています。

今日のマスク着用緩和の政府の方針を受け、今後、学校での見直しはお考えがありますでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま、小林議員から学校でのマスク着用に関してご質問をいただきました。できるだけ丁寧に答弁をさせていただきます。

まず、学校では文部科学省が発行しております新型コロナウイルス感染症の予防という指導資料あるいは通知類を基にして、感染症予防に関する様々な指導を行っております。マスクについては、基本的には室内では着用、教員の指導の下で体育や部活動などでは外す場面もある、登下校については暑くなかったこれまでの時期は着用を原則としてまいりました。

ただいま、小林議員からお示しいただいた資料1、これについては昨年11月4日の持久走大会の事前練習の低学年の姿で、全員マスクをしております。ただ、大変残念なんですけれども、この後ろに高学年が走っている子供たちの写真があったんですが、その高学年の子供たちは一切マスクをしておりません。

このように、これまでも、11月の時点でも、あの頃はコロナが非常に、オミクロン株の前でありまして、落ち着いていたときですので、というのもあってそういう指導ができたかもしれませんが、低学年の子についてはマスクをしていたというのが事実です。これは、それぞれその学年の実態に応じて、学校で指導していたのではないかと思います。

それで、今回の政府の方針を受けた5月24日付の文部科学省発、学校における児童生徒等のマスク着用についての事務連絡が、町のほうにも25日に届きました。そして、改めて確認ですけれども、十分な身体的距離が確保できる場合にはマスクの着用の必要はないこと、暑さ指数等が高い日は熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるためマスク

を外すこと、体育の授業においてはマスクの着用は必要ないことを引き続き確認しつつ、それらが児童生徒、保護者に対して十分に説明されていなかったと思われるケースを想定して発出したものという記載がございました。

したがって、文科省としても方針を変えたということではありませんが、これからの時期、まさに登下校や体育の授業等で熱中症の心配が現実的にありますので、改めてこの事務連絡の内容を踏まえたマスク着用に関する考え方を学校全体で共有し、その考え方を保護者の皆様に周知したところです。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今、教育長からお考えをいただきました。

やはりマスク着用、非着用については、政府からのそういった方針がありました。ほとんど基本的なところの変更はないということで、熱中症対策のことは考えていただけということで今受け取りましたけれども、やはりマスクを着用できる子できない子というのは個人差があって、マスクの着用、非着用がもとで差別やいじめが起こるということも考えられます。これは、決してあってはならないことと考えます。

このことについて、学校での指導はどのようにされていますでしょうか。先生方の考え方が統一されているのか、学校内で共有の認識を持たれているのか、マスクに関する問題を学校全体で考えられる体制になっているのか、これらについての具体的な取組をお伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） マスクの着用、非着用がもとで差別事案やいじめに発展したという報告はありませんが、学校の子供の生活の中で、これまでマスクをきちんとしましょうという指導を行ってまいりましたので、たまたま鼻が出てしまったり、ずれてしまったりというところで、マスクをきちんとしろよというようなきつい言い方で友達を注意する場面は見られたようです。

学校では、これまで新型コロナウイルス感染症の予防に関連して、子供たちが正しく理解し実践できるということを目指して、様々な機会を通じて指導をしてまいりました。文部科学省の指導資料の重点指導項目の一つに、感染症に関連する差別や偏見も取り上げられております。

具体的な指導内容の例としては、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に当たる方等とその家族の皆様に対する誤解や偏見に基づく差別は許されない。また、見えないウイルスへの不安から、感染症が広がっている地域に住んでいる方やせきをしている

方、マスクをしている方、外国から来た方、ワクチン接種をしていない方、接種できない方などを、嫌悪の対象としてしまうことで差別や偏見が起こること。差別や偏見のもととなる不安を解消するためにも、しっかり正しい情報、正しい情報というのは、公的機関が提供する情報を得ること。悪い情報ばかりに目を向けないこと。差別的な言動に同調しないことが大切であるということが挙げられております。

このように、マスク着用、非着用のみならず、コロナ禍において様々な差別や偏見が生じる可能性があることを取り上げ、日常指導している、いじめは絶対に許されないこと、差別や偏見を持ちがちになることをしっかり知り、自分を律する気持ちを持てるよう学校全体で組織として取り組んでおります。

各学校とも、いじめや偏見、差別等の疑いが生じた場合には、事実を確認し適切な指導に努めていると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ありがとうございます。マスクの着用、非着用に対して、いじめの対象になるかならないか以上に、コロナ感染症に対してのそういった偏見やいじめを注意していただいているということは分かりました。

それでは、その次に、マスクの着用、非着用によって教育を受ける環境に差ができないように考えられているかどうか、お聞きします。

マスクをつけられない子だけをオンラインを使って別の部屋で授業したり、またはマスクをつけられない子にアクリル板を使って机の使用法を制限する差別的な状況はありませんでしょうか。

資料4の写真は、九州地方のある小学校で、マスク着用ができない児童の机に施されたアクリル板の写真です。もしこのように一人だけがアクリル板で隔離されたような対応を取るのであれば、それはもう、さらしものになってしまうような、そういった印象を与えられてしまうと思います。このようなことをするのであれば、全校分の児童生徒のアクリル板も用意してでも公平な学習環境を用意する必要があると思います。

マスク着用に対する希望や考えなど、子供たちや保護者へのアンケートなどは取られていますでしょうか。マスク着用に対する意識がどうなっているのか把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） マスクの着用、非着用によって教育を受ける環境に差が生じるケースはなく、隔離したり、特別な対応を取ったりすることで、つらい思いをしている児

童生徒はおりません。

マスク着用に対しては、児童や保護者の希望や考えなどのアンケートは行っておりません。マスクに関する意識についての把握についてですが、マスクに限らず、新型コロナウイルス感染症に関する学校の指導内容や生活様式については、国による新しい生活様式や県教育委員会からの通知を基に、基本的な感染予防対策を徹底した上で、困ったり悩んだりしている児童、保護者の声に、個別にしっかりと耳を傾け相談に乗りながら対応しております。

コロナ感染症に関わること以外でも、学校では、生徒への指導、家庭に対して様々なお願いをしております。その中のマスク着用にて特化した調査をすることは、今のところ考えはおりません。その必要性が生じる事態になった場合においては、学校と考えを共有いたしまして、実施することになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） ぜひそういった保護者や生徒の声を生かしてもらって、マスクに限らずと言われていましたけれども、実際にマスクがつけられずに困っている、それをやはり子供ですから、同調圧力もあると思いますし、自分の声を外に出せない子もいると思います。そういった子にも、やはり十分な配慮をしてもらって、アンケート等で保護者や生徒のふだん口にはできない、そういったところを確認してもらって対応を進めていただきたいと、そのように考えますが、もう一度そのアンケートや生徒、保護者の意識を確認していただけるということについては、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま事務局長が答弁させていただきましたけれども、今のところは考えておりません。それで、今、議員が同調圧力とかでなかなか外せない子供がいるのではないかということにつきましては、その可能性もあるということは十分に承知しております。

それで、今、大変マスクの着用が話題になっておりますけれども、やはり学校としては、子供たちが困っている困り感をどうやって言えるように、また申し出られるようにするかというのが一つの大きな課題となっております。ですから、アンケートを取ったときに、マスクにて特化したアンケートを取ったときに申し出るという方法も一つありますけれども、今毎月、子供たちは、言い方はいろいろあるのですけれども、いじめアンケートと言ったり、心の点検日と言ったりして、今の気持ちを吐露したり、悩んでいることを書き込んだりしながら、学校の教員もそれを把握しているわけですが、そういう中でマスクに悩んでいる子がもしいるとすれば、そういうところに書き込んでもいいんだよというよう

な声がけをしたりして、その状況をつかんだり、あるいは今回、後でも答弁させていきますけれども、保護者の方にもマスク着用の考え方をお知らせしましたので、そういう中で保護者の方のお考えがあった場合には、それにしっかり耳を傾けて、そのお子さんに対してどういう方法がいいか学校で考えていくというような方法でやっていこうと今のところは考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひともきめの細かい対応をお願いいたします。

それから、学校の内外、特に登下校中の児童生徒のマスク着用についてお聞きします。通学路周辺の町民の方たちにも、やはり関心のあるところになっているのではないかと思います。

資料5番と6番は、吉岡町近隣の小学校と、それから伊勢崎市教育委員会から保護者宛てに発せられた案内文です。このようなマスク着用に関する指導について、町民の理解を得られるような発信も必要かと思えます。このような発信についてはお考えがありますでしょうか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 5月24日付、文部科学省からの学校における児童生徒等のマスク着用についての事務連絡を踏まえまして、暑くなる時期を迎え、マスクの着用についての学校の指導方針を保護者の皆様に発言をさせていただいているところでございます。

保護者以外の地域住民の皆様に対して、子供たちのマスク着用についてを発信する必要性と妥当性については、子供たちの実態を承知している学校の意見も聞いて、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） やはり保護者、生徒、学校の間でそういった情報を共有するだけでは、周りから見ている町民の方の不安の要素になるかもしれません。

それともう一つ、我々議員もそういった状況を、学校から保護者への案内ですとか、そういった発信を、やはり立場としては把握しておけるほうが、こういった質問の内容にも関わってきますので、そういった学校から保護者や児童に対する発信、それらを町民をはじめ我々議員にも伝えていただける、そういった方法は何か考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 保護者の方への全ての情報発信を議員の皆様にお送りするということについては、今後どうしたらいいのか、大変重要な課題だと思いますので、検討していきたいと思えます。

今のところ、私は先ほどもから申し上げましたように、マスク着用について、確かに興味関心が国民の皆様、高まっているというのは承知しているんですけども、だからといってマスクだけの保護者の方への通知を発信するというその基準を、どこで線を引くかというのは少し難しいと思えますので、ぜひこれは議員の皆様とも意見を交わしていきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） お互いに前進できるように今後進めていただけたらと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、特にこれからの季節、熱中症の心配もあり、子供たちがマスクを自ら外すことができる環境、そして自分自身の体を守る、もちろん感染症の対策もする、そのような指導を学校で徹底していただきたいと思えます。

改めて、もう一度確認です。感染症対策の下、マスクを外してよい環境を、今後より選択の自由度を広げていただけるよう、お願ひいたします。マスクによる感染症対策は、自分が感染しないことも大切ですが、それ以上に自分から人にうつさないことのほうがマスクの役割としては大きいと思えます。人を思いやる気持ちは大切です。その気持ちを忘れず、その上で自分の身の健康も自分で守っていく、周りに心配りをしながら、外せるときは外してもよいということをお子たちに判断をさせる、そしてその判断が適切かどうか先生が見守ってあげる、そのような指導もあつていいのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 小林議員のお考えであるマスクを外してよい環境について選択の自由度を広げる必要がある、また外せるときは外してよいことをお子たちに自分で判断させ、その判断が適切であるかどうか教師が見守る指導があつてもよいのではないかとということについて、お答えさせていただきます。

新型コロナ感染症に関しましては、まだ解明されていないことがあるようです。例えば、食物アレルギーは命に関わることですが、それを防ぐ対応法は明確になっており、学校ではこうすれば発症を予防できるという策を持ち合わせております。しかし新型コロナウイ

ルスについては、続々と新たな変異株が出現しており、万全な予防策も確立されておられません。専門家の間でも、マスクの着用の在り方について様々な考えがあることが新聞の情報からもつかめます。

また、学級閉鎖は子供たちの生活や学びはもちろん、家庭にも影響を及ぼしますし、どこどこ学校では学級閉鎖があったという話題は、一部では町民の皆様にとって関心の高いところでもあります。

現段階では、まだ子供たちにも、ご家族にも、新型コロナウイルスの感染者を出したくない、ましてや学校が感染源になることはあってはならないというのは強い願いであります。学校は、希望者のみが通う場でなく、原則として町に住む該当する年齢全ての子供を集める場所であります。このような子供たちの健康、安全、命を預かる学校に、教育委員会が指導する際には、公的機関が発出する感染予防対策を基本にすることが絶対に必要であると考えております。適切な予防策のよりどころになるのは、公的機関からの通知の内容や情報です。

先ほど申し上げましたが、5月24日の文科省の事務連絡は、現在の学校における感染症対策のよりどころとなるものであります。この事務連絡は、夏季を迎えるに当たって、学校生活における児童生徒等のマスク着用などについて留意点などが記されております。基本的な考え方としては、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等手指の衛生、換気、これは継続することがまず冒頭で確認され、マスクの着用の位置づけは変更されておられません。

新たに、身体的距離が確保できないが会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方の明確化が行われておりますが、このような場面は校舎内での生活ではあまり当てはまりません。例えば、図書館で静かに本を読むということに関しては当てはまると思うんですけれども、その場面だけ外していいという指導につきましては、声かけはするものの、やはり現実的には非常に難しいと思いますので、基本的には、校舎内での生活では、マスク着用というのを基本的に考えているところです。

また、小林議員のおっしゃるような、自分から人にうつさないようにする思いやる気持ちを忘れず、その上で自分の身の健康も自分で守っていく、周りに心配りをしながら外せるときは外してもよいということ子供たちに判断させる、教員はその判断が適切かどうか見守るという指導は、まさに教育のあるべき理想であると思います。ただ、新型コロナウイルス感染症の予防という観点からは、このことはまだ困難な状況にあるというふうに思います。

家族に感染症を持ち込ませたくない、また本人に絶対に感染させたくないなど様々な理由から、マスクを外している友達と遊ばせたくない、近づかせないようにしたいという考

えの方もいらっしゃいます。また、先週から今週まで、ご存じのように、また今週に入ってから、新たに学級閉鎖も生じている状況であります。感染不安から登校していない子も現実におります。自分の判断でマスクを外したりつけたりすることを許容できる大人社会になっているかということも、重要な要素だと考えます。

以上のことから、学校では児童生徒に対し、どんな場面でも着脱を自己判断することはさせず、マスクを正しく着用することが必要な場面、また外したほうがよい場面を具体的に指導します。そして、あわせてマスクを正しく着用することが必要な場面において、マスク着用が可能な子がマスクを正しく着用していないときに、その子に対する声のかけ方や接し方、暑い日の下校時や体育の時間など熱中症のリスクが高くマスクを外したほうがよい場面であっても、様々な理由からマスクの着用を希望する子がいること、そしてその子への声のかけ方や接し方についても、教師の共通理解をしっかりと図り、適切な指導が必要であると考えております。

今回の文科省の事務連絡では、これまでも示されていた、十分な距離を保っている場合はマスクの着用は必要ない、暑さ指数が高い日は熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるためマスクを外す、また体育の授業においてもマスクの着用は必要ないということを引き続き確認しつつ、それらが、子供たち、保護者の皆様に対して十分に説明されていなかったと思われるケースを想定して発出されたものであるため、今後、熱中症が心配される時期において、改めてこの事務連絡の内容を踏まえた教育委員会と学校の基本的な考え方を保護者の方にもお知らせしたところです。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 先ほど、教育長から深いお考えをお聞きしまして、ありがとうございます。やはり子供たちファーストで、今後いろいろな対応をしていただけるということで、お願いしたいと思います。着用を希望する子がいる、やはり着用を希望しない子もいる。大多数に流されるのではなく、その子一人一人を見て、対応をきめ細やかに行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校でのタブレット端末利用状況と、今後についてお伺いいたします。

文科省のGIGAスクール構想により、吉岡町では近隣市町村に先駆け、児童生徒1人1台のパソコン配備を進め、吉岡町内の学校ではHiBALIプランと名づけられた計画に基づき、学校教育でのタブレット端末利用を開始して丸1年度が経過したことと思いません。

この年度を通じての端末使用や、年度替わりでの機器の引継ぎや補充、修理など、問題

なく対応はできましたでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） HiBALIプランのタブレットの使用や年度替わりの対応について、ご質問いただきました。

吉岡町で児童生徒に貸与している端末は2種類ございます。一つは、タブレットタイプのやや小型のもので、これを小学校の1年生から3年生まで使用して、小学校4年生から中学校3年生まではノート型のパソコンを使用しております。

小学校から中学校への進学の際には、小学校で使用していたものをそのまま持ち上げる形となっておりますので、機器の引継ぎにつきましては、前年度に小学校3年生が使っていたタブレットを新しい小学校の1年生に、また前年度に中学校3年生が使っていたノートパソコンを小学校の新しい4年生が使うこととしております。学年の人数によって、年度ごとに端末の必要数が変化、また修理が必要なものがある場合などもありますけれども、教育委員会といたしましては、次年度の児童生徒数を見据え、計画的に補充等を行って対応しております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 引継ぎの方法を説明していただきました。よく分かりました。ありがとうございます。

小中学校の児童生徒がおられる家庭では、子供たちがタブレット端末を使って家庭でも勉強している姿を目にする機会もあると思いますが、現在の学校のIT教育について、ほとんどの町民がその実態について知らない状況かと思えます。

タブレット利用の教科や、そのタブレットを使う時間的配分の割合はどうなっているのか、学習面でのアプリなどは年度を通して機能しているのか、またその効果や成績アップにつながる場所はあるのか。

HiBALIプランについても、今どようになっいて、今後どうなっていくのか。継続なのか、改定なのか、何年先までの見通しがあるのかなど、例えば、祖父母の方々に、お孫さんたちがタブレット端末でどんな勉強しているのかということを知りやすく教えていただけるような説明をしていただけるとありがたいと思えます。お願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現在、学校では、端末の様々な機能や特性を生かしました授業が展開されており、教師の指導、子供たちの学習、家庭での学習などにより、町のHiB

AL Iプランにも掲げられている個別最適な学びが実践されているところがございます。

このHiBALIプランにつきましても、今年度、2.0を2.1にバージョンアップいたしました。各学校でも、ホームページなどで、子供たちが学習する様子を詳しく紹介しております。

また、コロナ禍以前に実施していた学校公開なども、今後、感染状況にもよりますが、徐々に再開されていくことも予想されますので、これからも引き続き端末を活用する子供たちの様子やHiBALIプランに基づく町のICT教育の現状につきまして、今後、発信の仕方については検討させていただき、ご家庭や地域の皆様に向けた情報発信を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） やはり学校公開等が中止になっていた時期もありましたので、授業風景等が見られる機会が少なかったのですが、今後そういった機会や、そういった機器の利用風景とか、学校でのタブレットの使用などを公開していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

授業以外の使い方は割愛させていただきまして、家庭での端末の利用状況についてお聞きします。

家庭でのWi-Fi等の利用環境は、全児童生徒がカバーできているのでしょうか。生徒に平等に学習の機会が与えられる環境が整っているのかどうか。例えば、宿題、テスト、提出物、成績管理や連絡通知など、タブレット端末の利用があるのでしょうか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 各家庭で端末を使用する際には、インターネットにつなぐ方法につきましては、ご家庭にお任せしている状況でございます。

また、インターネットを利用する環境につきましては、端末導入時から、町でも家庭通信環境整備支援事業やモバイルルーター等貸出事業など、環境整備のための支援を実施しております。現段階では、インターネットにつなぐことができずに、家庭での使用が全くできない児童生徒はいないと認識しております。

利用状況につきましては、まず宿題は端末を使ったドリル学習や課題の送付等が行われております。テストにつきましては、原則まだ紙ベースの試験が行われている状況ですが、昨年度、中学校の技術家庭など、定期試験で端末を使ったテストを実施しております。

なお、成績管理につきましては、通知表や指導要録等の印刷、データ保存等におきまし

では、この端末とは異なる学校の校務支援システムを使用して管理をしているところがございます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） 時間も少なくなってきましたので、幾つか割愛させてもらいまして、取扱いの中での損傷、故障、盗難など、問題はないかどうか。その不測の事態に対して、保険等はどうなっているのかをお聞きします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、保険についての説明をさせていただきます。

現在、紛失または重大な過失により毀損した場合を除きまして、保険を適用して保護者負担なく修理を行っております。この補償は、端末購入時及びリース契約時において、契約をしているものでございます。

次に、補償についてですが、令和3年度において補償適用になった物損は、軽微のものも合わせ3校で140件あったわけですが、現時点では情報端末本体において保護者負担となるような事態は確認されておりません。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） 分かりました。保護者の負担はなるべくないように、このHiBALIプラン、GIGAスクール構想を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、子育て支援について、公園遊具についてお聞きします。

令和3年12月議会において、公園遊具について一般質問させていただきました。その際、上野田ふれあい公園の新しい大型複合遊具について、町民の意見を広く取り入れるなどの答弁をいただきましたが、コロナ禍の影響もあってか、なかなかワークショップ等の開催の連絡をいただけませんでした。ようやくこの4月に開催されたようです。その模様を見学させていただきましたが、参加者から様々な意見が出され、それをグループの意見としてまとめ、理想の公園像を共有していくといった形のとても有意義なワークショップだったと思います。

このワークショップは、1回にとどまらず数回行われ、最終的な決定まで進まれるとのことですが、今回、このワークショップの開催までの経緯と第1回ワークショップの結果について、また今後の予定等も含めて、改めてご説明をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 上野田ふれあい公園の遊具につきましては、今年度設置の予定となっております。

遊具設置に当たりワークショップを開催した経緯につきましては、第6次総合計画におけるパブリックコメントにおきまして、住民ニーズに即した公園や遊具を望む意見が多数ございました。町としても、寄せられた多くの意見を酌み取ることで民意を反映し、投資効果をより高めることができるものと考えております。住民参加のワークショップは、そのニーズを的確に捉える最適な手段として今回開催したものでございます。

第1回目のワークショップ終了後に行った参加者からのアンケート結果では、幅広い意見が聞けてよかったなど、好評であったことがうかがえる回答が多数ございました。

引き続き、住民ニーズに即した遊具の設置に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、建設課長から答弁をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 上野田ふれあい公園遊具設置ワークショップでございますが、子ども会育成会から5名、一般公募から10名、計15名のメンバー構成で、全部で3回の開催を予定しております。

第1回目は4月23日土曜日、吉岡町文化センターの研修室で行っております。

ワークショップの内容の詳細ですが、参加者にA班からC班まで3つのグループに分かれていただき、テーマが2つ、吉岡町の公園遊具の課題と吉岡町における公園遊具の在り方を軸に、参加メンバーが自由に意見交換を行う形でグループワークを実施しております。

参加メンバーには、それぞれ遊具に関する考えや思いを自由に付箋紙に書いていただき、関連する項目ごとにグルーピングを行いながら、最後にまとめとして班ごとに発表をしていただいております。結果につきましては、第2回目につながる貴重なグループワークができたものと捉えております。

第2回目は6月25日を予定しており、第1回目のワークショップで提案されました意見などを基に、更新遊具の具体的なイメージ図を提示したいと考えており、このイメージ図に対する魅力や改善点について、グループワークを通しての意見交換を予定しております。

最終の3回目は8月中をめどに開催したいと考えております。内容は、2回目のワークショップを踏まえた、より具体的な遊具の更新案を示し、比較検討をグループワークで行い、最終的にはワークショップの結果を遊具設置の工事仕様に盛り込み、発注を行いたい

と考えています。

今後のワークショップにおきましても、住民ニーズに即しました遊具の設置に向け、ワークショップの内容が充実したものとなるように進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今後も、そのワークショップを進めていただき、長く大勢の人に愛される遊具であり、公園であるようになってほしいと思います。

その他の公園についてや自治会等の近くにある遊具のある公園等についてもお聞きしたかったのですが、時間の関係で割愛させていただき、子ども食堂運営助成についての質問をさせていただきたいと思います。

子供の居場所ということで、町内にも子ども食堂を運営し始める動きが見えてきました。食堂の常設という形にはまだ至っていないようですが、弁当配布やフードパントリーといったフードロス削減の考えから、町内の様々なところから提供された食品や生活用品の再分配など、大久保地区や下野田地区でボランティアで進められているグループがあります。

町の第6次総合計画にもありますとおり、SDGsの観点からも、無駄をなくして持続可能な取組として広げていっていただきたいと思います。

町としても情報が入っていると思います。5月31日の上毛新聞にも、役場でフードドライブを行って、その集まったものを団体に寄附をしたことが掲載されておりました。

今後、具体的な支援や助成についてどのような考えをお持ちでしょうか。例えば、町のボランティアと協働で活動してもらったり、町内の協力できるお店や企業との連携を補助したり、また空き家対策としても、活動拠点となるような物件を活動団体とつなげられるようなシステムを構築できれば、空き家の所有者も空き家を利用してもらえらるなら所有者に固定資産税の一部を協力代として免除するとか、直接的な資金の援助ではなくても支援や助成の方法が考えられると思います。このことについてお考えはありますでしょうか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） お答えいたします。

町では、団体の活動目的と事業の趣旨に賛同しまして、子ども食堂の立ち上げのときから事業への協力の姿勢を示しています。

先ほど議員からご紹介があったように、役場職員でも何か協力できないかということで、職員の発案で、役場職員によるフードドライブを実施いたしました。その結果、集まった缶詰やレトルト食品、またお菓子等は、団体のほうに声かけをさせていただいて、全て活

用していただくような形で寄附をさせていただいております。

今後につきましては、役場だけではなく、余った食材を寄附してくれる個人や団体、また企業など、そういったものを町が直接募集をして、子ども食堂のほうに直接つなげるという形を考えています。

先ほど、総合計画の中にも触れていただきましたが、SDGsの取組としてフードロスの削減、それから生活困窮者に対する食料支援、これを両方兼ね備えた食品ロスを減らすことと、食料支援、余剰食材を町内の中で循環するシステム、そういったものを構築する事業を今準備しています。

そのほかにも、団体のボランティア募集ですとか、あと団体の活動紹介、非常にいい取組ですので、そういったことなんかも今後進めていければいいかなというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ありがとうございます。子ども・子育て支援、そのほかいろいろな人の居場所を提供したり、今後ますますこういった活動が町全体に広がってほしいと思いますので、期待しております。

続きまして、町民の安心・安全について、防犯カメラの設置についてお聞きします。

5月17日の上毛新聞で、渋川市が防犯カメラ導入設置経費を補助という記事がありました。去年の12月議会でも一般質問させていただきました。ごみ出し場のマナー違反防止や抑止に防犯カメラを自治会費で設置しているところに対して、現在では助成の考えはないということでしたが、より細かい地域住民の安心・安全を考えれば、地域の目から見た防犯の機能を町で場所を決めて追加設置をしていくだけでなく、地域のための、それこそ先ほど質問させていただいた公園など、住民の居場所的など、人通りの少ない通学路など、地元自治会の設置を助成して防犯に役立てる方法を増やしていただければと考えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自治会に対する防犯カメラの設置助成に関しては、現在のところ助成という形では考えておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、地域住民が真に必要なとする場所への防犯カメラの設置は、町としても必要であると考えております。

そこで、これまで警察と協議しながら通学路等を中心に設置してきた防犯カメラの設置場所を、今年度より自治会の要望も取り入れた上で、警察と協議しながら設置する方法を取っていきたいと考えております。

なお、設置台数につきましては、限られた予算の中で、例年4台ずつ程度を設置しておりますので、一度に全ての自治会の要望が実現するわけではございません。設置に対する手法等の準備ができ次第、順次、設置を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも進めていただければと思います。

「住み続けたいまち よしおか」ということで、今後も町の政策、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

質問が幾つか残りましたが、以上で一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地について。

平成26年12月、エコ小野上処分場完成で、当時の渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者は次のように挨拶をしております。

渋川地区広域圏としての循環型社会を構築するため、ごみの減量化及び資源化を図るとともに、適正なごみの処理、処分を実施することを目標に、ごみ処理施設の整備を進めると挨拶しています。

しかし、こうした取組を進めてもなお、焼却した後の灰や不燃物のうち資源化が困難な不燃残渣など、最終的に埋立処分しなければならない廃棄物は必ず発生します。最終処分場は、町民生活にとって極めて重要で必要不可欠な施設です。

エコ小野上処分場は、令和11年度に埋立計画期間が満了します。このため、それまでに最終処分場を整備することが必要となっています。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、今年3月に一般廃棄物処理基本計画を打ち出し、基本方針には、組合が所管する施設のうち、ごみ処理施設関係は稼働後28年が経過、し尿処理施設は稼働後37年、改造後から23年が経過しており、一般廃棄物最終処分場は

残余期間が残り8年から9年が見込まれることから、早急に整備計画を策定し、安定処理に支障を来さないようにしなければなりません。

また、渋川地区広域圏のごみ排出量は年々減少傾向になっていますが、渋川地区広域圏としての循環型社会を構築する目的のため、ごみの減量化を進めていくために本計画を策定するものとしますとあります。

吉岡町のごみ処理は、渋川地区広域圏で処理を行っています。平成20年3月に、3市町村で最終処分場建設に係る候補地選定に関する協定を締結し、次期候補地は吉岡町となり、協定に基づき吉岡町にて候補地選定を進めるため、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会が設立しました。

(1) 令和3年3月22日の第2回候補地選定委員会で、候補地5か所が地図上に示されました。公平性、透明性の確保が求められる中、どのような基準で5か所を選定したのか伺います。

議長 (岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) 平成20年に締結された協定に基づき、吉岡町が次の一般廃棄物最終処分場の用地選定を進めることとなりましたので、町では群馬県の廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る立地基準を準用し、建設可能な区域の抽出を行うことといたしました。

その立地基準は、民間企業等が廃棄物処理施設を設置する際に適用されるもので、国及び地方公共団体が設置する場合に適用されるものではありませんが、最終処分場の用地の選定は公平性や透明性を確保しながら進める必要があることから、吉岡町では当該立地基準を準用した形で検討を進めているところであります。

なお、基準の詳細につきましては、住民課長に説明をさせます。

議長 (岩崎信幸君) 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長 (小林康弘君) 吉岡町が準用した群馬県の廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の第7条には、民間企業等が廃棄物処理施設を設置する際に適用される立地基準としまして、最終処分場はほかの最終処分場や水道水源施設、住宅地域、公園等の自然環境保全地域、災害防止等保全のための区域のほか、特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域や学校や保育所、老人デイサービスセンター、老人福祉センター等、利用者に配慮が必要な施設から、それぞれ一定の距離を設けることなどが記載されております。

町では、この立地基準を参考としまして、公園、貯水池、水道水源施設から500メートル以上距離を取ること、居住区域や公共施設、病院、診療所、介護施設、文化財等から

100メートル以上距離を取ること、河川区域、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、保安林等から10メートル以上距離を取ることなどを抽出の基準として設定し、5か所の建設可能区域を抽出したものととなります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいま立地基準について説明がありました。最低限守らなければならない環境への配慮の基準であって、このほかに町にとって基本方針があるのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） この基本方針と呼ばれるものにつきましては、以前も一般質問のほうで答弁させていただいておりますが、町として基本方針という部分については特別定めていないというふうに答弁させていただいたかと思えます。

ただ、先ほどお話しさせていただいたとおり、吉岡町で基準とした立地基準、どこどこからどのくらい距離を取ること、こういったものが町としての立地基準というふうに読み替えられるというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この5か所選定に当たっては、現地調査をしたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） この現地調査ということなのですが、建設可能区域内にある道路から構造物等の確認等を行った経緯等はございますが、建設可能区域はほぼ私有地であることから、立入りを伴う現地調査は行っておりません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最近、候補地の面積に変更がありましたが、その変更理由について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 第2回選定委員会におきまして、群馬県の立地基準に基づきまして作成した建設可能区域図をお示しさせていただいておりましたが、その作業を進める中で、その後、図面に変更が生じました。

大きく分けて2点ありまして、1点は河川区域の見直しとなります。県の立地基準にお

きましては、災害防止等のために保全を図る必要のある区域等において、河川法第6条第1項に規定する河川区域となっており、同法において規制がかかる吉岡町の河川は利根川を含む8つとなりますが、改めて県の河川台帳と照合したところ、4つの河川において河川区域の誤りが確認されたことから、修正させていただいたものとなります。

また、2点目につきましては居住区域の見直しとなります。居住区域につきましては、住居のほか、インフラ設備とか、何らかの建物、構造物がある場所を図面に落とし込んでおりますが、再度確認を行う中で、構造物である送電線の鉄塔や太陽光発電設備等、これの建設物の見落としが確認されましたので、それに伴い居住区域の追加をさせていただいたものであります。

これにより、それぞれの区域において面積の変更が生じたものとなります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 送電線、太陽光等の理由により面積が変更と。でもこれ、現地には行ったわけですよね。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 実際のこの面積の誤りという部分につきましては、あくまでも現地ではなく、図面上の対応というふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 5か所のうち東部にある2か所、これは2.5ヘクタールに満たないのに、なぜこの2か所を選出したのか、理由を伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） これまで吉岡町では、用地の大小を問わず、吉岡町内に建設が可能な土地があるかという建設可能区域の抽出を目的として行っておりましたので、その段階での絞り込みについては行っておりませんでした。

選定委員会では、この立地基準等の確認が終了したことから、抽出の手続きを終え、次の段階となる評価絞り込みの手続きに移行したものとなります。

なお、この2.5ヘクタール未満の区域につきましては、先日開催されました第4回選定委員会で行われた一次評価により、選定候補地から除外されております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 私がお聞きしたいのは、もともと2ヘクタール以上というような話があったわけですね。にもかかわらず、満たない土地までなぜ選んだのかと、そこをお聞きしたいんです。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 繰り返しになりますが、吉岡町の中で最終処分場を建設が可能な土地というものを、一旦洗い出しを行ったということになります。洗い出しを行った結果、面積の大小は置いておいて、こういったところが建設可能な土地であるといった洗い出しを行ったということであります。

それで、洗い出しを行った上で、次の評価という段階で、実際にそれが2.5ヘクタールに満たないということで、今回の選定委員会において、満たない部分の除外をさせていただいたということになっておりますので、この事務手続についてご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） もともと、2.5ヘクタール以上というふうに広域から言われているわけですね。なのに、何で2.5ヘクタールにいかない大小にかかわらずというお話ですが、疑問なんです。考えてみれば、南部に3か所、東部に2か所ですね。これは東部の2か所を除いてしまったら南部だけしかない。そうすると何かまずいから、東部の2か所を2.5ヘクタールにいかないけれども選んだと、このような解釈を取る人もいます。

つまり、地元住民の感情として、初めから南部ありきでは困るから、東部に2か所を選んだのではないかと、そういう疑問を持っている方がいらっしゃるので、あえて説明を求めたわけです。そういうことはあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 吉岡町の西部、東部といった地域のバランスという話だと思いますが、それについて、町としてそれをもちろん意識してやったことは決してないと考えております。あくまでも、先ほど申し上げたとおり、建設が可能、制限がかからない土地の洗い出しを行った結果ということでご理解いただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次、行きます。

（2）広域組合からはスケジュール案が出ておりますが、町としてのスケジュール案は

あるのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、これまで町内において一般廃棄物最終処分場を建設可能な区域の洗い出しを進めてまいりました。あくまで今の段階における大まかなものということになりますが、担当課として想定しているスケジュールをお伝えさせていただきます。

まず、これはもう行ったことですが、先日、5月25日に第4回選定委員会が開催されました。そこで第一次評価が行われたわけなんです、それを受けまして、今度、建設候補地として3か所が絞り込まれたということになりましたので、その3か所全てが上野原地区に所在していることから、町では6月下旬に上野原地区での住民説明会を開催すべく、現在調整を進めているところでございます。

その後、選定委員会では、3か所の建設候補地に対する比較検討を行うことによりまして、町内における建設適地の検討を進め、7月下旬頃をめどに町長への答申を行っていただきたいと考えております。

8月以降につきましては、渋川地区の広域市町村圏振興整備組合との調整の中で、より具体的な区域の絞り込みが行われ、10月の下旬頃までには、町としまして適地と考える区域を決定できればと考えております。

その後は、適地と決定した地域に対しまして、町としてその該当区域を候補地として決定したことと、このことについて同意をお願いしたいという旨を伝えるとともに、地域からの要望の取りまとめ等を行う予定でおります。

そして、できれば11月中に地域からの同意書を頂き、12月議会において議員皆様への説明を行った上で、年内中に渋川地区広域市町村圏振興整備組合へ選定報告を行いたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今お話があったようなスケジュールを一覧にして、それを例えばホームページに載せるとか、もしくは選定に関わる地域の方々に回覧するとか、そういう方法はお考えですか。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） このスケジュール案につきましては、今後、説明会あるいはホームページ等で掲載を考えていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今後は、地権者の説明会とか、地元の説明会とか、もしくは全町民への説明会も必要だと思うんです。その辺も含めてスケジュールを見える化してください。

3番目、前回、3月議会で、候補地ごとの評価を進めるとありましたが、先ほども評価を進めるとありました。具体的な評価の進め方について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 5月25日の選定委員会において、候補地が3か所に絞られました。今後は、それぞれの地域における立地特性のほか、生活環境や自然環境への影響、災害危険度、建設における経済性などを勘案し、評価をしていくことになると考えております。

具体的には、今まで建設可能区域を抽出するために実施してきた県の立地基準等も含めまして、立地特性としては所有者数とか平坦地区の確保状況、生活環境については近隣自治体の水源等も含めた距離とか景観の変化の影響等、自然環境につきましても植生自然度、そして災害危険度につきましても改めて土石流の危険区域等について調査を行った中で、評価をしていくことを考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 4番目、最終処分場候補地の広報の在り方について、今まで何回もここでお話をしてきました。町の広報紙に一度も掲載されたことがありません。なぜ町の広報紙に掲載しないのか、理由について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） この広報のことにつきましては、これまで様々なご意見をいただいております。それらを踏まえ、町のホームページでは、過去の選定委員会や住民説明会の議事録、資料等につきましても細かく掲載しており、その内容についてもできるだけ丁寧に作成していることとなります。

また、6月3日発行予定の広報よしおか6月号では、改めて今、町として一般廃棄物の最終処分場の選定を町が進めていることを広く町民に周知することを目的としまして、最終処分場の整備の必要性やこれまでの経過、今後の予定等について掲載をすることとなっております。

町としても、広報、周知の大切さは認識しており、今後もホームページや広報を活用し、広く町民の皆様にご伝えていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 担当者が替わると、替わってすぐ、もう6月号に内容が掲載されると。今まで担当していた人は何やってきたんですかね。そう思わざるを得ません。やはり町の問題ですから、南部の問題ではありません。ですから、広報等でやっていただきたいと思います。

それから、ホームページ。おとといホームページ見ましたが、注目情報に候補地選定の項目が表示されたわけですね。以前の担当者は、そこに表示しても何日かたてば消えてしまうのだから表示しないと、そのような意味合いの答弁をしておりました。やはり載せることが必要だと思います。

そこで、第4回選定委員会が5月25日に開かれたということですが、内容についてはどのような内容か、詳しくなくていいですから、アバウトでお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 第4回の選定委員会の内容ということでよろしいでしょうか。

この第4回の選定委員会の中では、主にとということになるんですが、今まで答弁させていただいたとおり、これまで洗い出しを行って抽出されていた区域について、第一次評価ということで、面積要件の評価を行い、面積要件2.5ヘクタールに達しない地区の除外を行ったということが主な内容となります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 6月号には先ほどの内容が掲載されますが、第4回、5月25日に開かれた内容については、いつ頃ホームページに載るのか、または何月号の広報紙に掲載するだとか、その辺の予定はありますか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 第4回の選定委員会につきましては、現在、議事録等を取りまとめているところでございます。議事録の取りまとめが終わって、内容等の確認ができましたら、そのタイミングを見てホームページ等に掲載していくことを考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、3月議会で、ホームページのくらしの情報を開けば、最終処分場のページが出てくるという答弁がありました。しかし、くらしの情報のページを開けば出てくるということを、どのような方法で町民に周知したのか、お伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） ホームページへこの最終処分場関連の情報を掲載したことに対する具体的な周知は行っておりませんが、先ほど広報についての部分で回答させていただいたとおり、広報の6月号で記事を掲載します。その中でQRコードも掲載させていただいておりまして、今後このQRコードをスマートフォンで読み取ることで、町の該当ページに飛べるような仕組みもつくりました。

また、ホームページにつきましても、内容を更新した都度、町ホームページのトップページにある注目情報にタイトルが掲載されるよう対応しておりまして、今後についてもこういった情報公開に努めてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に行きます。

5番、平成20年に結ばれた処分場の用地選定の協定は不公平に感じるのですが、町長の見解を伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 平成20年2月に締結された用地選定の協定については、当時の3市町村長が真剣な協議を行った中で、また広域議会での周知など、公平性等も踏まえ、締結されたものと認識しており、現時点では締結されている協定に基づき、自治体としての責任を果たすため、町内での候補地選定を進めているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 当時決めたのと、それはそうなんですけれども、問題は今の時点で情勢が変わってきていますよね。今の時点で、この協定に関して不公平を感じているかどうか、町長、その点、感じているか、感じていないかで、お答えください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 不公平感という感じはございません。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） それでは、3市町村の面積比、人口比、ごみ排出量の比について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） では、まず面積比についてでございますが、構成3市町村の面積の合計が288.65平方キロメートルでありますので、吉岡町は20.46平方キロメートルとなりますので、面積比としましては7.1%となります。

人口比につきましては、令和4年4月1日現在の人口となりますが、構成市町村の人口の合計が11万1,165人で、吉岡町は2万2,161人となりますので、人口比としますと19.9%となります。

また、ごみの排出量でございますが、一般廃棄物としての数字としては、令和3年度の実績としまして、構成3市町村の合計が2万6,582.46トンで、吉岡町は5,040.10トンとなりますので、18.96%となります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町長、この資料を基に、面積で言えば、渋川市が83%、吉岡町が7.1%、榛東村が9.7%です。明らかに、現在の回る順番、渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村、つまり4分の2が渋川市で、4分の1ずつが榛東村、吉岡町ですね。面積比で考えても、片や83%に対して、吉岡町は7.1%です。これでも不公平感を感じませんか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分は、面積比率でなくて、当時決められた順番を、公平性を持って進めているというふうに解釈をしております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、次に人口比で言います。人口比で言えば、渋川市は67%、吉岡町は20%、榛東村は13%。これだって明らかに吉岡町のほうが広域圏ですから大きいわけですよ。

次に、ごみの排出量。先ほどお答えしたデータが、総量がちょっと違うんですけども、私は広域のホームページから令和3年度のごみ排出量年間トンについて求めました。これでは、渋川市が令和3年度のごみの排出量は72%です。吉岡町は17%、そして榛東村は11%です。

これらの面積、人口、ごみの総排出量をまとめて数値化しますと、渋川市は74%、吉岡町は15%、榛東村は11%。つまり、75%ですから4分の3は渋川市なんですよ。残り8分の1ずつが榛東村、吉岡町です。つまり、8分の6が渋川市、8分の1が榛東村、吉岡町。つまり、回数でいえば、渋川市、渋川市、渋川市、吉岡町、渋川市、渋川市、渋

川市、榛東村と、これが現在の基準で公平な考え方だと思います。その辺、町長のお考えはいかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当時の3市町村長で協定を結ばれたことに対しまして、自分は今回進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先般、新聞によりますと、2020年度、県民1人当たり1日990グラム、そして全国平均901グラムと、1人に換算したデータが出ていました。それで、今お話ししたデータを基に1人当たりに換算すると、吉岡町は808グラムなんです。

それで、県は第三次循環型社会づくり推進計画で、2030年に1人当たり805グラム以下とする目標を掲げております。では、吉岡町は1人当たりの目標値を設定しているのか、いないのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 吉岡町が目標とするごみの排出量につきましては、資料を確認しないと分かりませんので、お答えできません。

先日の新聞紙上でいいますと、現在の数字ということになりますと、吉岡町の場合は1人1日当たりの排出量の状況ということで、944グラムという数字が示されておりました。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の1人当たり944グラムというのは、これは2020年度のデータですよ。なおかつ、先ほど説明の中でお話ししたように、渋川広域で見ると年々総排出量が減少傾向になっている。2020年度、4万3,584トン、これは広域で、ところが2021年度は3万7,733トンで、およそ5,800トン減っているんですね。つまり、吉岡町にとっても約1,000トン減っているんです。町は排出量を減らすためにどのような施策を取っているのか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、ごみの排出量を減らす施策としましては、様々な取組を行っているのですが、例えば今年度から開始した部分につきましては、生ごみ処理機、コンポスタ

一の購入費補助事業を開始したり、また先ほどの一般質問でもありましたが、フードドライブ運動にまず着手したり、またこれまで行った部分につきましては、資源ごみの回収等にも協力をさせていただいております。

また、そのほかにも民間事業者との協働によりまして、小型家電の回収とか、使用済みインクカートリッジの回収、そしてそのほか廃タイヤ、バッテリー回収なども取り組んでおります。

そのような形で、町としては今現在取り組んでいるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今後ごみを減らすための施策をどんどん進めていただきたいと思います。

平成20年に結ばれた処分場の用地選定の協定を、今後、抜本的に見直す考えがあるのか、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げさせていただいたとおり、平成20年2月に締結された協定は、当時の3市町村長が様々な観点から真剣な協議を行った中で締結されたものと認識しており、町としては現在、候補地の選定作業に取り組んでいるところでございます。

なお、概要については、渋川広域圏議会の中でも周知された案件であり、ひいては各市町村議会の方にも連動しているものと理解するものでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先ほど説明しましたように、平成20年につくられた条件と今の条件は、明らかに違いますよね。それは理解していただけたと思うんです。ですから、今、吉岡町の最終処分場をどうこうしろと言っているのではなくて、平成20年に協定が結ばれた、これを直す考えがあるのかないのか。私がいろいろ条件を説明してきました。これだけ見ていたって、明らかに不公平ですよ、不平等ですよ。それを直す考えがあるのかないのか。

町長は、副管理者として、広域の一員を担っているわけです。その辺、お考えを述べてください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 私は協定書に記載されている渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村というこの順番は、一巡と捉えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 一巡しなければ見直さないという考えでしょうか。  
議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 見直す、見直さないではなくて、この一巡が、自分は現時点での捉え方とさせていただきます。  
議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 明らかに不公平なんです。何も一巡しなくても、おかしければ今、直すべきではないんですか。一巡するまで、あと何年かかるんですか。吉岡町が完成するまでに七、八年かかるわけです。それで満杯になるのがおよそ12年、そして渋川市に行ってもまた12年、それで榛東村に行っても12年。30年以上たったら、私ども、生きていません。  
今、矛盾を感じていただいて、これを直す方向で、順番をもう一回見直していただきたい。その辺、町長の考えを伺います。

- 議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

- 町 長（柴崎徳一郎君） 協定を遵守していきたいと思っております。  
議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 次、行きます。

2番、中学校の部活動改革について。

文部科学省は、教員の負担を踏まえて、2020年9月、部活動改革の概要を公表しました。主に中学校の部活動を対象に、休日に関しては地域移行との表現で、外部委託を進める方針を示しました。

部活動の実施については、これまでにスポーツ庁、文化庁から、部活動指針が出されており、活動時間や休養日の基準を中心に、吉岡中学校も対応されていることと思います。

そもそも学校運動部活動の地域移行という話は、教員の働き方改革から立ち上がりました。文部科学省が行った教員勤務実態調査（平成28年度）によると、小中学校教員約2万人の平均勤務時間は1日11時間を超えています。

中学校の場合、長時間勤務の主な要因の一つに、学校部活動があります。特に、運動部活動は、大会や練習試合が多く、毎週末どこか試合に行くことが多いため、必然的に教員も土日を拘束されます。

今般の働き方改革では、部活動は必ずしも教員が担う必要のない業務に分類され、学校の働き方改革推進と同時に、部活動改革の必要性が挙げられるようになりました。中学校学習指導要領によりますと、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとあります。

そこで、伺います。

(1) 吉岡中学校における部活動の位置づけについて、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 廣嶋議員から、吉岡中学校における部活動の位置づけについてご質問をいただきました。

まず初めに、中学校の部活動は、教育課程外の活動でありまして、法令上、学校が設置運営義務とはされておられません。しかし、議員おっしゃるように、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから、学校の教育活動の一環として計画、実施されています。

吉岡中の部活動では、町教育委員会で策定いたしました適正な部活動の運営に関する方針において、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として大きな意義を持つ活動であるとしております。

また、吉岡中学校でも、部活動運営規定におきまして、部活動は学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に、目標達成のために互いに競い、励まし、協力することで、資質、能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指すとしております。

このように、部活動は学校教育の一環であることが明記され、教科指導とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会となり、多様な生徒が活躍できる場としております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今お話しいただいたように、部活動は学校教育の一環という位置づけになるわけですね。そうしますと、運動部活動は教育活動であるというふうに解釈してもよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校の教育活動は、教育課程に位置づけられている活動と、教育課程外と

される学校で計画している活動に分かれております。部活動は教育課程外の活動として、学校の教育活動として計画、実施されております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、教育課程内、教育課程外と。それで、部活動は教育課程外の教育活動であると。分かりました。

次に、スポーツ庁が今年4月26日、運動部活動の地域移行に関する検討会議を開き、公立中学校の休日の部活動指導を地域や民間の団体に委ねる地域移行を2023年度から2025年度の3年間で達成するとの目標を盛り込み、中学生を対象とした全国大会の在り方として、学校単位だけでなく、総合型地域スポーツクラブなど民間団体の参加を認めるよう提言案を提示しました。

中体連、日本中学校体育連盟は、既に2023年度から全中、全国中学校体育大会で、民間団体所属の選手が出場可能にする方針を示しております。

（2）運動部活動の段階的な地域移行に関する具体的な取組について伺います。

初めに、地域移行の地域とは、具体的に何を指しているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 部活動の地域移行の考え方でございますが、これまでの部活動の指導を学校の職務として教員が担うのではなく、地域の活動として地域の人材が担うものとなります。

したがって、地域の考え方としては、これは具体的には、先ほど議員もおっしゃったとおり、スポーツ少年団など、町の各スポーツ団体、民間スポーツクラブ、その他にもクラブチームやスイミングスクール、大学など、多様な実施主体が想定されると考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話の中では、吉岡町については主催になる団体というのはあるんですか。大学とか、そういうところがありませんよね、町には。この辺、どうお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まずは、吉岡町といたしましては、スポーツ少年団がメインで考えていきたいと思っております。実際には、スポーツ少年団に吉岡中の部活動と並行して入っている生徒もおりますので、そういったところから考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、町は具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画を策定するのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今回のスポーツ庁が設置しております運動部活動の地域移行に関する検討会議の中の提言の中では、国は休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけ、県においてはこの期間中に具体的な取組やスケジュール等を策定した推進計画を策定するとなっております。町といたしましても、県の計画を基に推進計画を今後策定していくものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、県が策定した後、町がそれを基に検討するというところでよろしいんですかね。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 町としては、まず並行してやっていきたいと思っております。それを待つてというのではなくて、実は今後、令和4年度におきまして、もう既に今、地域移行に向けた準備委員会の立ち上げを目指しております。その中でも、そういったものについて検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 国が示した2023年から2025年の3年間で達成するようにと。これは休日の移行がおおむね進めば、完了すれば、平日でも進めていくんですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 検討会議の中でも、移行が済み次第、速やかに、また平日の部活動の移行についても、当然それは取り組んでいくという形を示しておりますので、それに対しましても、それがすぐにできるかどうかという形ではありませんけれども、国の方針、また県の方針等に合わせて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 移行については、地域移行の課題として受皿の問題、先ほどお話がありました。そして、指導者の問題、それから拠点の問題、そしてお金の問題、大会参加の問題などが挙げられると思います。

今まで勝利至上主義が問題視されましたが、全中、全国中学校体育大会で民間団体所属の選手が出場可能になれば、クラブチームが当然強くなってきて、勝利至上主義の流れになる心配があります。

次に、地域移行後の団体に対して、学校施設を開放するのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 生徒が地域におきましてスポーツを行う機会を確保するためには、施設の確保が不可欠であるため、当然のことながら中学校の体育館やグラウンド、また小学校の体育館やグラウンドについても開放していくことを考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 運動部活動については、それで考えられます。文化部活動については、どのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらにつきましても、文化部につきましても同様な形で考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） では、先ほどちょっと触れましたけれども、受皿となるクラブなどがない場合は、競技によっては、教員が意思に反して休日も指導する事態が懸念されると思われませんが、この点いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） この点につきましては、このたびのスポーツ庁の検討に向けた検討会議の中でも課題として取り上げられております。

教員が部活動を指導する場合、休日には兼業申請をして、きちんとした対価をもらって、その活動をする方向性も示されておりますけれども、受皿がないところにおいては、その可能性もございます。ただ、懸念といたしましては、結局、休日に教員がたとえ対価はも

らったとはいえ、そこで活動することになりますと、ワーク・ライフ・バランスの点においてかなり課題がございますので、これについては吉岡町、私たち自身も課題と思っておりますけれども、全国的な課題として、今後その受皿がないところにおいてどうするのか、これについては考えていかなければならないというふうに考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 一部の部活については受皿があっても、そうじゃない部活も当然発生する可能性があります。その辺も、今すぐということではなくて、全国的な問題ですから、これに関してスポーツ庁等がまたどういう見解を示すのか、その辺も含めてぜひ検討していただきたいと思います。

次に、学校の施設は開放するわけですが、学校施設を開放したときの利用率というのは発生するのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 運動部活動の地域移行に協力するために、中学生を対象とする活動を行う団体などに対しましては、その実施主体につきまして、先ほど申し上げたようにスポーツ少年団等も当然考えられますので、無料もしくは低廉な利用料を認めるなど負担軽減のための措置を検討していかなければならないと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 例えば、夜、体育館を使えば、当然照明が発生しますよね。そうすると、結構照明代というのはそこそこ料金が高くなります。その辺も学校が面倒を見るのか、それとも最低限これぐらいの使用料は頂きたいとか、その辺どのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 先ほども申し上げましたが、当然今、スポーツ少年団等が活動する場合には、利用料は無料となっております。そういうところも踏まえまして、スポーツ少年団ではなくて、例えば民間のスポーツクラブ等になった場合についても、先ほどの答弁と同じになってしまいますが、低廉な使用料等を設定できればと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 当然、学校の施設を使えば、備品の破損や事故が発生する可能性があります。そういうものが発生した場合の責任について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 事故等が発生した場合の責任の所在につきましては、国も現在のところ具体的なモデルは示しておりません。

しかしながら、活動中の生徒同士のトラブルや事故、備品の破損等の対応を含む管理責任の所在などを明確にしていくことは、町といたしましても大きな課題であると認識しております。今後、実際に事故が起こってしまった場合の考え方など、スポーツ庁や県教育委員会などの動向に注視していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、移行に当たりましては、地域でスポーツを行う生徒やその保護者、また指導者が、安心して取り組める環境整備が必要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 環境整備を行う上で、学校施設開放の方針とか、そのような方針を策定する必要があると考えますけれども、その辺はいかがですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 具体的な方針等については、当然、議員おっしゃるとおり、規定していかなければならないと考えておりますので、そちらについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、部活動の地域移行で、教職員、学校にとって期待される効果について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 部活動の地域移行により、まず教職員にとっては長時間勤務の要因の一つが軽減され、併せて部活動の指導経験がない教職員にとっての負担軽減につながるものと考えられます。

学校にとりましては、教職員の負担が軽減されることで、限られた時間の中、授業の準備時間の確保による授業の質の向上、また多様化する生徒指導など、一人一人の生徒に寄り添ったより細やかな対応が可能となるなど、学校教育のさらなる充実につながっていくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 続いて、部活動の地域移行で、生徒、保護者に想定される問題について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 部活の移行に伴い、まず生徒にとっては、例えば平日と休日の指導者が替わることで、指導方針や指導方法の違いによる戸惑いが生じることが懸念されます。

また、保護者にとっては生徒たちの安全面の確保や部活の実施主体が変わることによる金銭面での負担の問題などが想定されます。

教育委員会としては、今年度、教職員や生徒、保護者に対しまして、アンケート調査の実施を予定しておりますので、部活動の地域移行に伴う様々な課題を把握し、その課題解決に向けて一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 最後に、部活動移行を見据えた指導者養成の課題について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 部活動の地域移行に伴い、心身発達途上にある生徒にとってふさわしいスポーツ環境を整備するためには、専門性や資質を有する指導者を確保していくことが非常に重要なことであり、指導者の養成につきましても、積極的に取り組むべき課題であると認識しております。

国の検討会議の提言におきましても、日本スポーツ協会に対しまして、大会や日常的な指導等の場においても、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることなどが求められていることから、今後の国や県の動向も注視しつつ、適切に対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今後、学校、家庭、地域、関係機関がより一層連携し、成長期にある子供たちの豊かな心とたくましい体の育成にますます寄与する部活動となるよう期待し、地域移行がよい形で進めていけたらと思っております。

以上、4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時とします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今、日本では、昨年から物価が高騰し、食料品等の値上げが国民生活に多大な影響を及ぼしています。そうした中、ロシアによるウクライナ侵略で、さらに様々な物が高騰し始めており、ウクライナ危機の展開次第では戦後最大の危機に陥ると危惧されております。

去る4月26日に政府は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を発表しました。内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されたことであります。

この中には、地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また農林業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されています。

町の地方創生臨時交付金の状況についてお伺いしたところ、令和3年度繰越交付金限度額が9,699万3,000円、そして令和4年度交付限度額が8,072万4,000円、計1億7,771万7,000円が交付金としてあるというふうにお聞きしました。

そこで、町長にお伺いします。町ではどのような対策を考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいま、飯島議員より、地方創生臨時交付金拡充分の活用について質問をいただきました。

ご指摘のとおり、国が令和4年4月26日の関係閣僚会議で取りまとめたコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を地方公共団体が実施できるよう、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設が示され、臨時交付金が追加配分されることになりました。

新型コロナウイルスの感染状況は、いまだ先行き不透明感が強く、急激な円安やロシア

のウクライナ侵攻を受けた資源価格の上昇から、中長期的な物価上昇率の高まりが予測され、物価の上昇に呼応するはずと期待されていた賃金の上昇を抑え込んでしまっておりま  
す。これに追い打ちをかけて、この4月には消費者物価指数の上昇率が2%に到達し、賃  
金や所得が増えていない世帯の家計を直撃しております。

民間のシンクタンクによる調査では、この物価上昇が1年続いた場合に家計に及ぼす影  
響額は、2人以上の世帯で年間で7万円を超える可能性があるとも報告されております。  
特に、低所得者であるほど収入に占める生活必需品の支出の割合が高くなり、コロナによ  
る自粛生活や行動制限下で、貯蓄の積み上げが見込めない困窮世帯の場合、生活への負担  
がますます大きくなる傾向にあります。

町では、こういった世帯の実情に配慮し、地方創生臨時交付金拡充分の用途を、生活困  
窮者に対する交付金の重点配分と定め、事業の準備を現在進めております。事業の内容に  
ついては、現在精査中ですので、まとも次第、おつなぎしたいと思います。

また、今後のスケジュールとしては、来月の7月中旬頃、県への申請が予定されている  
ため、支援策の内容精査及び検討を加速していきますが、まずは生活に困窮する方々への  
支援を他の事業より先行して実施できればと考えているところであります。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町長に答弁いただきました。

この交付金は、町の独自の方策というか、事業、どのように使ってもよろしいというふ  
うなことをお聞きしておりますので、ぜひしっかり生活者支援及び事業者支援をよろしく  
お願いしたいと思います。

次に移ります。

側溝及び道路の舗装についてです。

1、現状と課題ということで、皆さんのお手元にある資料1を見ていただくと、新設の  
側溝がだんだん深くなったような感じがします。この安全性に問題がないのかということ  
でございますが、この溝蓋をすところ、しないところがあるんですが、これは基準のよ  
うなものがあるのか、お伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 道路側溝の蓋設置の基準でございますが、道路側溝においては、事故防  
止や歩道等の有効利用の観点から、設置が望ましいとする道路土工構造技術基準による指  
針がございますので、基本的には蓋の設置をしております。

しかしながら、道路側溝や水路の蓋かけにおいては、側溝や水路の構造上、布設替えを

行わないと蓋かけができない場所や、農業用水路では田への用水の取入れの調整等が必要になるため、蓋かけが難しい場合がございます。

なお、新設の側溝がこれまでと比較して深くなったことによる安全性等については、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 新設の側溝が、これまでの側溝に比較し深くなったと感じる要因でございますが、特に農業用水路ではベンチフリュームと呼ばれる蓋のないタイプの側溝が多く設置されておりますが、現在、老朽化しました農業用水路につきましては、群馬用土地改良区発注の小規模農村整備事業などにより、ベンチフリュームから群馬県型の側溝GPU蓋かけ対応の300ミリ掛ける300ミリの布設替え工事を進めておるところでございます。この側溝につきましては、群馬県が定めた道路側溝等を設置する場合の標準的な規格でございます。

農業用車両が圃場へ乗り入れできる輪荷重に対応した蓋かけ対応の側溝で、蓋かけの部分になりますが、10センチメートルほど高くなっており、これまでのベンチフリューム型水路と比較すると深さがあるということでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この資料1番の写真は、陣場のところ南下へ通じる農業用水の水路なんですけれども、この上流には団地があったりして、子供さんがいて、よく小さい子供さんが自転車なんかで乗っていたりしているような側溝なんですね。だからかなりの長さですと、要するに畑に乗り入れするところは、それは蓋がありますけれども、あとはかなり開いていて、やはりこんなに全部開けておかなくてもいいんじゃないかと思うんです。

あと、左の写真ですが、これは上から刈った草がこの側溝の中に入って、この一番下のところに詰まって、そのすぐ一番下の田んぼの人は、上の人にちょっと苦情言った、そういう経緯もあつたりするものですから、どうかなというふうに質問したわけなんですけれども、この農業用水というのはずっと、要するに蓋はしないということよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず、安全面の関係で、蓋かけが可能な側溝や水路につきましては、安全対策の必要な箇所、それから自治会からの要望等もあるかと思っております。これらを中心に適宜対応してまいりたいと思っております。

それから、もう一つの田への用水の取り込みといった面では、除草等の作業、維持管理

等の作業もございます。蓋かけができる部分については蓋かけ、そうでない部分については維持管理上の観点から、なかなか難しいところもあるかと思いますが、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、次の質問ですが、道路舗装をしたときに残ってしまうようなケースがあるので、その理由をお聞きしたいのですが、資料番号1の水路、左側は東側から西の高渋バイパスのほうを眺めた写真です。そして、右側は高渋バイパスのほうから東を見た写真なんですが、右のほうは、この側溝工事は2年ぐらい前にやっていたのかな。要するに、側溝が終わると同時に舗装されているのが分かりますよね、既存の道路との間のバラスがあったところに。そして、この道路の向こう側は、私もずっと工事を見ていたんですけども、側溝の工事が終わっているのにもかかわらず、バラスの状態がずっと続いてたんですよ。それで、最近ここを通りますと、もう側溝が見えないぐらい草が生えているという、こういうケースがどうして生まれてしまうのか。側溝を造ったのならば、道路の間に隙間ができて、工事するときに拡張して隙間ができるんですけども、完成したらきっちり舗装すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

そういった形で、舗装の中途半端というか、何というか、それが資料の2番にもあるんです。これは溝祭の地域のあれなんです、一番左の写真は、左に住宅の駐車場があるんです。そして道路があって、その間がバラスになっているんです。この一番左は西側から見た写真です。それをどんだんだんだ東のほうへ下っていきますと、今度はアパートの敷地があって、それでこの道路の間が草ぼうぼうになっていると。

そして、一番右の写真が、ここは南下のところで、笹沢課長の南のほうの水路なんですけれども、草が生えているからちょっと棒でつついてみますと、ここは土なんですよ。その右に水路が流れていて、どうしてこの水路のところまで舗装しないのかというのを、何か理由があるのか。シルバー人材センターの仕事を取っておくためにわざと舗装しないのか。ちょっとそれは私、臆測で今言っているんですけども、何でこういう中途半端になるのか、その辺の理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 道路舗装と、それから水路との間が碎石敷きのまま一部未舗装で残っているというご質問かと思えます。

農業用水路の布設替え工事をした農道などに多く見られることになるかと思えます。いわゆる水路と道路の間、間詰めができていないということのご指摘かと思うんですけど

も、この水路の布設工事につきましては、県費補助でございます小規模農村整備事業などを使用しております。事業の目的については、かんがい用水の安定供給を目的としたもので、農業用水路の機能保全に必要な工事を施すというような内容になっております。そういったことから、この道路の舗装に関しましては補助金の対象外というような位置づけになります。

水路と道路との間に未舗装部分が残っているということにつきましては、私どもも認識をしております。道路の維持管理の観点からは、議員ご指摘のように、段差の解消や雑草対策、こういったことにつきましても必要とされる面もあるかと認識をしております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、課長は補助金の対象にならないような発言をされましたよね。この舗装までして仕上がりじゃないんですか。要するに、こういうふうに残ってしまう理由なんです。じゃあ、もし補助金がなかったら、町でせっかくこの側溝を造って、道路も平らにしてあって、バラスも敷いてあったら、補助金がなかったら、ここは町で舗装をしてきれいに仕上げるのが普通じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず、補助金の関係でございますけれども、この農道関係の補助金につきましては、あくまでも農業用車両の通行に関わる部分のみということで、通常の道路の維持管理ということではございませんので、どうしても車両の通行部分であったり、あるいは水路の部分であったりということに限定されてしまいます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、こういったところを残しておくのは非常に今後の維持管理、それから安全上も懸念されるということでございます。当然、町としても、この水路あるいは道路の間の未舗装部分については、間詰め舗装ということで随時対応をさせていただいております。どうしても全部が全部できていないところはございますけれども、今後も取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この右の写真の本当に先のほうは、草がかぶさっていて、まるで落とし穴のような感じで、うっかり踏み込めば落ちこちってしまうような危険性があります。ぜひその辺は、こういう箇所の安全面を考えて舗装していただきたいと思います。

続きまして、外側線をきちんと描いてきれいな道路にしてはということなんですが、資

料3番が、これは吉岡町の南下近辺の道路をちょっと写真を撮らせていただきまして、資料4が、私は陣場に住んでいて、榛東村はスーパー等に行ったりするので、結構通ったりするものですから、ある日走ってみると、何か榛東村の道路は明るいなというような雰囲気があったものですから、ちょっと調べてみましたら、榛東村は、隣の村とあまり比べたくはないんですけれども、結構、100%とは言わないですけれども、7割ぐらいは農道でもちゃんと外側線が描いてあるんです、資料の4に。そして、資料3の吉岡町のほうは、まず新しくできたような道路は、一番右なんかは、道路ができてこのように途中まであるんですけども、その先はもう描いていないと。あとはまるっきり描いていないとか。

この外側線は区画線の一種に含まれているのですけれども、交通安全施設に関する設計基準というものがあって、その中に交通安全施設について、道路利用者が安全に道路を通行するために設置されるということで、設置に当たっては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づき策定されている基準によって行われているというふうな資料があるんですけれども、区画線及び道路標示に関する命令に基づくと、そんな文言がある説明があったんですけれども、この区画線は描かなくても何も問題ないというか、描く気があるのか。それをちょっとお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） おっしゃるとおり、当然、安全上は必要な外側線でございます。

お隣の榛東村と比較して外側線が消えている状況が多く見受けられるというご指摘でございますけれども、町でも毎年度、道路区画線等の設置工事を実施しております。しかしながら、町内交通量の増加に伴って、施工が追いついていない面もございます。

道路につきましては、社会生活、経済活動を支える重要な施設でございます。危険防止の観点から、今後も安全な状態に保つよう、外側線の維持等に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 外側線はペンキで塗ればいいのかと思いますので、本当に側溝と外側線の間のところを舗装したり、あと外側線のペイント、そういうものもぜひやっていただきたいと思います。

また、先ほど言ったように、側溝のところに草が生えている場所というのが、吉岡町は結構あります。それで、私も結構相談を受けまして、やはり側溝が見えなくなっていて危ないというので、何回か相談を受けたことがありますので、私はまた別な写真も町のほうに提示したいと思いますけれども、そういう危険な箇所がちょっとありますので、その辺

の道路の整備に対して、しっかり対応をお願いしたいと思います。

続きまして、道路状況について、その現状と課題ということでございます。

昨年、県道南新井線というのが、取りあえず高渋バイパスまで開通したわけなんです、その認知度が高まってきました、上武国道へのアクセスの利便性向上により、朝が随分混んできました。大松の信号から西の関越道ぐらいまでは、すごく渋滞するような状況になっております。

こういった形で、これからこの秋にはスーパーができるとか、来年にはジョイフルができるとか、物すごく住宅展示場もできていますけれども、ますます混雑が予想されてしまうので、その辺、町では交通の流れの調査とかを行っているのか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 県道南新井前橋線につきましては、昨年10月に高渋川バイパスまで完成し、供用開始されております。

広域幹線のネットワークが形成されたことによる利便性の向上により、議員の地元である陣場地区においても、交通の流れが大きく変化し、朝夕の混雑が顕著であると伺っております。

県道南新井前橋線に関わる交通量調査につきましては、現在、町では実施しておりません。

詳細については、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 県道南新井前橋線に関わる交通量調査でございますが、町としては実施しておりませんが、沿線の近隣商業用途地域に出店する事業者にて、交通量調査を実施しております。

この交通量調査につきましては、民間事業者が大型店の立地に関し周辺地域の生活環境の保持と小売店の健全な発展を図る観点から、大規模店舗立地法に基づき生活環境への影響に関する予測や適切な対応を図るために行った事前調査の一つでございます。この調査は、あくまでも一事業者の出店計画に基づく影響を分析、予測したものでございます。

県道南新井前橋線沿線は、多くの商業施設の出店が見込まれておりますので、今後、適切な時期に調査する必要があると考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ調査をしっかりとっていただきたいと思っております。

次に、上武国道へのアクセス道路ということで、先ほどの南新井前橋線、これは高渋バイパスの雛子から上武国道まで一直線の道路なんです。だから本当に前橋のほうへ行くのと、上武国道へ行くのに物すごく便のいい道で、集中しているのが事実であります。

そういった中で、昨年私は一般質問させてもらっているんですが、吉岡バイパスの延伸ということなんですけれども、取りあえず、まず一番最初は、私はあれだと思うんです。上武国道へのアクセス道路として、もう一本北の下野田のところに大きなカルバートがあります。その東には渋川市半田にサントリーがあるわけです。その前に、南には広い道路が通っておりまして、そのまま西に行くと線路があって、川久保の踏切という小さい踏切があって、それがちょっと細い道がくねっているわけなんです。

私はやはりJRと相談して、渋川市とも相談して、この川久保の踏切を広げて、そして関越の下野田のところにある高くて幅広いカルバート、あそこまで取りあえずこのサントリーの前の道を真っすぐ開ければ、要するにそのまま真っすぐ行くと上武国道に西から直線で行けますから、その道をまず開けるのを渋川市とぜひやってほしいと思うんです。

町長は漆原総社線、それはもう本当にあれも大事だと思います。あんなところで止まって、農道で狭くなっていて、信号で右折して左折してなんて、実にあれも大事なんですけど、こちらのあれもやはり北のほうから来た車が上武国道へ行く道が、今は陣場の南新井線に集中して行っているような雰囲気、上毛大橋を渡って行くようなあれなんですけれども、もうちょっと上武国道へ乗る道路が、サントリーの前の道を西まで開ければ、そうすれば物すごくまた流れがよくなるんじゃないかというふうに私は考えているんですけれども、町長、見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 上武国道へのアクセス向上と周辺道路の交通環境の改善策として、吉岡バイパスの延伸先でございます都市計画道路大久保上野田線の整備が不可欠とのご意見でございます。町としましても、都市計画道路大久保上野田線は、地域発展に欠かせない重要な広域的幹線道路と認識しており、群馬県社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめました県土整備プランにおきましても、着手に向けて検討する事業と位置づけられています。

また、渋川市の構想路線でございます渋川半田南線に関わる事業でもございます。大変非常に重要なルートと認識しております。これにつきましては、何より渋川市との地域連携が不可欠です。改めて、この地域連携に関する協議会におきまして、県への働きかけ、要望活動について、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) ぜひ渋川バイパスの延伸ということで、宮東から北へ行って、カーブして、それで西へ上がって行ってという、それで上野田のほうまで行って高渋バイパスにぶつけるといふことになる、まだまだ相当の時間等がかかると思うんです。

ですから、取りあえず私は、やはり上武国道へのアクセス道路として、下野田の関越のところからサントリーの前の道を、その区間だけでも先に開ければ、かなり交通の流れがよくなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ町長、渋川市との速やかな連携を取っていただきまして、早期の実現をしていただきたいと思っております。

次に、大松の信号から西の関越道まで片側1車線の道路です。南には午王頭川が流れているわけなんです。そして、将来考えられる混雑ということになったときに、その大松から関越までの間の南へ回るような道、午王頭川に橋を架けるようなことになろうかと思うんですけれども、その橋を架ければ、道は何本かこの南新井線から南へ向かっている道がありますから、橋を架けて向こう側に行けるような回り道というものも必要ではないかと思うんですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長(岩崎信幸君) 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長(笹沢邦男君) 県道南新井前橋線の南方面の迂回路の整備につきましては、現在は計画しておりません。県道南新井前橋線大松交差点から関越自動車道までの県道沿線南側の渋滞緩和策ということでございますが、現在オープンしております上毛新聞TR・住宅展示場の東側には、既存の住宅も連檐しております。

商業施設出店に伴う渋滞緩和策のための迂回路の整備ということでございますけれども、周辺地域の交通環境に影響を及ぼすおそれも今後ございます。新たに道路整備を計画することにつきましては、今後、調査、検討する必要があると考えております。

議長(岩崎信幸君) 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) ぜひ調査研究をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

教育関連ということで、(1)小学校の課題についてということで、駒寄小学校の校庭拡張計画というのがあるわけですが、どのようにその拡張をした部分を利用するのか。駐車場にするのか、校舎を造るのか、校庭にするのか、そういったことをちょっとお伺いします。教育長、お願いします。

議長(岩崎信幸君) 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） 駒寄小学校の校庭拡張計画に関わるご質問をいただきました。

学校の校庭は、体育の授業のほかに、全校での体育集会、毎日友達との楽しい時間を過ごす休み時間、また運動会など様々な行事に活用されております。しかし現在、駒寄小学校は、ご指摘にもありますように、児童数が785人と近隣市町村の中でもトップクラスであり、安全面も含め、児童数に対して手狭な環境となっております。

そこで、今回購入予定の敷地と校庭東側にある現在砂利駐車場として利用している既存の敷地、これを含めた事業を推進することで校庭の改善を図ります。詳細な内容につきましては、今後、学校現場との協議などを経て、設計の段階で詰めていければと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 教育長、まだ今のところは西側の校庭を駐車場のほうに延ばすというか、今度買収するほうに広げるか、駐車場に使うか、まだ未定ということよろしいですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいま申し上げましたように、今回購入予定の敷地、そして校庭東側の今現在砂利駐車場として利用している既存の敷地を含めた事業、これを推進して校庭の改善を図りますので、当然今考えているのは、校庭がやや東に広がっていくと、手狭な校庭の部分を広げていくという方針でおります。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、東に駐車場がありまして、これから買収する用地のところには、住宅がありますよね。要するに、あの校庭の高さがもし平らで東に来ると、住宅の近くに高い校庭が、ある日、出現するわけですよね。

そこで、砂じんです。砂が舞ったとき、今度はすぐ近くになりますよね。そういった対策もどのように考えているのか、お伺いします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今、教育長が説明申し上げたとおり、現在まだ具体的な計画はありません。なので、今回拡張計画ということで、令和4年度の予算を議会でも議決いただいているところですが、そちらについて土地の購入費、また補償費等だけとなりますので、今後、具体的なものはそちらで検討して、どんな形になるかというところにおいての砂じん対策という形になりますので、今現在も明治小学校と駒寄小学校2校については、

1年置きに防じん剤として塩化マグネシウムを散布しております。

このような対応を取っておりますので、今後の状況に応じて、また一段とその辺をもっと具体的な形で、1年置きでいいのかとか、そういうところも含めて検討させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 駒寄小学校は、本当に生徒数がどんどん増えて、そして今度は東側を拡張するんですけども、もう拡張するとなると、東しかないわけですよ。西は道路、南も道路、裏は、北は校舎が建っている。だから、この辺で近隣の住民に対しての説明会というか、要するに、今度拡張して、また狭くなって、また広げるというのではなくて、どうせ拡張する計画があるから、意外と近隣の住民で今回の拡張部分以外でも協力してもいいよというような住民も現れるかもしれませんし、その辺の意向とか、話し合いとか、そういうのも。第一、もう東しかありませんからね、駒寄小学校は。

私なんか思うんですけども、今、駒寄小学校に前校舎というのですか、真ん中にある、あの校舎も随分古いですよ。あれもいずれ解体するような形になるでしょうね。そうしたときに、子供さんが、児童生徒が増えたときに、逆に今度は買収するような、拡張するようなところに、南北に校舎みたいな方向に用地をもうちょっと拡張できたら、こちらに校舎を建てて、中の校舎を解体すれば、かなりまた広くできるんじゃないかと。

だから、もう本当に拡張する方向は東しかありません。それで東の線路の手前に道路がありますよね。あそこまでしかもう広げるところはありませんので、ですからその辺の住民との話し合いみたいなものもしておいたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まずは、今回の事業におきましては、今年予算で議決をいただいているところの部分に関しまして、児童のための環境整備を第一に考えて、学校現場とよく協議して、今できる最善の方法により事業を進めてまいりたいと考えております。建て替えとか、そこまでの形ではなくて、まずは今できるところでの最善の方法により事業を進めたいと考えておりますので、その過程において、今の事業におきまして、近隣の住民の皆様のご意見などをお聞きするようなことが生じた場合には、ご協力をお願いできればと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 私は心配症だから、随分先のことを質問してしまって、なかなか今回の拡張の話とは大分飛躍しているようなことなんでしょうけれども。

駒寄小学校も、今785名とおっしゃいました。この4月に、みどり市の笠懸小学校というのがありまして、これが県下の大規模学校だということで、ここにある資料で、笠懸小学校分離新設校基本計画というのがありまして、最大で平成22年度に1,077人いたそうです。この計画ができた頃は、やや人口が減って児童数が935人、これは令和元年5月1日現在で、県下の大規模校であって、そして特別支援学級を含む学級数は27学級というふうにあります。当時、27学級なんですね。

そして、駒寄小学校が、私が調べたやつだと785人の31クラスということで、学校教育法施行規則により標準とされる規模というのは12学級以上18学級以下というふうに書いてあるんですけども、そういうのを見ますと、笠懸小学校が分離を考えた頃は27学級ということですけども、吉岡町はもう31クラス、明治小学校も27クラスというふうに、かなり吉岡町の小学校もマンモス校ということが分かるんですけども、これは私の案なんんですけども、町で今、八幡山グラウンド、補助金もなかなか見当たらずで、なかなか遅々として進まないということで、笠懸小学校みたいに、吉岡町立中央小学校みたいなのを八幡山グラウンドに造ったらどうかと思っています。それで、いずれ人口は減るじゃないですか。ですから、そこに吉岡町の役場庁舎も、昭和六十二、三年頃にできたのかな。だから三十五、六年たっているということで、あと20年もすれば解体するような話が出てくるかもしれません。

ですから、八幡山グラウンドのところに、取りあえず小学校を造るんですけども、いずれ子供数がいなくなったときに役場の庁舎として使えるような建物を、学校と庁舎が併用できるようなものを造っておけば、新たにこの庁舎が古くなったときも利用できるんじゃないかと。それで、学校を造るとなると補助金等も頂けるんじゃないかと思うんですけども、町長、その辺いかがですか。

議長(岩崎信幸君) 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) 飯島議員から、いろいろとまた大きなお話をいただきました。

ただ、現在の駒寄小学校の児童数は、笠懸小学校が分離する前の児童数と比較すると少ない状況となっていますが、それでも県内では駒寄小学校は児童数の非常に多い学校となっております。

今後の人口推計ですが、社人研の日本の地域別将来推計人口、平成30年の推計によりますと、義務教育対象の児童生徒数も含まれる町のゼロ歳から14歳、年少人口のピークは2025年であり、それ以降、減少に転じると推定されております。このようなことか

らも、現在は学校の新設をする予定はございません。今後も、既存の校舎の改修などにより、教室の不足などに対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、また群馬県独自の編制基準というのがありまして、これがさらに国の基準よりか、それが先を行っているものなんです。それがさらに少人数教室を目指すとなった場合、また実際の義務教育対象年齢の人口が社人研の人口推計と大きく乖離するようなこともあり得ますので、町及び教育委員会といたしましても、町の開発の動向、また転入者の動きのほか、国の動向等について注視いたしまして、今後もより一層そういう動きを注視していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に人口動向は、やはりそんなにはもうピークは来ないということなんですけれども、一応私の案として発言させていただきました。

最後になります。認知症の予防対策についてということでございます。

我が党で今年1月から2月にかけて、高齢者の方に対して高齢者支援拡充アンケートとこのを行ったわけです。昨日、NHKのテレビで吉岡町のチャレンジデーが放送されておりましたが、以前にも私はこのサプリメントの事業を、昨年の6月議会でも言ったんですが、運動なんかできない人とか苦手な人、公会堂などに足を運べない人などの高齢者に限定したサプリメント事業というので、これは葉酸サプリメントのプロジェクトなんですけれども、そういうのを実施してはどうかということなんですけれども、先ほどの調査で、その結果が出たんですけれども、全国で7万7,422人にアンケート調査を行いました。

私も地元でさせてもらったんですが、高齢者の困り事、心配なことのトップは認知症というアンケート結果が出ました。複数の回答を選んでいただいたのですが、自分や家族が認知症になったときが一番心配だというのが64%、年金が少ないことというのが52%、健康の保持増進が52%、新型コロナウイルスに感染してしまうことというのが51%だったんですね。やはり皆さん、認知症になるのは一番不安であるし、心配だということが、こうやってデータの的にも出るわけでございます。

町長は、吉岡町でラジオ体操とか運動を進めて、本当にみんなが元気でいられる健康寿命を延ばすような取組をなさっておりますけれども、やはり中にはどうしても運動等ができない人がおります。苦手な人もいるし、体が弱くて痛くて困っている人もいるし、そういう人たちに限定した、私が以前提案した認知症予防、脳卒中予防の葉酸サプリメントプロジェクトというのをぜひやってほしいというふうに思っているんです。その辺、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ご質問のあった高齢者に対する葉酸サプリメント事業の実施は、飯島議員より、昨年の議会第2回定例会での一般質問において、ぜひ吉岡町でも実施をとご提案をいただいております。

葉酸は、妊婦だけでなく、高齢者にも認知症や心筋梗塞、脳卒中などの予防に効果があるということで、葉酸サプリメントのプロジェクトを実施した自治体では、健康寿命は延伸され、医療費と介護給付費の削減につながったという結果も出ているということでした。その後、神奈川県平塚市、鹿児島県南九州市など事業に追随する自治体も増えてきており、葉酸の積極的な摂取を進める事業に取り組んでいるようでございます。

当町でも、妊娠期から、保健師や栄養士が栄養指導などで、葉酸が妊娠中の重要な栄養素であることなどを妊婦さんにお伝えしたり、介護予防教室や健康No. 1プロジェクトの料理教室などで、高齢者に不足しがちな栄養素などの講義を行っております。

埼玉県坂戸市や茨城県境町のように、企業や大学と連携して葉酸サプリや葉酸添加食品の開発を行ったりすることは難しいところではありますが、吉岡町でも包括連携協定を結んでいる企業はありますので、今後の事業提案の中で推し進められる施策がないか、引き続き検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ推し進めていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終了します。ありがとうございました。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後1時52分休憩

---

午後2時15分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議 長（岩崎信幸君） 12番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君登壇〕

12番（山畑祐男君） 議長への通告に従い質問いたします。

最初に、大型商業施設進出についてですが、先ほど飯島議員が質問しましたが、重複する点もあると思っておりますが、再度質問いたします。

駒寄インターチェンジ周辺の大型商業施設進出による周辺の道路対策及び交通対策につ

いてお尋ねいたしますが、交通の混雑に伴う対応策について、お尋ねいたします。

大型商業施設進出に伴う交通混雑は、想像以上の混雑が予想されます。既存の道路の改修予定はあるのでしょうか。現在の道路網をそのまま利用するとすれば、周辺住宅地の道路も含めて交通混乱は免れないのではないのでしょうか。子供たちの安心・安全な通学路の確保も含め、町の対応策をお尋ねするわけですが、先ほどの飯島議員への答弁と同じようなものだと思いますが、確認のために再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジ東側に設定しました近隣商業用途地域における開発事業の状況につきましては、今年4月29日には、上毛新聞TR株式会社による住宅展示場がオープンしており、株式会社ジョイフル本田、株式会社ツルヤの大型商業施設の店舗建設工事も着々と進んでいるところであります。

ご質問いただきました大型商業施設進出による周辺地域の道路対策ですが、商業集積に伴う交通混雑、道路渋滞により、周辺地域住民への影響は当然危惧をしているところであります。商業施設周辺での渋滞緩和策としては、大型商業施設ジョイフル本田北側に接続するアクセス道路として、町道熊野・吉開戸線の道路改良工事及び県道南新井前橋線の南側に位置する町道金竹西・吉開戸線付近の道路改良工事を現在進めているところですが、どちらの道路改良工事においても、歩行者の安全に配慮した歩道整備を含め、令和5年春に事業を完了する予定です。

また、駒寄スマートインターチェンジ上り線側から大型商業施設へ直接アクセスが可能な道路についても、民間事業者により整備を進める計画でございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 時間もないので、しっかりとお願いしたいと思いますが、これは一つの案ですけれども、産業道路の大松の信号から北側に向いている次の信号までの間、同区間の上下線の本線に並行して設置されている自由通路と本線との分離帯を撤去し、自由通路をそれぞれ左折専用道路として、大型店への進入や上毛大橋方面への通行がしやすい片側3車線化にすることにより、周辺の車の流れが上下線ともにスムーズに流れると予想しますが、この自由通路を町はどのように考えているのでしょうか。

また、駒寄インターから東方面に新設している道路と産業道路との接点はどのような設計になっているのか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 吉岡バイパス大松交差点から北側の交差点までの当該道路につきましては、あくまで農業用車両の通行を目的とした機能補償により整備された経緯がございます。

当該目的以外の利用につきましては、以前にも出店予定の事業者にて、この活用方法などを群馬県と協議しておりますが、農用地等への出入りが現在もございますので、目的以外での利用はできないとの協議がされております。

一般車両通行の利便性を図るための3車線化、左折専用レーンの拡幅改良につきましては、現状では難しいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今の答弁で、自由通路については農業用道路で、今も使われているということをお答えされたと思うんですけども、西側についてはジョイフルができれば農地がなくなりますよね、完全に。それで、あの自由通路は、右左両方は通るから、それで本線のほうは1車線一方通行ですよ。本線のほうはね。そうしたら、その自由通路に入った車が対面で事故る、トラブル起こす大きな原因になるから、少なくともその分離帯が取れないなら、一方向にしなかったら、これは大きな問題になると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 今ご指摘をいただきました交通上の問題でございます。今後の利活用について、環境が大分変わってくるかと思っております。今後とも状況を注視しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） インターから東に向いて造っている新設道路、それと産業道路の接点のところはどうなりますか、再度お尋ねします。

今、インターから真東に向かって道路を新設していますよね。それと産業道路の接点、あそこは今、その自由通路が通っているわけです。そこに信号がつくのかどうか。今造ろうとしているその道は、交通量が、例えばインターから降りた人も通る可能性がある。そのときに、産業道路に出るときに、信号もなく自由通路だからといって行ったり来たりしたならば、大きな問題になる。それも含めて、そのところはどうか対応するかなんです。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず、インターから東への通行でございます。現在、民間事業者で道路改

良ということで、承認工事をしておりますけれども、こちらについては、現在、警察と交差点の設置の協議を進めております。この協議につきましてはまだ調べてございませんけれども、まずその地点につきましては、交差点の設置を考えております。

また、この交差点から産業道路のほうへ東側に進むということでございますけれども、こちらにつきましては開発道路、現在、熊野・吉開戸線の改良工事をしておりますので、この熊野・吉開戸線から北側へ抜けていただくようなことで考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今の計画については、もうちょっとしっかりと真剣に緊急討論すべきだと思います。日がないですから。できてから、いやいやでは困りますので、これは町もかなりある意味で笑われます、変なことをやったのでは。

しっかりとやってもらうことを願って、次に、農業との関係についてですけれども、大型商業施設進出地周辺にはまだ多くの農地があります。しかし、同地区では今後、交通混雑が予想されます。交通量の激しい道路でトラクターの走行を含む農業機械の使用及び薬剤散布等は困難かと思えます。

第6次吉岡町総合計画では、紡ぐ4で農林業の振興を明示していますが、このような商業地の農地では、物理的に農業の継続が難しいのではないのでしょうか。将来を含めて、このような大型商業集積地域での商業地と農地の関係を、町ではどのように考えているのでしょうか。農業はどの国でも重要ですから、それらを加味してお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 都市計画法による商業地域の用途指定は、農業振興という面から見た場合には農地の減少を招くなど、農業施策に少なからず影響を与えるものであり、現在の吉岡町が直面している課題でもございます。

しかし、商業地域の用途指定に当たっては、周辺の農地における営農への影響を最小限に抑えるように、その範囲を決定したものでございます。

なお、用途地域内の開発事業者につきましても、周辺農地での営農に配慮していただくことは、農地転用や開発協議などの中において申合せをしているところでもございます。

また、第6次吉岡町総合計画の中にもありますとおり、農業者に対して法令等を遵守した適正な営農を周知するとともに、地域住民の皆様には、営農に対する理解醸成を図りながら、農林業の振興に取り組みたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番 (山畑祐男君) この問題は、言うのは簡単ですけども、かなり難しい問題だと思いますので、しっかりと議論していただければと思います。

それから次に、先月、5月10日に、町とヤマダホールディングスは、包括連携協定を締結いたしました。スポーツ振興や健康増進、青少年の健全育成など8項目で連携していくとのことですが、大まかでよいのですが、協定の内容の紹介をお願いいたします。

議長 (岩崎信幸君) 米沢企画財政課長。

[企画財政課長 米沢弘幸君発言]

企画財政課長 (米沢弘幸君) 今、議員ご指摘のとおり、5月10日に株式会社ヤマダホールディングスと包括連携協定を締結しました。町としても、今回の締結については、日本を代表する大企業との連携協定ということで、大変光栄なことであると同時に心強く感じております。

今回の協定項目ですが、先ほど議員がおっしゃった3つのほかに、地域社会の活性化に関すること、安心・安全なまちづくりに関すること、環境保全に関すること、町政情報の発信に関すること、その他両者が協議し必要と認める事項に関することの8つの項目となっております。以上です。

議長 (岩崎信幸君) 山畑議員。

[1 2 番 山畑祐男君発言]

1 2 番 (山畑祐男君) このような連携は、町としても大いに役立つことではあると思います。これから多くの企業が進出してくる予定でもあると思うんですけども、こういう形で協力を願えればと思います。

次に、子供たちを取り巻く諸問題についてお尋ねいたします。

最初は、通学路の安全についてお尋ねいたします。

地元交番のお話によると、昨年の県内の交通事故は9,635件で、そのうちの中学生以下は372件、中学生以下の負傷者は757人、高校生の事故は744件、負傷者は790人。これは、一昨年よりも事故件数は増えているようです。

交通事故は他人事ではありません。通学路の安全について、昨年の第4回定例会での通学路の安全の質問に対し、通学路の安全対策は町の優先課題の一つであるとし、危険箇所の点検、警察との合同点検を行い、危険箇所を改善したとの答弁でした。

安全な通学路を誰もが願っております。しかし本当に通学路は安全になったのでしょうか。見落としている危険箇所はないでしょうか。交通量の激しい道路脇を僅かな道幅しかない歩道や、横断標識も標示もない交通量の激しい道路を横断している子供はいないでしょうか。通学路での危険箇所調査については、どのような方法で行っているか、また通学路の危険箇所は本当に解消されたのか、再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路の安全対策につきましては、群馬県渋川警察署や県渋川土木事務所、学校関係者との合同点検を行い、危険箇所の改善策について、通学路交通安全プログラムに反映し、必要な対策を講じているところでございます。しかし、全ての危険箇所を解消できているとは言えず、点検や対策はまだまだ必要であるものと認識しております。

また、現在、見落としている危険箇所がないように、危険箇所の把握についても継続して取り組んでいかなければならないと考えております。

通学路の安全対策につきましては、町の最優先課題の一つとして捉えておりますので、今後も危険箇所の把握に努め、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

点検地域や点検方法等につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路の合同点検実施地域でございますが、昨年9月に実施しました合同点検では、明治小学校、駒寄小学校、吉岡中学校の各地区の通学路を対象に行っております。対象地区は吉岡全域ではありますが、点検方法につきましては、危険箇所の洗い出しと整理を行い、点検箇所の選定を行っております。

手順としては、教育委員会が学校に、通学路の危険箇所について照会をし、各学校はPTAに対して照会を行うという形で、危険箇所の洗い出しを行っております。

洗い出された危険箇所につきましては、点検せずとも早急に対応できる箇所につきましては修繕等の対応を随時行っておりますが、関係機関との調整や土地の地権者などとの関係で工事方法等の対応策が未定な箇所につきましては3か所ほどございます。引き続き、調整を進めたいと考えております。

なお、令和4年度事業から、国の交通安全対策補助制度が新たに創設されております。今年度は、この通学路緊急対策整備の補助金を活用し、対策工事に向けた測量等調査業務を実施する予定でございます。

今後も、危険箇所の解消に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとお願いしたいと思います。

また、通学路の安全対策で、学校周辺の道路上には学童注意等の道路標示はありますが、僅かな箇所、他の通学路にはグリーンのラインの道路標示が何か所かに標示されていません。通学路では、通学路を明示する標識がほとんど見受けられません。

地域外の皆様や町内の皆様でも、通学路としての認識を持って車の運転している人が全てとは限りません。登校時の集合場所から学校までの主な通学路には、きめ細かい何らかの標識等の明示を行い、通学路の安全を確保し、運転者への注意を促すべきではないでしょうか。通学路であることがドライバーの皆様にもすぐ分かるような通学路を明記した道路標識や標示はできないでしょうか。

白線については、先ほど飯島議員から質問がありましたけれども、通学路の主な地域のスタートから、例えば学校までの通学路にグリーンライン等は引けないのかを含めて、町の考えをお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路の安全対策を考える上で、ドライバーへの注意喚起は非常に重要で、かつ効果的なものであると考えております。

特に、通学路である認識を持たないドライバーに対しては、通学路であることが明確になることで、飛び出しがあるかもしれないといった心理が期待できるものと考えております。

通学路の合同点検におけます改善方策におきましても、路面標示等の注意喚起は重要視されておりますので、効果的と考えられます路面標示を含め、通学路であることが明確になるような標示の設置を検討していきたいと考えております。

また、グリーンベルトの標示についてでございますが、道路につきましては、車と歩行者が分離して利用できるよう整備されていることは理想でございます。しかしながら、家屋の連檐地域等では、整備に大きな予算が必要となるなど、実現できない状況が多くございます。

グリーンベルトの標示につきましては、議員ご指摘の観点からも、歩道のない通学路の重要な安全対策の一つとして認識しております。主要な通学路のグリーンベルト延長や新たな設置につきましては、教育委員会、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） グリーンベルトについては、しっかりとお願いしたいと思います。

それから、子供たちの通学時の安全教育、交通指導についてですけれども、子供たちが登校のときはしっかりと整列して登校しておりますけれども、帰りについては結構ふざけたり、いろいろ交通事故に遭う状況が、何度か私、見ましたけれども、やはり交通の指導が必要ではないかなというふうに思います。事故に遭ってからでは遅過ぎます。交通指導

は、規模の大小はあれ、きめの細かい指導が必要であると考えますが、学校としては交通指導をどのように考えているのでしょうか。今後の交通指導と対策も含めてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 児童生徒の交通事故を防止するためには、家庭、地域、自治体、警察、各種団体など、連携していくことが重要となりますが、学校での指導も重要であることは、校長はじめ全教職員が認識しております。

まず、小学校では、年度が始まってすぐに新1年生向けの交通安全教室を実施し、横断歩道の渡り方など、徒歩での登下校の際に気をつけることを渋川警察署に指導してもらっております。

また、5月には全校児童向けに交通安全教室を実施し、高学年は自転車の乗り方を中心に指導する中、新4年生には、自転車に乗って公道に出る時期であるため、道路の走行の仕方や信号の進み方など実地練習も行っております。

そして、低学年は内輪差や車の空走・制動距離実験などを通して、児童も走行している車両に注意する意識を高める指導を実施しております。

また、通学班集体会や集団下校の機会を捉えまして、通学班ごとに担当教員と危険箇所や危険と思われる歩き方について、情報収集した上で、安全な歩き方や登下校の仕方について確認し合っております。

通学ルートにおいて、道路工事等がある場合には、その情報を基に、事前に該当する通学班の児童を集めて、安全に通過することができるよう指導しております。

次に、吉岡中学校では、例年、警察の協力などにより交通安全教室を開催しております。自転車の安全な乗り方や、自転車に乗った生徒が加害者になり得ることなども教育しております。

また、毎月、安全委員の生徒が自転車の駐輪の仕方や施錠等ができていないか、そういう細かい定期的なチェックも実施し、問題があれば呼びかけを行っております。

また、今後は、コロナ禍前に実施していた長期休業前の町交番からの交通安全講話なども実施していければと考えております。

今後も、これら地道な活動、指導を通じまして、自転車を運転する人が交通ルールを守り、無理な運転をしなければ自転車事故を防ぐことができるということに併せて、自転車に乗ることは他人に危害を及ぼす可能性があるということなども、自転車の安全運転も含めた交通安全に対する意識づけを図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) しっかりとお願いしたいと思います。

それから次に、街灯について、先ほど質問があったと思うんですけども、自治会と相談してということの答弁だったと思うんですけども、通学路での暗い道、冬にはかなり早い時間で暗くなると犯罪予防、事故予防等の観点から見ても、これは絶対必要ではないかなというふうに思うんです。危険箇所の改善はなされていると思いますが、再度危険箇所の点検を行い、街灯の設置により、安心・安全の通学路を子供たちに提供すべきではないでしょうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 街灯の設置ということですが、防犯灯ということでお答えをさせていただきます。

防犯灯については、現在、自治会からの要望に基づき設置をしております。この理由としては、設置後の電気料と修繕費について、自治会負担となる点がございます。

また、道路管理部局や教育委員会が中心となって実施しております通学路の点検の中で挙げられました防犯灯が必要な箇所については、町としても、安全対策を進めていきたいと考えておりますので、自治会からの要望を経た上で、通学路は優先的に防犯灯を設置していきたいと考えております。

議長(岩崎信幸君) 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) しっかりとお願いいたします。

次に、タブレットの関係ですけれども、先ほど小林議員が質問いたしました。重複すると思うんですけども、再度お尋ねしますが、生徒側のほうは先ほど聞きました。でも、タブレットについて、教える側、これについて、やはり学校間格差がないのか、あるいはまたタブレットを使用する側での活用及び子供たちの指導方法には問題がないのか。教える側の個人差により子供たちへの指導に差が出ることはないかと推測いたしますが、これらを含めて、現在までの成果について、再度お尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長(高橋淳巳君) 吉岡町の端末の活用状況ですが、令和2年12月に1人1台の端末貸与が完了いたしました。

また、令和2年度中に、町立小学校の教室への大型モニターの設置、校内のWi-Fi環境等の整備も、ほかの市町村に先駆けて完了したこともあり、令和3年度の早い時期か

ら良好な活用をスタートできました。

例を挙げるとすれば、活用場面では、授業等での活用だけではありません。町教育委員会や学校からの様々な通知での活用、またPTA総会も例年並みの参集型にはできなかったため、総会資料等を端末に送り、メールや端末への送信で会議の議決などに活用したことにより、集計時間の短縮や、こちらについては紙の節約にもなっております。

また、家庭における学習でも活用が進み、端末を使った宿題や学習支援アプリを使った予習、復習などの自主学習にも役立てております。さらに、新型コロナウイルス感染状況や突発的な出来事で学級閉鎖や担任の不在等、対面の授業ができない場合においても、オンライン授業や端末による連絡、課題の送付等によって、子供たちの学びを止めない対応ができております。

また、学校間の活用状況の違いですが、吉岡町の学校は、県内の他市町村に比べ、どの学校においても端末の活用状況が活発であると県の教育委員会の中部教育事務所からの評価をされております。それゆえに、町内の各学校間では、それぞれの学校の特性に合った取組を実践していると考えております。

今年度、先ほども申し上げましたが、HiBALIプランを2.0から2.1にバージョンアップいたしました。これに基づき、各学校それぞれの特性や実情に合わせ、特色のあるICT活用を図ってみたいと考えております。そして、それぞれの取組により、独自の強みを持つことで、今後、人事交流や研修、情報交換等により、全体的なICT教育力の底上げを行っていききたいと計画しております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 私のような年寄りには、なかなかうまくいかないんですけども、やっぱり若い子供たちはもう完璧であるという形で、吉岡の子供たちはすごいという形でぜひなっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、ヤングケアラーの対応についてですけども、ヤングケアラーの対応については、小池議員より幾度か質問がありました。5月22日の上毛新聞1面に「ヤングケアラー対策、寄り添う制度ようやく」の見出しが掲載されました。小学生6.5%、中学生5.7%、高校生4.1%の割合で、ヤングケアラーと思われる子供たちがいるようです。

町では、ヤングケアラーの対象となる子供たちの人数について把握しているでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ヤングケアラーの人数の把握についてですが、町では要保護児童対策協議会の実務者会議というものを毎月開催しています。この会議で取り上げられる家庭内の状況で、ヤングケアラーと思われる子供について、数名把握しております。全体の該当すると思われる子供については、把握はできておりません。

現在、ヤングケアラーの実態把握をするため、教育委員会でアンケート調査を進めているところになります。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 実態を調べるというのは、非常に難しいと思うんです。本人も含め、家族も子供たちがヤングケアラーの対象になっているとの意識は薄いのではないのでしょうか。

昨年の第3回定例会の小池議員の質問で、保護者や教師のヤングケアラー意識に対しての質問に対し、教育長は保護者への啓発、教員のアンテナを高くする等の対策を考えるとの答弁でした。その後、保護者や教員に対して、どのような対策を行ったのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 保護者、教員に対する意識の啓発ということでご質問いただきましたけれども、保護者や教員のヤングケアラーに対する意識を高めるためには、文書の発出であるとか、リーフレットの配布をするだけでは不十分であると考えてきました。教員や保護者がヤングケアラーについて、当事者意識を持って捉えるためには、学校を通して実態調査をすることが最適であると考え、その実態調査については、昨年度中から先進地の情報収集を行っております。

今後、調査方法、調査項目の精査の結果で、6月中に実施をする予定で、保護者の方にも5月末にその旨連絡したところです。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） それが大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ヤングケアラーの対応は、当事者も含めて認識が低いと言われています。幾つかお尋ねします。

まとめて答弁していただければいいんですけども、生活弱者に対する支援は制度としてあるが、果たして十分に制度が理解され、機能しているのでしょうか。

2つ目、支援の制度等は幾つかあるようですが、それらを保護者も子供たちもどれほど周知し、理解しているのでしょうか。

3つ目、ヤングケアラーの適用となる児童への教師の情報収集はどのように変化してきたのでしょうか。アンテナの感度はよくなっているのでしょうか。

4つ目、子供たちや家族がヤングケアラーの対象者であることの判断は誰がするのでしょうか。

5つ目、個々の状況により画一的な線引きの難しさはあると思われませんが、対象者であるための基準は、どのように、誰が決めるのでしょうか。

これらについて、再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） まず、私のほうからは、生活困窮世帯等に対して、十分必要な支援が周知され機能しているかということについてお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、世間のヤングケアラーに対する認識は、まだ決して高いとは言えません。実際に、ヤングケアラーの世帯は社会から孤立していたり、あるいは必要な支援から取り残されていたり、情報が届きにくかったり、そういった実態があることも事実です。まずは、子供に関わる専門職、それから関係者の誰もが自分の身近にいるかもしれないヤングケアラーの存在にいち早く気づき、必要な支援につなげていけるような、そういった対応ができるようにヤングケアラーの概念を広く周知していきたいと考えています。

また、あわせて学校や関係機関、それから地域なども連携をしながら、その子供がどんなケアを担わされているのか、年齢に合わないケアをさせられていないか、そういったこともきちんと見極めながら、必要な福祉サービス、制度につなげていければというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私のほうからは、ただいまご質問にありました③でありますけれども、教師の情報収集の変化、アンテナの感度について、お答えさせていただきます。

学校の教職員は、児童生徒の出欠席や家庭学習の取組状況把握、授業態度の観察、提出物の状況等を日常的に把握しております。担任はもちろん、専科である教科担任、副担任、養護教諭、学級支援員、部活動の顧問、スクールカウンセラー等、多くの目があり、子供の様子に課題が見られた場合には、教師間で情報共有するとともに、保護者との教育相談等から得られる家庭、家族の状況を突き合わせて、様々な対応を取っております。

ヤングケアラーに関する厚生労働省のホームページでは、ヤングケアラーをつかむ上で、やはり学校にある校内支援会議、例えば教育相談部会とか、そういうところにおいて、心配な児童生徒の情報共有を日頃から行うということが大変重要であるというふうにかかれ

ております。また、幼稚園、保育園、小学校、中学校をまたぐ情報共有の大切さに言及しているとともに、福祉の関係機関との連携が必要な場合には、管理職等が教育委員会や自治体の福祉関係部局等へ連絡することが求められております。しかし、これらは子供を取り巻く様々な課題解決のために、既に吉岡町の学校で構築されている仕組みでもあります。

今年度は、吉岡町の教育における最重要課題の一つとして、ヤングケアラー的視点を重視しました。あわせて、小学校5年生以上の小中学生、小学校5、6年、中学校1、2、3年の全員を対象に、ヤングケアラーの視点で生活実態調査を行う予定です。このことについて、今年度始まると同時に全学校長へ、また先月の町の教職員全体研修会で全ての教職員に説明したところです。

まずは、ヤングケアラーの説明や調査を実施することの意義等について保護者に周知いたしました。その後、学校でヤングケアラーに係る生活実態調査を、先ほど申し上げましたように6月中に行います。そしてさらに、この調査とその結果の周知を通して、今後、教員の情報収集の視点の変化への寄与はもちろん、保護者に対して、ヤングケアラーについて、さらなる啓発を行っていけるというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ヤングケアラーは、ケアラーである本人が、このような状況が当たり前であると感じているため、自分自身がケアラーであると自覚していない子供たちもいると伺っております。自身がヤングケアラーであることを自覚し、誰かに相談できるように周知し、子供たちのその後の人生に影響が及ばないように、子供たちが健康で穏やかに子供らしい生活ができるよう、学校や教育委員会、関係機関と情報共有を図りながら、支援策や制度について周知していきたいと考えております。

ヤングケアラーになる原因は、養育者の養育力不足や養育者の健康上の問題、生活困窮等、様々であると考えられます。また、ヤングケアラーの明確な定義はありません。子供たちの家庭の個々の事情に応じ、支援が必要だと考えられる場合や相談等を受けた場合に、関係各所が情報共有、連携協力し、子供が子供らしい生活を送ることができるように、個々のケースに応じて、主体となる部署を中心に、相談に応じながら支援を行っていききたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） それで、先ほどの5つの質問に対しては全部終わったんですかね。では、そういうふうに解釈します。ちょっと足らなかったんですけれどもね。

それで、高崎市では4月にヤングケアラー支援担当を設け、渋川市では市内の有志がヤ

ングケアラー支援ネットぐんまを立ち上げたとの紹介記事がありました。

町では、以前より指摘されたヤングケアラー対策について、先ほどの答弁とも重複すると思うんですけども、どのような対策をしようとしているのか、再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ヤングケアラー対策についてですが、先ほどの要保護児童対策協議会の実務者会議の中で、町が把握する支援が必要と思われる家庭について、町、教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所や警察がその構成員となって、情報共有を図りながら、継続的に最善の支援をどのように行っていくかを検討しています。

ヤングケアラーにつきましては、個々の状況で対応が変わってくるのが考えられますので、関係部局、関係機関と連携協力し、情報共有しながら、ご家庭の現状把握と各家庭に沿った最善の支援に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） ヤングケアラーの本人自体は、先ほど言ったように意識していない、その中で支援していくのですから、支援する側も大変だと思うんです。したがって、この辺のところをどこに線を引くか、これが大きな解決の策になるかと思っておりますので、しっかりとその辺も含めて研究、あるいは皆さんで力を合わせて対策を練っていただければと思うんです。

次の児童虐待と生活困窮について、お尋ねいたします。

県内で、子どもシェルターオズという15歳から20歳未満の女子を対象とした避難所が、昨年県内の弁護士を中心に、虐待や非行など様々な理由で、今日帰るところがない、居場所がない子供たちの緊急避難場所として、非公開で開設されました。

今年5月18日の上毛新聞に、児童虐待相談1,909件で、過去2番目の多さであるとの記事が掲載されました。確認可能な97年度以降で2番目に多かったとのことでした。虐待の種別は、心理的、身体的、ネグレクト、性的の順で、その主な虐待者は実母、実父、その他で、虐待される側は小学生、3歳から未就学児、ゼロ歳から2歳が主な順ですが、なぜこのような虐待が後を絶たないのでしょうか。

家庭内暴力について、昨年第4回定例会で質問しましたが、家庭内暴力の把握は難しいとの答弁です。虐待の多くは、家族から家庭内で行われるために、幼い子供たち、小学生、中学生、高校生にしても、自ら被害を訴え救済を求めない限り、実態の把握と救済の手を差し伸べることは難しいかもしれません。

県は、2021年度に、児童虐待防止を施行しました。児童福祉司を13人増員したと

のことですが、虐待の発見は学校の先生や近所の皆さんをはじめ、子供たちを取り巻く友達や大人たちではないでしょうか。虐待を受けている子供たちからは、救済を求める声はほとんど上げられません。子供たちの異変に気がついた周りの人たちも、誰にどこに知らせればよいのか迷うのではないのでしょうか。町として、このような場合の救済機関の存在を、日頃より子供たちを含む町民皆様に周知すべきではないのでしょうか。

これらを含め、児童虐待について町の対応と救済はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 児童虐待防止、情報提供などについては、町の広報紙やリーフレットなどによって周知を行っているほか、学校や保育園、幼稚園などにも、情報提供の依頼を行っております。引き続き、周知に努めていく考えでおります。

なお、児童虐待の通報経路としては、学校、保育園、幼稚園、病院、住民の方などから、役場や児童相談所、警察に情報提供があります。また、子供の健診や訪問、相談事業などにより、心配な方の把握や本人から相談をされる場合などがあります。

児童虐待の通報があった場合には、原則48時間以内に、その児童の安否確認をすることになっています。

町で把握する支援や見守りの必要があると思われる方については、役場の関係各課、教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所や警察がその構成員となって要保護児童対策協議会の実務者会議を毎月開催しています。この会議で取り上げられる家庭内の状況については、定期的、継続的な個別訪問や聞き取り調査などを行っております。

また、必要に応じ、個々のケース会議も実施し、各家庭への訪問や電話連絡、学校等での様子などの見守り、必要に応じ関係機関などからの情報収集などを実施しているほか、児童相談所などで子育て中のストレスを少しでも軽くするため、ほめて育てるコミュニケーショントレーニングなども実施しております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この問題、かなり難しいんですね。児童虐待がなぜ起きるのか。また、生活困窮家庭であることを他人に知られたくないという家庭も増えていると思うんです。独り親家庭も含めて、コロナ禍での現在、生活困窮家庭は増加しているのではないのでしょうか。これらの家庭に対して救済制度はいろいろあるようですが、その制度を利用することをちゅうちょし、足踏みをしてしまう家庭があるのではないのでしょうか。自身の家庭状況を見て、将来の夢までを諦めてしまう子供たちもいるようですが、これでよいでしょう

か。

「子どもを育てるなら吉岡で」、最高のキャッチフレーズです。子供たちには無限大の輝く大きな夢を抱いてこの町から羽ばたいていく、成長していくことを願うのは、私だけでしょうか。生活困窮家庭救済には、私たち町民皆様の大きな力と行政の力が必要不可欠ではないでしょうか。町の子供たちへの生活困窮からの救済は、どのような手を差し伸べ支援するか、奨学金制度設置も含めて、これらの救済への対策について、町の考えを再度お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 私のほうから、奨学金制度について答弁させていただきます。

奨学金制度については、町長が議会のほうでも答弁しているとおり、現時点では町独自の奨学金制度の導入は考えておりません。国や県において様々な支援制度が用意されており、多くの生徒が利用しているというような実態です。そのため、今後も、国や県における既存の制度の周知を図ってまいりたいと思います。

また、町として、奨学金制度に代わる何か支援体制について検討していきたいというふうに考えております。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、生活困窮世帯にとって子供たちが受ける影響というのは大変大きなものがあります。食事や睡眠が十分に与えられなかったり、また学習する意欲があるにもかかわらず、学習の機会が奪われてしまったり、あるいは子供自身も周囲からの偏見、それから差別を恐れて、自分自身や家族に対するネガティブなイメージを持ってしまうことも少なくないかもしれません。

そういったお子さんたちへの支援対策としまして、町では生活困窮世帯の子供たちに、食料支援ですとか、学習支援、またメンタル面でのサポート、こういった多層的な支援ができるような子供たちの居場所づくりというものを今研究しています。

子供にとって、行政機関が必ずしもなじみのある場所ではないということも踏まえて、こういった事業を利用する際には、なるべく子供たちやその家族が安心して利用できるよう、プライバシーの保護には最大限の注意を払って事業を実施していきたいというふうに考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番 (山畑祐男君) 今、課長より、子供の居場所づくりという答弁があったと思います。私も、そのとおりだと思うんです。

それで、これは先ほど小林議員の質問と重複しますが、再度お尋ねしますが、今年の春より明治地区と駒寄地区で子ども食堂が開設されました。駒寄地区の子ども食堂は、k o h a r u日和という名称で開設されました。いずれも地域住民の皆様による開設です。

この子ども食堂の理念は、子ども食堂イコール生活困窮児童への支援だけではなく、多くの子供たちへの交流の場であり、また年齢に関係なく人々が交流のできる憩いの場所を目指しているとのことでした。1つの机で中学生と小学生が勉強を通じて、先輩が後輩の面倒を見る、大人と子供たちが作業を通じて交流を図る、高齢者やひきこもりの子供たちにも声をかけ、みんなで歓談のひとときを過ごす。これらの中で、悩みや夢を語り合う、誰もが願う憩いの場を目指しているとのことでした。また、食事の材料は近隣の商店や食堂からの支援で賄っているようです。町からの職員の皆さんの支援もあったようでございます。

子供たちへの食事の提供は無料で、施設の趣旨に賛同した理解ある所有者より空き家を無料で提供していただいているとのことでした。皆さんの善意と熱い志が詰まったこの子ども食堂k o h a r u日和が掲げている目標は、子供たちの生活困窮やひきこもりやいじめ問題、ヤングケアラー問題、児童虐待、高齢者の生きがい、保護者同士の交流等、多種多様な問題解決への道筋に一石を投じる施設になるのではないのでしょうか。

町では、この子ども食堂に対しての思いや期待はあると思いますが、どのような思いや期待があるのでしょうか。その内容をお尋ねいたします。

議 長 (岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長 (柴崎徳一郎君) 現在、ボランティアグループによって町内で行われている子ども食堂は、生活困窮世帯への支援という従来の枠組みにとらわれず、全ての子供たちが安心して過ごせる居場所づくりとして活動を始めています。

対象者は子供だけでなく、子育て中の方や高齢者など、誰でも気軽に立ち寄れる地域コミュニティの場所を目指して運営していると代表者の方にお伺いしました。大変すばらしい目標であると共感しております。

私も、立ち上げから運営の様子を見学させていただいておりますが、吉岡町に転入してきた若い世代が地域に融合し、郷土に新しい地域福祉の風を吹き込んでくれたような、非常にうれしい思いであります。

地域の課題に住民が自発的に取り組み、理想の地域を自分たちで考えてつくり上げる。まさに吉岡町が目指す地域共生社会を体現するようなこの活動に対して、行政としてでき

得る必要なサポートを行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 町長が今、答弁したとおり、この子ども食堂はいろんな意味での意味を持った食堂だと思います。先ほど小林議員も質問しましたがけれども、この子ども食堂対しての支援ということですが、いろいろと町としては考えているということですが、具体的に例えばこの子ども食堂の開催の日時の予定、そういったものを事前に広報等に掲載していただければ、さらに利用する人が増えるのではないかと。今は、終わってから広報に載っているようです。終わる前に、予定として載せてもらえば、もっともっと皆さんが利用できるのではないかと思います。

それからまた、空き家対策の税の問題、これも答弁がありましたから、しっかりとそれをお願いできると思うんですけども、先ほどの広報に載せる、これについてはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） お答えします。

事業の広報への掲載なんですが、先日、子ども食堂のほうに私もお邪魔しまして、代表者の方とお話することができました。その際に、現在困っていることについてちょっとお伺いしたところ、やはり事業拡大をしていきたいんだけれども、ボランティアのスタッフがちょっと足りないと。ですので、広くPRをして大勢の方に利用していただくということは、もちろんこの先、目標としていくべきところではあるんですが、やはり場所的な問題、駐車場の問題ですとか、あるいは受入れスタッフの充足、そういったところでまだ課題が残っているということで、まずはそこを重点的に課題を解消していこうということになりました。

なので、今やっている取組としては、町のボランティアセンターに団体として登録をしていただきましたので、そのボランティアセンターの広報、それからホームページ、そちらにボランティアスタッフの募集を載せています。まだ問合せ等はないようなのですが、引き続きそういった活動を通じて支援の拡大を広げていきたいというふうに考えています。

今後も、町もその子ども食堂の運営に並走しながら、一緒に課題解決に向けた取組をしていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） このスタッフの人たちは、皆さん夢を持っています。ぜひ夢を壊さないよ

うに、町もしっかりと支援していただければありがたいというふうに思います。

子供たちを取り巻く様々な問題は、家庭と学校との関係が密に連絡を取り合いながらでないと解決の糸口は混迷するばかりではないでしょうか。現実問題として、学校でも多くの生徒がいる中で、個人個人の問題対応には限界があると思います。学校という大きな組織の中では、各家庭の異なる事情の中で、問題を画一的に捉えることは難しいのではないのでしょうか。いじめの問題、登校拒否、ヤングケアラーの対応等、様々な問題は、家庭と学校との関係が密にならなければ、子供たちを救うことは難しいのではないのでしょうか。

来年、政府は、こども家庭庁を創設するようですが、「子どもを育てるなら吉岡で」のキャッチフレーズが自信を持って掲げられるように、町でもこの問題については真剣に取り組むべきではないのでしょうか。子供たちの話を聞く耳を持つ、人の話を聞く耳を持つ、悩みを聞く耳を持つ、夢を語る声を聞く、いつどこで誰がそれを受け止め、聞き役になっていただけるのでしょうか。悩み事や相談事は、それらを発信できる場所や環境がないと、なかなか打ち明けられないのではないのでしょうか。家庭と学校との間の橋渡し役がいれば、両者の関係はさらに充実した関係が構築できるのではないのでしょうか。生活困窮をはじめとする子供たちを取り巻く問題から、救済の手を差し伸べられるのではないのでしょうか。学校と家庭の関係をどのように構築するか、子供たちに対しての役割分担をどのようにするのか、町行政を含め、学校関係者はこの問題をどのように捉え、どのような対応をしようとしているのでしょうか。

子ども食堂k o h a r u 日和の求めている目標も含めて、町及び学校側の考えをお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 学校と家庭の関係をどのように構築するか、この辺の橋渡し役も含めて、私のほうから答弁させていただきます。

まず、学校の教職員は、子供の話にしっかり耳を傾け、悩み事や困り事があつたら遠慮なく相談してもらえよう、受容的な姿勢を持ち続けることに心を砕きながら、日頃、子供たちに接しています。また、そのゆとりを持てるよう、吉岡町においても学校教職員の働き方改革を進めているところです。

また、昨年度は子供たちにとって、家族以外で最も身近な存在である教職員全員を対象にいたしまして、ゲートキーパー研修を実施いたしました。子供たちからの様々なSOSに気づき、寄り添い、相談・支援機関へつなぐことの大切さ、方法について、そこで学んでいます。もちろん相談の対象は、保護者や家族も含まれます。

このように、学校では子供たち、保護者からの相談にしっかり応じることができるよう

な体制を取るべく心がけており、教育委員会もその体制づくりを側面から支援しています。

さらに、小学校では民生委員児童委員との情報交換を定期的に行っております。コロナ禍でなかなか実施できない時期もありましたが、原則として毎年行うものです。委員さんの担当地区で困り感を抱いていたり、外部からの支援が必要と学校が捉えたりしている家庭について、委員さんの立場から支えていただけるようお願いをしております。

制度として考えられる学校と家庭の橋渡し役は、民生委員児童委員の皆さんであると考えておりますけれども、家族以外の大人が子供たちと触れ合えるような現存する地域の仕組みとしては、育成会、自治会行事等が挙げられると思います。参加することにより、大人が地域の子供と触れ合える場となり、学校と家庭の橋渡し役になる大人も出てくるのではないかと期待します。ただいま子ども食堂の話がありましたけれども、まさにそれもその一環であると考えております。

今年度、教育委員会といたしましては、希薄になってきている子供たちと地域の大人との関係の改善のために、地域の大人と子供が触れ合える場につながる機会として、地域のボランティアと小学生が共に過ごす放課後見守り教室の開設、また中学生が自治会等の求めに応じてボランティアとして参加する吉中ボランティアの支援を行います。

また、不登校対策の一環ではありますが、今年度4月から吉岡町オープンドアサポート事業を始めています。これは、相談員が家庭訪問することで、家庭と学校の橋渡し役をしながら、児童生徒の居場所づくりのサポートなどを可能とする事業です。教職員と家庭の橋渡し役として、役割を果たしてきていると認識しております。

教育委員会といたしましては、今年度から始めたこれらの仕組みが、学校と家庭の橋渡し役として、少しでも担うことができるといふふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 大変難しいと思うんですけども、しっかりとさらに研究していただければと思います。いろんな役職の方がいますけれども、果たしてそれが本当に活用できているのかどうかというのは、ちょっと弱いところがあるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いします。

次に、学校での防災対策についてですけれども、これは以前に質問していますので、省略させていただきます。

時間の関係で、次の男女共同参画について、昨年の第4回定例会でも質問をいたしましたが、再度質問いたしますが、時間の関係でなかなか入れないんですけども、町で第2期吉岡町男女共同参画基本計画策定に伴う推進協議会委員の募集という回覧が回りました。それで、この2枚目が同じ内容でまた来たんですね。それで、このようなものはあまり指

摘したくないんですけども、同じものが回ってきたと思ったら、ある一部が変わっていたと。もっと言うと、電話番号が違う資料になっていると。それで、今度は新しいのが来たと。

ただ、それはそれでミスはしようがないと思うんですけども、2枚目のところで私が見る限り、前はこういうことで間違ったと、大変申し訳なかったという文言がどこにもなかったと思うんです。そうすると、配られたほうは、同じものが来たというだけの意識なんですよね。線が下にちょっと引いてあるだけ。

男女共同参画について、そういった意識で実際やっていけるかどうか。配慮がないと私は言いたいです。この辺のところを、町としてそれなりにチェックしていると思うんですけども、どこかの町で四千何百万円を振り込んでしまったミス、あれも同じです。やっぱりかなり電話かけるほうも迷惑になっているわけで、かけられるほうも迷惑。そうしたら、一言おわびの文言を入れて出すべきじゃないかと思うんですけども、これは質問の中には載せてありませんけれども、男女共同参画というものを、この大きなことをやるに当たっては、ちょっとその辺のところの気配りがなかったと思うんですけども、その辺、町としてはいかが考えているのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、山畑議員のほうから、男女共同参画事業におけるチラシ配布において、非常に意識の配慮不足があったということに対しましては、深くおわび申し上げさせていただきたいと思います。今後、改めてまた進めていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 男女共同参画は、役場だけでやるんじゃなくて、町全体でやっている。議員も含めてですけども、そういった中での意思疎通というのは大事ですから、お互い町のためになっていくことだし、これは世界でもかなり日本は遅れています。156国中、120番……、終わりましたね。

では、終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、12番山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていた一般質問は全て終了しました。

明日は、通告のあった7人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会します。

午後3時16分散会

# 令和4年第2回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和4年6月3日（金曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年6月3日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.5～No.7）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日も、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、通告のあった7人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、3番飯塚、通告書に従い一般質問をいたします。今回は3つの大きな項目があります。

質問の第1項目めは地域インフラなどの整備についてお尋ねいたします。

まず1つ目、通学路の危険防止策です。昨日も通学路の危険防止については話が出ましたけれども、今回私が質問いたしますのは、中学校の通学路の危険防止策です。

まず、駒小西正門から町民グラウンド付近までの区間ですが、これは駒小関係です。現在の制限速度は時速30キロメートル、道路面には歩道部が緑色で明示されております。また、車道部には運転手に注意を促す学童注意の文字が白とブルーで塗り分けられて標記されております。これらの対策により危険性の緩和が感じられているところであります。今までの行政としての取組に感謝いたすところであります。大変ありがとうございました。しかし、当区間で危険性が全く排除されたわけではなく、さらに抜本策を考えていかなければならない区間であると思います。今後も検討をお願いいたします。町長、よろしくお願ひいたします。

さて、吉中通学路であります。前橋伊香保線の役場入口交差点付近から、吉岡バイパスの現在の終点であります宮東交差点付近までです。この区間は、県道前橋伊香保線、通称吉岡バイパスが開通以来、前橋方面への通勤車両が大変増加してきているのは町長も十分ご承知だと思ひます。

しかし、通学路対策は役場入口付近が若干改良されたのみで、大部分が手つかずの状態であります。特に宮東交差点付近は危険性が高く、朝の登校時には交通安全指導員の方、ボランティアの方々が安全指導と整理のために毎日協力していただいております。

そこで、この問題を取り上げた一番の理由は地域開発の進展です。最近ドラッグスト

アが開店しました。さらに、現在は別な店舗も工事中であります。いまだ道路に面した畑もありますけれども、これらの道路両面が塞がり家並み続きになったならば、通学路としては危険性が増すでしょうし、通学路改善対策は一層困難になっていくでしょう。状況がますます悪化しないうちに、今のうちに何らかの対策を進めないと手後れになってしまうと思います。町長の通学路危険防止策について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員から、インフラ整備、吉中通学路問題等について質問いただきました。

県道前橋伊香保線の歩道整備事業につきましては、町も交通安全対策として非常に重要な事業であると認識しており、事業主体であります群馬県渋川土木事務所に必要な協力をを行いながら、その推進を図っているところでございます。

詳細については、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 県道前橋伊香保線の歩道につきましては、駒寄小学校交差点付近から西へ、道路北側に関越自動車道の側道までの間、既存の歩道がございます。関越自動車道西側の側道から役場入口までの区間におきましては、現在、県渋川土木事務所により歩道の整備が進められているところでございます。今年度は、関越自動車道の西側の歩道を延伸する工事で、約28.5メートル、境界立会いで約105メートルを予定しております。

町につきましては、引き続き歩道整備に必要な地権者との調整を行いながら、事業を推進していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 答弁ありがとうございました。大分事柄を進めていただいているようですので、一応安心しましたけれども、まだそれでは不十分であって、先ほどの状況が進展すれば、またこれから生徒が増えるわけです。危ないのは、道路に面したところに電柱が建っています。その電柱をよけて、自転車でまた乗ってよけていくときに、車道側に自転車がはみ出すんですね、一時。それが一番危険なんです。ですから、ただ歩道を広げるといってではなくて、それに加えて電柱のことも考えていただきたいと思います。

最後に、今いろいろお考えのことと思いますけれども、今のもくろみとしては大体いつ頃までに、先ほど私が言った区間は完成できるのでしょうか。そのもくろみというのはどんなものなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 事業につきましては、まずこの歩道整備の事業、令和4年度は1つの区切りでございます。しかしながら、地権者調整を図りながら、今後も進めてまいりたいと思います。これにつきましては、群馬県渋川土木事務所等と協議をしながら行ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 先の見通しは分からないということでもありますね。なるべく早く、町長、よろしくお願いいたします。

次に行きます。駒寄川の下流域の護岸工事についてです。

2年前の夏、大雨のために濁流が護岸越水するおそれがあったため、下流の住民が夜間に避難した事件であります。1年半後となりましたけれども、護岸工事が今年3月で1期工事といたしますか、完成しました。町から県への工事要請、工事主体の土木事務所など関係皆様のご努力には感謝いたします。大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。しかし、私にはまだ心配なことがあります。ここでお尋ねしたいと思います。3月に完成した今回の護岸工事が現在の場所になった経緯と理由をお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 駒寄川の下流域に関しましては、台風19号のときに越水のおそれを感じるほどの水位があったことや、地元からの強い護岸改修の要望があったことから、河川管理者でございます県渋川土木事務所に対しまして、早期の事業化を要望してきたところがあります。

今年3月には越水対策としまして、渋川土木事務所による護岸のかさ上げ工事が完成し、町も大変感謝しているところでございます。また、5月には渋川土木事務所によりまして、駒寄川と吉岡川の合流部に河川監視カメラが設置されております。

護岸のかさ上げ工事が実施された箇所につきましては、地元自治会や住民の方が、河川の水位の上昇に不安を感じておった場所であり、人的被害を防ぐことを最優先に、早期の事業が可能で、かつ効果のある対策工事が可能な場所として施工されたものと認識しております。

引き続き必要な河川整備につきまして、感染管理者でございます渋川土木事務所と連携し、対策を講じてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 先ほどの答弁の中に、今回工事が可能な範囲を施工したという言葉がありましたけれども、可能な範囲でなくて、前回ひどい濁流が護岸を削ったときの一番危険なところを本当はすべきだったんだと私は思います。それが今回の工事から外れているのですよ。吉岡川に向かって、左岸の今回の工事が行われた、さらに上流40メートルから50メートルぐらい上流側、ここに竹林があって、地下茎が石を抱き込みながら岸を守っているという状況があります。そこが一番越水しそうになって、住民が避難した場所なのです。

町としては、地域住民の方の聞き取りというか実態調査を十分しているのか、ちょっと私疑問ですけども、それにもう一つ、なぜ土木事務所は50メートルぐらい上まで左岸をやれなかったのか。危険なところからやるのが一般的な工事だと思うんですけども、その辺についてはどうなのでしょう。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員ご指摘の駒寄川下流域の現地の状況につきましては町でも把握しております。場所によっては、周囲が崖地のような状況になっており、崩れたときに川がせき止められ、想定外の被害が発生してしまうことも考えられます。

渋川土木事務所施工の護岸のかさ上げ工事実施箇所の上流側につきましては、JR上越線の東側付近から、護岸のかさ上げ箇所までの区間について、町からの要望に基づき、令和2年度に渋川土木事務所により現地踏査により調査が行われております。渋川土木事務所が令和3年度に実施しました護岸のかさ上げ工事は、この現地調査の結果を踏まえ、人的被害の防止を最優先に、早期の事業化が可能ということで対策工事を施工しておりますのでございます。その上流側の区間につきましては、ブロック積みで整備されておる箇所も確認されておりますけれども、多くは自然護岸により形成されているものと認識しております。現地の状況につきましては、現地踏査により渋川土木事務所も把握しておりますので、引き続き県と連携しながら護岸整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 答弁がちょっとずれてしまったような気がしますけれども、私が質問したのは、どうして2年前の夏に一番危険だった場所を今回しなかったかということなんですけれども、そこはなるべく早く、町長、土木事務所に申請してお願いしたいと思います。今のところはそこが一番危険なんですから。

先ほど課長が答弁していただいたとおり、上越線の鉄橋から今回の工事の箇所まで、す

ごいところですよ。吉岡町にこんなところがまだあったのかというような谷間ですよ、深い、町長もよくご存じだと思います。それは先ほどの答弁のとおり、今後も早期の護岸工事のために申請していただきたいと思います。もうご存じだと思いますが、ここは過去にも土砂崩れがあったところですね。よろしくお願いいたします。

次に行きます。児童生徒の増加対応策です。

本町の小学児童数は、2025年、2026年頃がピークであるとのことですが、今から3年か4年先です。過去の私の質問に対して町長の答弁では、このレベルの児童の増加であれば、校舎、教室の増設はなしで対応できるとされておりました。

一方、第6次総合計画策定のための基礎調査資料によれば、人口のピークは2035年から2040年頃となっていて、児童数の増加率のピークの時期と人口のピーク時期は大きくずれています。両者の間には必ずしも連動関係がないかもしれませんが、児童の増加傾向は、現在の予測値より長く続くのではないかと私には思えるところであります。現在の吉岡町の趨勢を考えると、十分考えられると思っております。

また、別の角度から見てみますと、小中学校のクラスの人数です。1クラスの定員は文科省によって見直しをされるたびに減少しており、群馬県では小学校では最小のクラス定員は30人と聞いております。国と県、自治体の間には若干の考え、取扱いの違いがあるようですが、クラス定員の少人数化は、教育の理想の形へと続くものであって、私はそうなってほしいと思っております。なぜなら、教育は国づくりの最も重要な要素の一つであるからです。これは町長も教育長もそのとおりだと認識されていると思います。

そこで、質問いたします。増加する児童生徒、現在でも狭い校庭、将来不足が考えられる教室等々を考えたとき、町長は現状と将来をどのように分析しているのか。また、将来への手はずをどのように考えているのでしょうか。最近、少しずつではありますが、事柄が進んでいるようには感じられるところですが、町長のお考えと今後の計画をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 町立学校の実際の児童生徒数を見た場合、継続して児童生徒数は増加し、一旦、平成29年の2,083人をピークに減少しましたが、再び増加傾向を示し、今年度は4月時点で2,151人となっております。

町は、現在このような状況となっておりますが、社人研の「日本の地域別将来推計人口」、こちらは平成30年推計によりますけれども、おっしゃるとおり人口のピークは2040年ですが、義務教育対象の児童生徒数も含まれる町のゼロ歳から14歳の年少人口のピークは2025年であり、それ以降は減少傾向を示しております。

そのような中、文科省では令和7年度までに段階的に小学校の全学年を35人学級とするおといたしました。しかし、先ほど議員もおっしゃいましたが、群馬県では既に県独自の学級編制基準を設定しており、現在小学校1年、2年生が30人学級、小学校3年生から中学3年生までが35人学級として吉岡町でも運用しているところがございます。そういうことですので、吉岡町では今回の文科省の学級編制方針の変更の影響を受けることはございません。

とはいえ、今後、群馬県独自の編制基準の方針が、さらに少人数教室を目指すとなった場合や、実際の義務教育対象年齢人口が社人研の人口推計と大きく乖離するようなこともあり得ますので、町及び教育委員会としても、町の開発動向や転入者の動き、また国の動向等にも注視して、適切な学校教育施設の整備、維持を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 将来を見越してある程度考えていただいているということで、ありがとうございます。

しかしながら、町長、あれですね。学校が3つありますけれども、それぞれにそれぞれの課題があると思います。先ほどの答弁では人数の関係の答弁だけでしたけれども、全体的に見ますと狭いですよね。それで、先ほど言いましたが、若干進んでいる事柄もあると私も感じておりますが、その三者三様の課題を、ハードの人数のこともあるんですけども、全体的にどんなふうを考えております。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それぞれの学校、小学校1年生から中学校3年生までそれぞれ学級の人数というのを把握しております。そういった形で、今後5年、6年先までは、それぞれの学校で、何年度にここでもしかしたら学級を1つ、クラスを1つ増やさなければいけないとか、また1つ減るとかというところを調整しながら、今年度も例えば駒寄小学校でパソコン教室を改修しながら、令和6年度にクラスが1つ増えてしまうと予想して対応もしておりますので、そういった形で、昨日飯島議員の質問でもちょっと答えさせていただきましたが、今学校を新設する予定はありませんので、既存の校舎の改修などにより、教室不足などに対応してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今後ともよろしくお願いたします。三者三様の問題を持っているわけで

すから。

次の風疹被害の防止策、これちょっと飛ばします。通告書にあります大きな項目の2項目目、国土強靱化地域計画について伺います。

まず1つ目は、地域施策としての対策工事の洗い出しなどです。近年発生しております甚大な自然災害、特に間もなく来るであろう巨大地震などに対して、その被害の防止、または被害を最小化することを目的に、国では国土強靱化基本計画を策定いたしました。この資料も町長から頂いております。その計画にのっとり、本町としても吉岡町国土強靱化地域計画がまとまったことは大変喜ばしいことです。

しかし、これからが大変です。今の私の気持ちとしては、いつ着工されて、いつ頃完成するのか大変気になるところであります。多くの町民も、被害が発生しそうなところを感じておられる方も大変おられます。したがって、その完成を待ち望んでいると思います。そこで、お聞きしたいのです。強靱化施策としての計画工事の洗い出しはこれで完了ですか。計画件名の追加、削除はないのでしょうか。また、計画書には予定事業期間というのが記載されています。そのほとんどが令和4年度から令和7年度までとなっています。町長、私たち町民は、ほとんどの工事が令和7年度までに完成すると期待してよいのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町国土強靱化地域計画は昨年10月に策定され、本年度より本格的に国土強靱化地域計画の別冊に記載された強靱化に向けた主要事業に取り組んでいるところでございます。

国土強靱化地域計画の基本計画については、細かい見直し等は現在考えておりませんが、議員がおっしゃる計画工事の洗い出しや、追加、削除については、随時見直しを行っていく方針でございます。

また、主要事業の完成年度でございますが、これが令和7年度に集中しているのは、国において激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対応、予防保全型インフラ・メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効果的に進めるためのデジタル化等の推進の各分野について、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模を定め、重点的、集中的に対策を講じることとしているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 分かりました。今の答弁の中に、町長、集中的にということがありました

ので、それについて私もちょっと心配があるんです。それはまた後ほど出てきます。

町長、この工事計画は、国の施策として行われる事柄ですから、全国一斉に実行されますね。そこで、今言いました心配事があるんです。工事というのは、工事計画書作成に始まって、竣工検査が終了、完成、手打ちまでに様々な書類作成、施工契約、材料発注、工事の実施工など幾多の手間暇がかかるわけです。役場としても、これだけの工事を一遍に集中して発注管理を行う人手、業務量の増加にどう対処していくのでしょうか。また、工事材料や施工業者の取り合いは起こらないかなどです。

駒寄小学校の体育館建設工事では、東日本大震災と熊本地震の建設復旧工事のために、高張力ボルトというのが世の中、日本中で逼迫しました。そのために、町長の説明ではあの当時、体育館の建設が2か月ぐらい遅れるかもしれないと、ボルトがありませんというのがありましたですね。幸いにして今、児童生徒が完成したところで体育の授業を行っているわけですが、そういったものが心配なのです。町としてのそれらのもくろみ、実行計画、どのように考えているのか。材料不足や工事業者の取り合い、これについて私は心配です。お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 激甚化する風水害や大規模地震などに対応するために、国土強靱化地域計画は、町民の人命・財産の被害防止、最小化、また交通ネットワーク、ライフライン維持など、住民の生活を支えるための重要な施策でございます。

国土強靱化計画においては、国が目指す令和7年度を目途に完成期間を設けた重点加速化対策でございますが、事業が終了する時期につきましては、先ほども説明いたしました、それぞれの事業により異なっております。

議員おっしゃるとおり、工事計画、発注、完成までは多くの業務が生じるところであります。公共工事の品質を確保し、目的の整備が的確に行えるようにするためには、工事の施工段階において、契約の適正な履行を確保するための人材教育や確保が重要であると認識しております。工事の規模や難易度により異なりますけれども、町監督員が適正に管理ができるよう、組織体制や監理業務の委託なども検討する必要があると考えております。また、資材等の調達につきましては、この発注時期等を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 過去の二の舞にならないように、十分注意しながらやっていただきたいと思っております。

もちろん今答弁がありましたように、各方面の調整を行って、いろいろ頑張ってやっていただかなければならないというのは当然です。ちょっと下品な言い方かもしれませんが、他の自治体の後塵を拝さないように、学校のタブレット端末をスムーズに導入したときのように、この国土強靱化計画には特にスピード感を持って業務を進めていただくことを、町長、お願いいたします。

2つ目です。吉岡町地域計画に予定されていない強靱化計画に関して伺います。

今回の国土強靱化計画には、国及び県の直轄工事もあるはずですが、今回の国土強靱化計画には、例えば山間部の砂防堰堤工事、一級河川の護岸工事、いろいろほかにもあるでしょうが、このようなものがあるはずですが、吉岡町地内にも、これらに該当する強靱化工事があると思います。これらについて、町としてどのように考え、どのように適切に施工されるのか、取組をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在、群馬県国土強靱化地域計画別冊、令和4年度において、国土強靱化のために実施する主な事業一覧のうち、吉岡町に該当する事業については4つの事業の記載がございます。このうち吉岡町に関わる事業でございますが、こちらにつきましても4つございます。

まず、1つ目です。主要地方道前橋伊香保線大久保工区の歩道整備でございます。詳細につきましては、先ほどの答弁と重なる部分がございますので割愛させていただきますが、こちらは歩行者・自転車の安全な移動空間の整備という施策方針による事業となっております。事業期間については、令和4年度完成、全体事業費としては2億円との記載がございます。

続いて、2つ目になります。こちらも自動車交通網の整備という観点から、主要地方道前橋伊香保線整備事業大久保上野田間が記載されております。これは、吉岡バイパスの延伸事業であります。事業期間、また全体事業費につきましては未定との記載になっております。

続いて、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築といった観点から、2つの事業が掲載されております。県道南新井前橋線2期工区及び3期工区バイパス整備事業であります。これについては、令和3年度までに完成しております。

今後計画している事業ですが、こちらは防災インフラの整備の観点から、一級河川利根川（半田工区）河川改修工事であります。吉岡町直接の事業ではありませんけれども、漆原新田地区に隣接します半田地区から上流にかけての利根川堤防の整備を行うものであります。こちらについては、県土整備プランにも記載があり、令和6年度までに着手を検討

する事業となっております。

町としては、県と連携し、これらの事業を速やかに着手できるよう、随時、情報・意見交換や働きかけを行っていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） その4つの工事が契約されているというの、私は知りませんでしたけれども、何か私のイメージからちょっとずれているような気がします。

というのは、先ほどの駒寄川の下流域、あれは渋川土木事務所担当になると思いますけれども、なぜそれが入っていないのか。それから、もう五、六年前になると思いますけれども、もっと前でしょうか。ケイマンゴルフ場のところの護岸がすごいえぐれて、ケイマンゴルフ場が少し崩れるんじゃないかというようなことがありましたですね。そこは、今自然流水によって土砂が元に戻って普通の状態になっていますけれども、今はその直後の下流がすごくえぐられているわけですよ。ケイマンゴルフ場のところは少し護岸がしっかりしていますから、そうしますと護岸がないその直下、水流が回り込んで洗掘という現象が発生して、普通の状態以上に洗い流されてしまう、そういう状態が発生しているのではないかなと思います。町長もご存じだと思いますが、まずそういうのが入っていない。

それから、次に漆原用水のことについては全然話がないですよ。そういうのも入ってくるのかと思いますけれども、全然そういうのがこういう、今私が言った3つが、何ら表記されていない。これは、町の県への要請、説明が不足しているのではないかと私は思います。町長、この取組をしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 今、ご指摘をいただきました3つの箇所関係でございます。先ほど言われました利根川のケイマンゴルフ場付近の洗掘場所につきましては、これまでも群馬県渋川土木事務所に対して申入れをしております。今後も協議を継続してまいりたいと思います。

また、先ほど言われました、駒寄川と吉岡川の合流上部、こちらにつきましても、これまでも工事をやっていただいておりますけれども、今後も要望を続けていきたいと考えております。

またもう1点、漆原用水の関係ですけれども、こちらにつきましては担当部署、県農村整備センター等々に要望等をつないでまいりたいと考えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） あまりなかったのが大変私残念なんです、町長。いろいろお金、財源の名目もあるでしょうが、今後ともよろしく願いいたします。

次ですが、今回の強靱化計画の財源、計画書を見ますといろいろあるようです。目に付きますのが、防災・安全交付金（拡充）、そのほかに社会資本整備総合交付金、これが私の目につきました。そこで、お尋ねいたします。

本町には、現行の建築基準法に該当する以前に、当時の農道に面した住宅が建設されている狭い町道、未舗装道路、また側溝なしの道路など、これから整備が期待される道路があちらこちらに存在します。これらの道路は、社会基盤をしっかりと建設していこうという機運、法整備が確立していなかった時代の負の遺産とも考えられます。これらの整備は基本的な社会資本整備です。先ほど言いましたように、財源に社会資本整備総合交付金というのがあるのです。ぜひ今回の機会を捉え、これらの財源を確保して、この社会資本整備を実施していただきたいと思います。町長、これらの道路、その拡幅、舗装など、先ほどの交付金を受けることで改善できないでしょうか。お考えを伺います。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 狹隘道路の関係でございますが、町内の生活道路で、言われたとおり多くございます。町内狹隘道路の整備でございますけれども、社会資本整備総合交付金の対象事業のメニューとして、国土交通省住宅局所管の狭あい道路整備等促進事業が支援事業としてございます。道路整備につきましては、多くの資金が必要でございます。積極的に社会資本整備総合交付金等の支援事業を活用し、町内道路の整備を進めてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） そういう項目があるので安心しました。ぜひともよろしく願いいたします。

先ほどの強靱化計画もそうですけれども、この基本はやっぱり行政、役場でどういう問題が町内にあるかというのを把握して、それをいかに説明して、県に納得していただくかというのが一番の基本ですよ。幾らこれがあります、これがありますと項目だけ出しても相手が納得しませんよ。これこれこうだから、こうしてほしいと。それを滞りなくといいますか、諦めずに、飽きないでやっていただくということが一番の基本であります。町長、よろしく願いいたします。

次です。最後、通告書の3項目め、地域開発の施策推進について伺います。

1 項目め、地域開発状況と取組の現状です。

本町は、古くは上毛大橋の開通、一番新しいところでは南新井前橋線が一部開通するなど、地域開発のインフラ整備がかなり整ってきました。本町は、今まさに出来上がった土台、インフラの上に、殖産・興業という木を植えて大きく育てるべき、重要な時期の真っただ中にあります。このことは私がここで言うまでもなく、町長としてはそんなことは自分は100年も前から分かっているよと言いたくなるぐらい十二分に承知されていると思います。

企業誘致は、駒寄スマートIC西側地区をはじめ、幾つかのお話があるように聞いておりますが、残念ながらその進展が少し遅いように私には感じられます。現在の企業誘致の取組と、現在進行状況の実情をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 企業誘致の進捗状況はとの質問でございますが、吉岡町都市計画マスタープランでは、駒寄スマートICの西側地区につきまして、工業誘致エリアと位置づけられているところでございます。

その工業誘致エリアのことにつきましては、今年度に入りまして、4月13日に前橋市との情報共有を兼ねて勉強会を実施したところでございます。また、4月15日には群馬県企業局との情報連携の打合せを行いました。しかし、企業を受け入れるための受皿の見込みがついているという状況ではございませんので、今の時点では、具体的に企業誘致を行う状況には至っていないと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長、今のご答弁の中に、企業誘致を実際に行う状態になっていないと、そこが問題であります。それはまた後で出てきます。

今年が初年度の第6次吉岡町総合計画には観光開発があります。観光開発には純粋な観光と、観光農業、特産品の関係があります。先ほどの総合計画にも、その両方の振興について課題と取組が述べられていますが、それらについて具体的に何をどうこうするという実務レベルの行動予定、これは総合計画にはもちろん、概要を示す計画ですから、書かれていないのは当然ですが、総合計画に書かれている内容を実際に進めていく行動予定はつくられているのでしょうか。そして、それはもう既に着手されていますか。

まず、リバートピア吉岡、緑地運動公園について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、リバートピア吉岡につきましては、昨年度は男女サウナ室の改修を実施しております。その直後から時間短縮で利用を開始しておりましたが、今年4月25日からは、改修工事以前と同様の通常時間で利用できるようになっております。今年度につきましては、男女の洗い場について改修工事を予定しております。昨年に続いての臨時休館による工事となり、利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、利便性の向上とともに、施設の魅力度の向上にもつながることと期待しているところでございます。

続いて、緑地運動公園についてですが、昨年度は過去15年間で最高の利用者数を記録しております。中でも緑地運動公園の芝生の手入れ状況、こちらにつきましては、利用者の皆様から高い評価をいただいております。今年度は、老朽化した芝刈り機、こちらの更新を予定しておりますので、さらに芝生の整備が充実したコースで各種ゴルフを満喫していただけると考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 現行の部分について、一生懸命やっていたのは分かりましたが、今答弁の中に、緑地運動公園のケイマンゴルフ場の南のほう、水辺の公園とかそういうものが将来計画されていると、小規模ですけれども、聞きましたけれども、そういったものについてちょっと言及がなかったのは残念だなと思います。それらのことについて、構想あるいは規模を縮小したかもしれませんけれども、将来目標についてはどんな具合になっているのか、現在の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ゴルフ場の南のほうの公園につきましては、そこまでの進入路というのでしょうか、その部分に公園だけを新設すればいいとはちょっと捉えておりませんので、その場所まで入っていくための道路、やはり県の風力発電があると思いますけれども、その南に小さな橋が1本架かっているというような状況もあります。その辺まで含めた整備というものを見越した場合には、それなりの費用が、事業費がかかるのではないかと考えておりますので、今回その辺については、お話の中には入れさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 総合計画の中には、今までの吉岡町で観光開発として取り組んできたことを、さらに拡大しているというのはもちろんあるのですけれども、それに新しい観光を発

掘っていくという言葉があったじゃないですか。何を私は発掘しているのか、よく分からなかったんですけども、発掘というのは、今までなかったものを新しく見つけ出す、作り上げていくという考えですよ、町長。ですから、ああいう言葉を入れるのだったら、先ほど私が答弁の中に出てこなかった水辺公園については残念だと言いましたけれども、そういうものにも言及すべきではないかと思うのですよ。だてに発掘という言葉が入っているだけでは、町長、困りますよ。それはよろしくをお願いします。

次です。観光農産品への取組についてです。現状は、少しずつではありますが、年ごとに生産量の減少傾向が続いていると聞いておりますが、どうなのでしょう。小倉ぶどうや乾燥芋、おつきりこみの特産品への取組は今までどおりのやり方ですか、それとも新しい方法を考えているのでしょうか。これからの想定している取組をお伺いいたします。

議長 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 小倉のブドウや乾燥芋につきまして、年ごとにその生産量、こちらでは把握しておりませんが、小倉ぶどう組合や、小倉甘藷生産組合の組合員数が減少傾向であるということは承知しております。

一方で、ブドウの栽培や乾燥芋の生産に新たに参入される方もおられます。生産者が自らPRを行ったり、販路の確保を行ったりしております。これまでは、町の小倉地区の特産品であるという捉え方で支援を実施しておりました。しかしながらこれからは、小倉地区を残しつつも、吉岡町の特産品であるという位置づけにシフトしていく状況にあるのではとも考えております。

いずれにいたしましても、町の特産品としての広報や支援の在り方について検討していきたいと考えております。

議長 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 若干前向きな答弁もありましたので、大変ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

吉岡町の観光開発について、全体的に言えることと思いますが、今までのやり方を踏襲する、こういうことであれば、今までの結果しか得られないと私は思います。先ほどの答弁の中に、違う見地に立って開発していくということをお聞きしましたので、それに期待したいと思います。

また、以前の私の質問に対して、観光は、開発すべき事柄は分かっている。吉岡にはこれとこれしかない。また、振興か衰退かは、これから五、六年が山だと思っているという

答弁を2回にわたっていただいております。これは町長も聞き覚えがあると思いますが、町長、取り組むべきことは何か、変えていけないとうまくいかないということは、皆さん理解しているのだと私は思っております。今後、新しい方策を打ち出そうとしているのであれば、今がそのときであり、五、六年先が山だと答弁の中にもありましたけれども、そろそろ最終決断のときが近づいているのではと感じます。振興か衰退かです。町長、現状を好転させるべき戦略はどうお考えですか、お聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、東の玄関口である道の駅よしおか温泉では、外部コンサルティングによる、業務や経営の改善に取り組み、魅力ある事業運営を目指した体制整備を行う予定でございます。今年度は、道の駅内にRVパークの設置も予定しており、その後についても緑地運動公園内の各種ゴルフコースやテニスコート、またサイクリングロードと温泉施設など、複合的な資源を生かし、魅力ある道の駅を目指したいと考えております。

また、西の玄関口として、船尾滝周辺からバーベキュー広場までの船尾自然公園一帯につきましては、四季折々の自然環境を生かした憩いの場であり、今後の利用方法について検討を行い、魅力の発信を行うことで多くの方に訪れていただけるとも考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） いろいろなところに取り組んでいくということで、答弁ありがとうございました。私もまだまだ諦める時期ではないなと思っております。これからもよろしく願いいたします。

それでは、最後の3つ目です。地域開発の担当部署の拡充についてです。これは前回も町長に質問し、お願いしたところであります。

本町では、2年前に業務執行体制を改定し、職員定数の増員も実施してきました。それでも人口増に伴う業務内容の変化と増加、地域開発に伴う対応増加、それに加えて新型コロナ対策と、今までどおりの通常業務の執行と、担当職員皆さんの業務は毎日目まぐるしいものだと推測いたします。毎日が各事案をスピーディーに処理していかなければならない、こういった事態であると思えます。

しかし、先ほどもお話ししましたとおり、地域開発の歩みは遅めに感じられて、新しい国土強靱化計画の追加、出店希望者への対応業務量の増加、これらの業務量の増加が考えられる中、町長、現体制で大丈夫なんでしょうか。先ほど町長も答弁していただきましたけれども、駒寄インターの西側はまだ出店計画、あるいは開発計画もほぼないような状態ということでもあります。ちょっと私は遅過ぎるのではないかなと思います。それは、人手

が足りないのか、それとも担当している人に知恵がないのか、どちらかだと思いますけれども、これを補っていくことが必要な時期に来ていると私は思っております。特に近年の吉岡町の情勢は特別だと多くの方が言います。もちろん町外の人も言っています。そして、町長も過去にそういうことを言われました。状況が特別であれば、それを乗り越え、発展させるためには、特別な対応をしなければならないのは当然ではありませんか。スーパーマンがいるわけではありませんから。

本町の現状を踏まえて、地域開発に特化した地域開発担当を新設し、力強いスピード感のある取組をする、この体制づくりができないでしょうか。これは吉岡町の将来のためです。一時的には人件費もかかるでしょう。しかし、これは将来への投資と考え、必ずや10年、15年、20年後には大きくなって戻ってくると私は確信しております。町長、このようには考えられませんか。

それとも、こういう体制に変更する、追加するというに抵抗勢力でもあるのですか。将来を見て、やるべきです。それは、今の吉岡町の現状を見れば、一目瞭然じゃないですか。四、五十年前、もっと前でしょうか。話が始まった上毛大橋、それから吉岡バイパス、そして今回完成したICの大型化、こういったものは諸先輩が将来を想定して、将来のためにやろうということで積み上げてきた実績です。そこに、今の町長は、先ほど言いましたように殖産・興業という大きな木を植えなくちゃならないんです。そこに実りが将来出てくるということですから。

先ほど、最終決断をしなくちゃならないのではないですかと言いましたけれども、これももう思い切って決断していただいて、西側インターの工業用地も全然進んでいないと。前橋市と協定しただけで、あとは皆目どうなっているか分からないと。それは何が原因なのか私には分かりませんが、町長はよく分かっているはずですよ。こういうことにはこういう手はずが必要だというのは、町長よくお分かりでしょうから。もう将来のために、先輩の期待を裏切らないようにやっていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 地域開発に特化した課をとということなのですが、現在町では地域開発に特化した課というのはございません。開発における主なかじ取りを担っているのが建設課となります。また、分野は違えど、産業観光課においても、その一翼を担っております。今後も現体制の下で事業を進めていくこととなりますが、これまでもそうであったように、課の垣根を越えた横断的な業務連携を図りながら、町の発展を進めていきたいと考えております。

町では、令和2年に機構改革を実施し、現在の課体系になっています。また、令和4年

度、今年度ですが、一部室の事務分掌変更を行っております。今後もその時々に合わせて、機動的に事務分掌を見直していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 答弁ありがとうございました。

もう全然やり切れないということですね、町長。だけど、先ほど私が言っていますように、今までと同じことをやっていたら、今までと同じですよ。スーパーマンというのはいないでしょう。私が先ほどから言っていますいろんな業務がこれからどんどん増えるわけですよ、今も忙しいですよ。それを、町長もかつて言われましたけれども、コロナ対策のときに、全課横断的に協力して取り組んでいくと。コロナ対応はそれでいいですよ。しかし、この地域開発については、それではちょっとうまくいかないと思いますよ。

というのは、横断的というのは、それに担当した人間を各課から選んで、はい、この人たちは例えばプロジェクトチームねと指定されても、それらの人は自分の業務があるわけですから、今までのが。それに加えて、今まで何も手がつけられていない駒寄スマートIC西側の開発に取り組みと云って、これは無理ですよ。今までどおりのやり方では、今までどおりの結果、横断的にやるのは責任の分散で業務が完遂しません。それはどうお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 機構改革には時間と労力が必要でございます。現状の体制で必要があれば、見直しをしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） これはぜひやっていただきたいと思います。終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、3番飯塚憲二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田一広議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9 番（坂田一広君） それでは、議長への通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1点目として行政改革について伺うものであります。第3次行政改革の成果と今後の課題等について伺います。

まず、第1点目として、第3次行政改革の成果について伺います。

第3次行政改革大綱は、第5次総合計画の終期が、コロナ禍に伴う社会状況の変化と町政への影響により、計画期間を1年延長し、令和3年度となったことに伴い、昨年度終了いたしました。第3次行政改革の成果について、町長はどのようにお考えになっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第3次吉岡町行政改革大綱は、策定時において、終期を第5次総合計画に合わせる形で令和2年度とし、次期行政改革大綱の策定に当たっては、当初から第6次吉岡町総合計画に統合することとしておりました。しかし、第5次総合計画が、コロナ禍に伴う社会状況の変化と、町政への影響を鑑み、令和2年9月吉岡町議会定例会の議決を経て計画期間を1年延長し、令和3年度となったため、第3次吉岡町行政改革の推進期間も1年延長した経緯がございます。

その成果ですが、第6次総合計画を策定するに当たり、令和3年4月1日を調査時として、各課より令和2年度実績値と令和3年度末時点での見込み値を提出し、検証を行い、それを反映した形で第6次総合計画を策定してきた経緯がございます。文書としての取りまとめは今後予定しておりますが、全ての項目が達成されたわけではございません。引き続き、第6次総合計画の中でも行政改革の推進を掲げており、総合計画による包括的な視点の下、切れ目なく行政改革を推進し、行財政の適正化と効率化を図ってまいります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今、町長の答弁の中で、達成できなかったこともあるというような答弁もありました。具体的に達成できなかったものというのはどれくらいあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） こちらにつきましては、令和3年度末の結果が、決算認定後に調査するようになる形になりますので、数字が出るのは秋以降ということになりますので、現時点で幾つとかというのはお答えができません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 現時点では、まだ出ていないということであります。

それでは、今後の行政改革について伺うものであります。

まず、第1点目として、今後の行政改革の取組について伺うものでありますけれども、次期行政改革大綱の策定に当たっては、第6次吉岡町総合計画に統合することとなっております。第6次総合計画基本構想及び前期基本計画については、周知のとおり、本年第1回定例会で議会の可決により策定されました。行政改革を含む第6次総合計画実施計画策定の進捗状況はどのようになっておりますでしょうか。また、実施計画に当たって、進捗状況の把握や見直し等はどのように行っていくのか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 第6次総合計画については、先ほど議員述べられたとおり、10年間の基本構想、5年間の前期、後期の基本計画、そして実施計画というのがあって、3つの柱で行っていくところなんです。現時点では後期基本計画はつくっておりません。今後、前期基本計画が終了する5年後を目途に策定する予定となっております。

議員ご質問の実施計画についてですが、現在各課から提出されており、内容精査を進めていく予定となっております。各課で今後実施していく事業で重要かつ詳細な部分でもございますので、ここは機動的、計画的なものになるように事務を進めていかなければと考えております。

実施計画自体は3か年計画ということになっており、毎年、この次の3か年計画を策定していくというローリング方式を取っていくため、毎年その後3年間の実施進捗状況等の把握をして、見直しをしていくというような形になっていきます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、この最初の3年間の実施計画というのが示されるのはいつぐらいになりますか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今年の4月から始まっていますので、令和5年、令和6年、令和7年が今年の秋、先ほどと一緒にしてしまうのですけれども、秋口ぐらいには固まるかと思えます。というような形で、毎年秋口ぐらいに翌3年分がまとまるというような形になります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、今年の秋には具体的な実施計画が策定されて、それを書面で  
見ることができるという理解でよろしいのですか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 正確な時期というのは、ちょっと今の段階で答弁できませんが、一応  
総合計画の策定委員会で、基本計画もお示しするという形になっておりますので、議会の  
ほうに報告させていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今回、行政改革についても、総合計画の中で、その行政計画の中で盛り込  
んでいって、特に第4次行政改革大綱等々というのは設けないという話でありますけれど  
も、具体的にでは取組項目、第3次行政改革大綱ですと、実施計画ということで三十幾つ  
かだったと記憶しておりますけれども、取組工程というのが示されて、それを実際にチェ  
ックして検証していくというような工程をずっとたどっていったかと思うのですけれど、  
今回も実際に総合計画の実施計画というものが策定された場合に、その作業工程、こうい  
うものもそれぞれ行政改革に関する項目についても設けられるという理解でよろしいので  
すか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） そちら辺は重要度というか、そちら辺によってはそこに入る場合もあ  
りますし、あとはもうちょっと低いレベルでというようなこともあります。いずれにせよ、  
ローリングの段階でどこまで進んでいるかとか、そういった形でスケジュール感というの  
は先に見通せると思うので、その中で示していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 実際に今検討されている段階で、行政改革に係るような項目というのは何  
項目ぐらいありますか。もし答えられなかったら、答えられないでもいいのですけれど。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） すみません、ちょっと今の段階だと答えられません。すみません。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、具体的な取組事項ということで、取りあえず総合計画の前期計

画に載っている取組の中で、行政改革に係るであろうというような事項について、何点か伺っていかうかと思います。

まず第1点目として、ガバメントクラウドについて伺うものであります。本来であれば、このガバメントクラウドというのは、次に質問する自治体DXの流れの中の一つの大きな柱であるから、その中で聞くのが筋ではありますけれども、このガバメントクラウドに関しましては、私がずっと前から、恐らく1期目のときから質問している自治体クラウドとの兼ね合いということで、まず最初にこの点についてお伺いします。

第3次行政改革実施計画に記載があった自治体クラウドについては、国の方針により、これに代わるガバメントクラウドを原則として、全国の全ての自治体が令和7年度までに移行することとなりました。総務省の資料によると、令和3年度から令和4年度にかけ先行事業が行われ、令和5年度から令和7年度が本格移行時期とされ、令和7年度末までに原則全ての自治体が活用開始というようなことになっております。

町のこのガバメントクラウド移行に備えた取組はどのようになっているのか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 国が整備するガバメントクラウドについては、基幹系システムについて、国が作成する標準仕様に基づいて、事業者が開発した標準準拠システムを地方自治体に提供するプラットフォームというような形になります。

お聞きのガバメントクラウドに関してなんですが、町としても令和7年末までには導入ということになりますが、現時点については、国が標準準拠システムの仕様書案というのを提供しております。これについて、町で導入しているベンダーと協力して、仕様書案と吉岡町のシステムを確認して、円滑な移行に向けて今準備を進めているというような形になっております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今の答弁でちょっとよく分からなかった部分があるんですけども、そうすると町としては、取りあえず令和7年末までに移行できればいいという考えで、それを前倒して、例えば令和5年とか令和6年に移行するというような状況ではないと考えたほうがよろしいのですかね。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 遅くともという意味合いで取っていただければと思います。こちらに

関しましても、多額の費用がかかりますので、そういった形を勘案して、町とすればできるだけ早くは導入したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、多額の費用がかかるというようなお話でしたけれども、実際これ国庫補助等も用意されているようなことを資料で、どれぐらい用意されているか知らないですけども、国庫補助なんかはないのですか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先行導入等では補助のメニューがあるんですけども、その後については、まだ具体的なものというのが示されていないので、どのようなものがあるかというのは、ちょっと現時点は答弁できないのですが、町が導入する段階においては、有利なものを使いたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 恐らくこの町のシステム全体に関わることで、相当な費用がかかるということで、しっかりと国の補助金等のアンテナを立てて、町の負担が減るような方向でしっかり研究していただきたいと思います。

次の質問に移ります。これ、私がずっと自治体クラウドについて質問してきたわけでありましてけれども、相手方もあると、複数の自治体で自治体クラウドを実施しなければ、そのメリットが得られないというようなことで、なかなか難しい部分があったと。その難しいことの一つとして、それぞれの自治体の独自のカスタマイズされた部分というのをどう調整していくかというのが問題となりました。

今回、ガバメントクラウドということになりますと、日本国中、全ての地方自治体が入るわけです。そうすると、町独自のカスタマイズされた部分、どうするかということはクリアできているのですか。どうなのか、その点について伺います。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ご指摘のとおり、ガバメントクラウドへの移行では、カスタマイズ前、町オリジナルのシステムが使用できなくなるということは想定されます。そのことによって、今までできていたことができなくなるというようなデメリットも当然発生します。

しかしながら、ガバメントクラウドに関しては、長期的にそのカスタマイズに、先ほど議員が答弁されているように、多額の費用がかかっているというところもありますので、

そういったところで国で統一的なシステムを導入することによって、調達コストが低下することと、あとカスタマイズしていることによって、そのカスタマイズにマンパワーが取られるというところもありますので、そこら辺のメリットとデメリットを比べるということと、あと全国一律でシステムが一緒になるということになりますので、これは逆に言うと、町民側から見ると、どこの市町村のシステムも同じというようなことになりますので、そういったメリットもありますので、多少の業務の効率が落ちることは仕方ないかなということでは想定しております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。

今、メリットということで説明ありましたがけれども、総務省によると、ガバメントクラウド移行によるメリットとして、まず第1点目として、ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用できることにより、コスト削減につながる、すなわち民間業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手が向上すること。2点目として、ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となる。すなわち、住民の皆さんに新しいサービスを早くお届けすることが可能になる。3点目として、ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となる。すなわち、住民の皆さんに入力の手間を省いたワンスオンリーのサービスを提供しやすくなる。4点目として、ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなる。すなわち、個別の団体では講じられないような最新のセキュリティー対策も導入可能になると、4点挙げているわけであります。

自治体クラウドのときは、主に情報システム関連のコスト削減というようなことで、最終的にはコスト削減された部分が投資的経費に回るというようなことで、住民にも利益が及ぶことではありますけれども、今回総務省の言うメリットの中で、住民に対するワンスオンリーのサービスの提供も可能になるというようなことが述べられておるわけであります。ここで言う、ワンスオンリーのサービスというのは、どのようなものが想定されておるのでしょうか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ワンスオンリーについてですが、一度提出した情報は、二度提出することを不要とするというのが原則と認識しています。町の窓口においては、住所、氏名、

生年月日といった情報を申請書ごとに何度も記入するのではなく、一度入力すれば、複数の申請書に自動的に転記されることがワンズオンリーというようになります。現状、町でも転入・転出者の情報は、住民課からほかの課にも共有されていて、複数の課での申請書への住所、氏名、生年月日等の記入を省略しているということになっております。

ご指摘のとおり、ガバメントクラウド導入後につきましては、庁舎内の窓口じゃなく、庁舎外ともデータ連携をすることによって、ワンズオンリーのサービス提供を図ることになると考えております。町としてもこの先、ガバメントクラウドがどうなるかという個別具体的なことが分かってないところもありますので、その辺情報収集しまして、住民サービスの向上を図りたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 現在は、ガバメントクラウドに関しましては、先行事業ということで、立候補した自治体で事業を行っているような段階であります。そういったところの取組事例なども参考にしながら、後れを取らないような対策というのをしっかり取っていただいて、少なくとも令和7年度末には移行して、新たなサービスを住民も受け取れるような体制づくりに努めていただきたいと思っております。

続きまして、自治体DXについて伺うものであります。

総務省による自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画、以下は私横文字苦手なのでDXと略しますけれども、によると、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分活用できないことなど、様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して速やかに対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等、デジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。

こういった認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（2020年12月25日閣議決定）」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を行う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとしておるわけであります。

また、総合計画においても、特に1つ項目を設けまして、「紡ぐ6」の③デジタル化の推進ということで、取組、自治体DXの推進ということが述べられておるわけであります。自治体DXの推進には、総務省の自治体DX推進手順書にあるように、第一歩を踏み出す前提として、DXの実現に向け、首長、町長ですね、町長や幹部職員によるリーダーシッ

プや強いコミットメントが重要となってくるわけであります。町長はこの点についてどのように認識しておられるわけでありましょうか。町長の認識について問うとともに、ここに並んでいらっしゃる幹部職員の意識醸成というのはどのようになっておるか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町としても、令和2年12月総務省で示された自治体DX推進計画を基に、様々な分野でデジタル化を推し進めております。この計画期間は令和3年1月から令和8年3月となっていて、手順として、令和3年7月に自治体DX推進手順書が示され、その中でステップ0として、DXの認識共有・機運醸成が掲げられており、そこには、自治体はデジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有するや、議員ご指摘のDXの実現に向け、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントは重要なこと、3つ目に、首長等から一般職員までDXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成などが示されております。私も含め、幹部職員一同、このデジタル技術やデータを活用し、住民の利便性向上、行政サービスのさらなる向上に向け、調査研究をしていくところでございます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 幹部職員についても、先ほど町長が答弁したとおりに進めていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ここに、私も自治体DX全体手順書というものの手順、ステップ0ということで今持っているんですけども、今私が質問の中で申し上げた、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントというのは、ステップ0の中の、さらにまた4項目あるうちの1つでしかなくて、ステップ0、そこからステップ1、ステップ2で、実際のDXの取組の実行であるステップ3に行くまでに、総合計画では自治体DXの推進ということであつたわけでありまして、実際の取組に至るまでに相当程度の時間がかかるというような印象を受けました。しっかり、まずは町長、そして幹部職員、そしてこれらが全ての職員に伝わっていただかないと、本当に絵に描いた餅になってしまうわけです。このことについては、私この自治体クラウドとの兼ね合いで、地域情報プラットフォームについて何回か質問いたしました。その中で、どうしてもやっぱり地域情報プラットフォームという形で、いろいろ同一仕様でデータ移行も可能な他社製品を使えると

というようなことを、国が用意していたにもかかわらず、実際それを調達する職員が、情報システムを調達する職員が知らないばかりに、そういったことをうまく利用できない、要するにそれでコスト削減ができなかった、これが現実なわけです。そういったことも考えますと、しっかり一般の職員に至るまで、この意識の醸成をしていただきたいと思いますけれども、町長、もう1回この点についてお願いします。

議長 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このデジタル技術を駆使して、行政サービスのさらなる向上を進めていきたいと考えております。

議長 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ぜひともお願いします。

それで、まずステップ0というのが終わりましたら、次はDXの第一歩、ファーストステップに行くわけでありますけれども、DX推進のビジョンと工程表で構成される全体方針策定の予定というのはあるのでしょうか。

議長 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 現時点では、工程表というような形での予定はしておりません。ただ、取組とすると、それぞれの取組のほうはしますが、工程表を作るとというような形では考えていません。

議長 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、総合計画や実施計画の中でもそういった工程表というような形では示されないという理解でよろしいんですかね。

議長 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 総合計画のほうでは、3年ごとのローリングが、先ほど答弁したとおりありますので、その中で示せば示したいなどは考えております。以上です。

議長 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今後の行政の在り方を変えるような重要な取組であります。しっかり国の情勢等を鑑みながら進めていっていただきたいと、このように考えます。

次の質問に移ります。公園整備について質問するものであります。ここでは、公園整備

の現状と課題等について伺います。

まず、第1点目として、公園整備に係る町の基本的な方針についてを伺うものであります。都市計画マスタープランによると、本町には一般的な公園のほか、運動場、自然公園など特定の目的を持った公園があり、マスタープランが改定されたのが平成28年でありますので、平成28年現在の状況でありますけれども、(仮称)南下城山防災公園が整備中、八幡山公園が拡張整備中です。1人当たりの都市公園等面積は全国で1人当たり約10.1平方メートル、群馬県では、1人当たり13.4平方メートルであるのに対し、吉岡町では、公園等の面積1人当たりは4.2平方メートルと少ない状況ですとマスタープランには記されておるわけであります。

第6次総合計画策定に当たって行われたアンケート調査の結果からは、公園・緑地・広場に対する満足度が最も低く、住民ワークショップや団体ワークショップにおいても公園の少なさが指摘されておるわけであります。このことから、子育て世代を中心に、身近な公園整備に対する町民の要望が大きいものと言えます。町長の公園整備に係る基本的な考え方を伺いたいと思います。

議長 (岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) 公園の整備計画については、公園整備に係る町民のニーズが非常に高く、地域に歩いて行ける身近な公園が少ないなど、多くのご意見をいただいております。議員ご指摘のとおり、土地や事業費など様々な課題もございますが、1人当たりの都市公園等の面積は、全国、群馬県と比較しても少ない状況です。

第6次吉岡町総合計画を策定する中で、町民のアンケート調査結果からも公園・広場の満足度が低い結果となっております。

町が行います公園整備の考え方といたしましては、第6次吉岡町総合計画及び都市計画マスタープランの基本方針に沿った公園づくりに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

議長 (岩崎信幸君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番 (坂田一広君) では、2点目の質問に移ります。

まず、基幹的な公園の整備についてお伺いします。

都市計画マスタープランによると、周辺の住民だけでなく、広域からの利用も想定した一定規模以上の基幹的な公園として、(仮称)午王頭川親水公園の検討とあるわけであり、また、第6次総合計画の前期基本計画の中でも継続して調査を行うとあります。私もたしか2期目の最初の頃、ここに親水公園を造る予定だよということで、現地視察に行

った記憶があります。この進捗状況というのはどうなっておりますか。先ほど述べましたように、ここに公園ができる予定だよと現地調査に行き、この件については全く聞いておらず、改めてこの総合計画に載ったということで、その進捗状況というのが大変気になるところではあります。その進捗状況についてお尋ねするとともに、仮にこれを実施するという事になったら補助金等は期待できるのか、この2点について伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 基幹的な公園として位置づけをしております（仮称）午王頭川親水公園につきましても、河川とその周辺に残ります森を利用し、親水性のある公園整備を目的に、平成28年度に公園基本構想策定委員会を設置して、基本方針や基本計画の検討が行われ、基本構想プランを策定しております。基本構想においては、その後、地元や地権者との調整に時間を要しておる状況でございます。

また、ご質問の事業における財源としての補助金等でございますけれども、公園事業に対する財政支援として、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金などが考えられます。どちらも国土交通省所管の補助金ですが、社会資本整備総合交付金につきましては、都市施設である公園、緑地等事業において、地方公共団体からの要望が数多くある状況でございます。また、防災・安全交付金ですが、都市公園におけます防災指針に基づく防災公園の整備に対する補助事業であることから、この公園については河川区域を含む親水公園ということで適さないという状況でございますけれども、事業実施に対しましては、支援が見込める補助金等について調査をしてみたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、この答弁の中にあつた基本構想プランというのはいつぐらいに策定されたものですか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 午王頭川親水公園の基本構想プランですけれども、平成28年度に策定されておることです。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 事業化に際しましては、しっかり補助金等を探していただいて、やっていただきたいと思つています。

続きまして、身近な公園について伺つています。ここでは3点ばかり伺つています。

まず、第1点目として、駒寄小学校南側の公園整備について伺います。都市計画マスタープランによると、将来的な計画として、駒寄小学校の南側に身近な公園の整備を検討しますとあります。都市計画マスタープランでは、平成28年3月に改定されて5年以上が経過しました。この駒寄小学校南側の公園というのは、どのようなものを想定しているのでしょうか。また、財源として補助金等は期待できるのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 駒寄小学校南側の公園でございますけれども、子育て世代からの多くの要望をいただいております子供の遊び場や高齢者の憩いの場となる身近な公園の整備を検討しております。規模など具体的な計画はございませんが、吉岡町都市計画マスタープランに沿った公園づくりに向け、調査研究を進めてまいりたいと考えております。また、補助金等につきましても、具体化した段階で検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、自治会による住民広場について伺います。

住民広場整備事業は、自治会制度発足と同時に施行され、14年以上が経過いたしました。その間、2自治会において、この事業による住民広場が整備されました。町と自治会による協働のまちづくりの一環として、大変意義深い制度であると考えます。

しかしながら、さきに述べた2自治会がこの事業を利用した住民広場を整備して以来、10年以上、他の自治会の利用はない。特に都市計画マスタープランによる住宅誘導エリアや住宅許容エリアと重なる自治会では、宅地開発が急速に進んでいると、こういう状況に鑑みるならば、土地の提供者を見つけることは非常に難しい状況になっているのではないかと思うところであります。もっとも、制度を利用している自治会もある以上、総合計画前期計画にもあるように、制度自体を存続させるのは当然のこととして、新たにそういった自治会があれば、それで協働のまちづくりをしていくという点については、一切疑問を持っていないわけでありましてけれども、さらなる自治会による住民広場の整備というのは、非常に困難な状況になっているのではないかと思いますけれども、町としてはこの点についてどのように認識されているのか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご質問の住民広場整備事業は、町が自治会に代位して用地を借り上げて、地代を負担する制度でございます。身近な遊休地の活用と地域のニーズがマッチした場合には非常に有効な制度であり、現在2つの自治会で利用していただいている事業でござ

ございます。

安心して暮らせる地域社会の構築のためには、身近な公園の整備は、日常の集いの場として、そして災害時には活動の拠点として、地域における個人の孤立を未然に防ぎ、住民相互の支え合いの機能を果たすためにも非常に重要であると認識しておるところでございます。

ご質問の自治会が活用できる広場については、地域ごとの実態に即した活用方法、用地確保及び運用方法がありまして、画一的な対応が非常に難しくなっていると感じております。町といたしましては、自治会の負担軽減同様に、自治会連合会において、その対応について協議を重ねていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今2点ばかり、身近な公園については、小学校南側の公園整備と自治会による住民広場について聞いてきましたけれども、それ以外の身近な公園の整備について伺うものであります。

都市計画マスタープランによると、今後、住宅のまとまりを形成していく住宅誘導エリアや住宅許容エリアにおいては、子供の遊び場や高齢者の憩いの場となる身近な公園の適地を調査するとともに、優先的に整備を図りますと書いてあるわけでありまして。令和3年第4回定例会の小林議員の一般質問で、公園整備について現状で十分と考えるかとの問いに対し、町長は「子育て世代の人口が増えていることから、現状の公園では十分でないという認識を持っております。吉岡町のこれからの重要課題の1つと認識しておるところでございます」と答弁し、公園整備は町の急務であるという認識はあるかとの問いに対して、建設課長は「今後の公園整備に関しましては、町の重要課題の1つと認識しております。公園整備の方針といたしましては、都市計画マスタープランに基づき、補助金の確保など課題を整理しながら、事業化に向け検討を進めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。都市計画マスタープランの「優先的に整備を図ります」との記述や、一般質問における「重要課題の1つとして認識」との答弁にもかかわらず、基幹的な公園を補完する身近な公園について、第6次総合計画基本計画からも具体的なものが見えてこないわけでありまして。

私も、今この子育て世代が増えている吉岡町、2025年までが子供の、年少人口のピークだというようなお話もありました。今身近な公園を整備しなければ、不要な設備になる可能性だってあるんですよ、今これだけ需要がある。ところが、町の施策からこの点が一切見えてこないわけです。この点についての町の考え方について伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長(笹沢邦男君) 冒頭、議員からもご説明をいただいておりますけれども、吉岡町については、人口の伸びに公園整備が追いついていない状況です。子育て世代からも要望の高い公園整備でございますので、身近な公園の整備に向け、まず適地等調査することを検討してまいりたいと考えております。

議長(岩崎信幸君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番(坂田一広君) ぜひともお願いします。具体的な形で示していただかないと、やります、やります、重要な課題ですと答弁いただいても、それが施策に反映されなければ、取り組んでないと同じことなんです。しっかりやっていただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

基幹的な公園と、それを補完する身近な公園以外の小さな公園等について質問するものであります。都市計画法施行令第25条第6号に基づく公園等について伺います。

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上、5ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積が3%以上の公園等の設置を求めているわけでありまして。町内にもこのような公園があるようでありまして。町では、この公園等の場所、権利関係について把握されているのか伺うものであります。

議長(岩崎信幸君) 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長(笹沢邦男君) 建て売り分譲など民間開発事業に伴いまして設置されました公園については、現在把握している箇所は10か所ございます。内訳としましては、上野田地区が1か所、下野田地区が1か所、大久保地区が5か所、漆原地区が3か所となっております。

権利関係でございますけれども、土地については吉岡町の所有となっておりますので、それに付随します樹木や施設なども吉岡町の所有であるということで認識しております。

議長(岩崎信幸君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番(坂田一広君) 続きまして、その管理体制について伺います。都市計画法施行令第25条第6号による公園のうち、町に寄附されたものや道路新設、道路改良に伴う残余地が緑地等になっている場合、その管理体制というのはいかようなものになっているか伺うものであります。

議長(岩崎信幸君) 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長(笹沢邦男君) 町が把握します民間開発事業に伴い設置されました公園等につきましては、

開発事業者との協議を通じまして、町が寄附を受ける形で帰属されております。

その協議事項の中には管理方法が盛り込まれており、例えば公園の維持管理、除草や植栽の手入れは地域、これは団地内の住民の方が行うとすることなど、土地売買時にその旨の説明をすることといったことで協議内容をしてしておりますので、原則は地域住民の方に管理を行っていただいております。

しかしながら、住民の高齢化、また住環境の変化によりまして、住民による管理が困難になってきている箇所もございます。こうした場所につきましては、地域の要望によりまして、町が除草等の管理を行っているところもあります。公園等の置かれた状況により、管理の主体が異なる状況であります。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、都市計画法に基づく公園の場合、地元の自治会長からの相談があれば、その相談内容に応じて適宜対応することも可能という理解でよろしいんですね。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） はい。現状ではそのような形で行っております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） あと、あれですか、先ほどちょっと答弁の中ではあれだったんですけども、道路改良とかに伴う残余地の緑地等の管理体制というのはどうなっていますか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） こちらにつきましても、町のほうで維持管理しております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 中には、ボランティアが草むしりとかしてくださっているような場所もあるようであります。しっかり管理していただきたいと思います。

続きまして、学校給食について伺うものであります。学校給食の実施に係る現状と課題等について伺います。

まず、ここで大きく2点について伺うのですけれども、まず給食センターの老朽化に伴う新たな学校給食調理施設整備について伺うものであります。

まず第1点目として、基本構想の概要について伺います。今後、近い将来町が行わなけ

ればならない優先度の高い事業で、かつ莫大な予算が必要とされるのが学校給食調理施設整備事業であります。令和3年第3回定例会で、施設整備のスケジュールについて一般質問したところ、「町教育委員会ではこれまで個別施設計画の策定、町学校給食センター運営委員会への諮問、答申を経て、基本構想の策定を進めてまいりました。次の段階となる基本計画の策定業務につきましては、主に施設規模や必要となる施設の各部屋の諸条件、平面計画、配置計画、建設用地の選定、事業費の検討、整備運営手法、導入設備、また給食調理施設以外の目的の付与等についての協議が主体となると考えております」との答弁がありました。昨年策定された基本構想の概要はどのようなものでありましょうか、伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町では、給食センター運営委員会からの内容を受け、学校給食調理施設の整備に向けた最初の取組として、また今後の基本計画の策定に向けて、令和3年6月に学校給食調理施設整備計画基本構想を策定いたしました。なお、基本構想の概要につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、基本構想の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、これまでの経過及び現状を確認した上で、給食センターの現状と施設課題といたしまして、施設の老朽化、施設の狭隘化、調理員や食材の動線管理、職場環境の改善、食物アレルギーへの対応などが整理されました。

それらの課題を受けまして、施設整備に向けた基本的な考え方として、安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、衛生基準の遵守と衛生区分の確立、おいしい学校給食の提供、食物アレルギーへの対応を検討するほか、食育、地産地消の推進、省エネルギーへの対応、二酸化炭素排出量の削減、災害時の対応について検討することとされました。

次に、基本計画の策定に向けた基本条件といたしまして、提供可能食数などを設定しました。そして、基本計画の策定に向けた取組として、設置方法の検討では、学校給食センター運営委員会での協議の結果、設置方式はセンター方式であるとの方向性が示されました。そして、最後に基本計画の中で協議される主な事項といたしまして、議員のご質問の中でもございましたけれども、施設の規模や各部屋の設計条件、平面計画、配置計画、建設用地の選定、事業費、整備運営手法、導入設備、環境への配慮、給食調理施設以外の目的の付与等が示されているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

基本構想の策定を受け、本年度は学校給食調理施設基本計画策定委託料として585万2,000円が当初予算に計上されました。先ほどの質問でも言いましたけれども、基本計画の策定業務については、主に施設規模、必要となる施設の各部屋の諸条件、平面計画、配置計画、建設用地の選定、事業費の検討、設備運営手法、導入設備、給食調理施設以外の目的の付与の協議が主体となると。この内容を見ますと、相当程度具体性を持って、この調理施設の方向性というのが示されなければならない、示されなければ基本計画策定できないと思われまます。町の方向性というものの説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 基本計画の策定に向けましては、議員おっしゃるとおり、施設の規模などの協議が主体となってきております。これらを協議していく上で、施設の設置方式の方針決定は非常に重要であり、町といたしましても令和2年2月の給食センター運営委員会からの答申内容や、それを受けての基本構想の内容、また施設建て替えに向けた早期事業の着手の必要性などを総合的に勘案いたしまして、設置方式につきましてはセンター方式を考えております。

今後、先ほど申しあげました施設規模、建設用地の選定など、協議内容を具体的に検討いたしまして、業務発注に当たっては、群馬県建設技術センターの支援を受け、今年度基本計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） センター方式でいくということで理解しました。

次の質問に移ります。財源確保ということで、学校給食調理施設整備、給食センター方式でいくということでもありますけれども、さきに述べたように莫大な予算が必要とされるわけでありまます。以前の一般質問で、近隣自治体の例を参考にして、建物のみで13億円から18億円。この予算の規模というのは、町が手がけてきた事業の中でも大きい部類、本当に3本指に入るんじゃないかと思われまます。町の財政状況にも大きな影響を及ぼすことが予想されまます。このことから必要な財源確保は重要な課題と言えまます。特に財政への影響を最小限にとどめるため、補助金の確保は急務と言えまます。国からの補助金等はどれくらい期待できまますか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 学校給食調理施設整備を行う場合の国等からの補助金といたしましては、現時点では文部科学省の学校施設環境改善交付金を利用することになると思われまます。この交付金は、単に補助対象工事費に補助率を掛けて補助金額を算定するものとは異なり、児童生徒数による基準面積、交付金対象の基礎額、新たに建てる施設の延べ面積など算定に必要な内訳が多岐にわたり、かつ複雑な算定方法となっております。そのため、今現在詳細な内容が分からない現段階では、補助金額がどれくらいなのかお伝えできる状況ではございませんが、金額的には厳しいものであることが想定されております。

**議長（岩崎信幸君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9番（坂田一広君）** これは町長に申し上げたいんですけれども、多額の予算を必要とする、多額というか、莫大の予算を必要とするわけでありまして。財政運営については、しっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、一言お願いします。

**議長（岩崎信幸君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 必要なものには、必要な経費をかけて、やっていかなければならないと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9番（坂田一広君）** 続きまして、給食費について伺います。

これ、昨日の飯島議員の一般質問とも重複する部分があるのですが、食料費が高騰しているということで、それぞれの自治体で給食費の保護者負担金の部分について、いろいろ取扱いをする自治体があるということでもあります。

文部科学省は、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについては、学校給食の補助金に充てることも可能というようなことでもあります。現状の給食費で食材を賄い切れない場合は、給食費の値上げで対応するのではなく、臨時交付金を活用する、または仮にこの臨時交付金がなかったとしても、町独自の補助金で対応すべきと考えますが、お考えを伺います。

**議長（岩崎信幸君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 町といたしましては、食材費が高騰しても、食材の品質を保ち、また保護者への負担を増加させないために、今回は国の臨時交付金などを活用して、引き続き円滑に安全な学校給食を子供たちに提供できるように、今現在検討しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 例えば渋川市なんかは全額公費ということでありましてけれども、そういう中においても、例えばもも肉の代わりに胸肉を使うとか、揚げ物が月三、四回から1回、2回というようなことがあると言っております。給食、従前のレベルを保ちながらしっかりとやっていただきたいというようなことをお願い申し上げまして、少しばかり時間を残しましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

私は、項目として2項目質問を出しておりますけれども、まず第1項目めが、議会要望に対する結果ということで出してありますけれども、これまで予算編成時、あるいは決算時におきまして、特別委員会、常任委員会において、議長を通じまして町に要望を行ってきました。これは議会全体の意見であったり、また委員会の全員の意見ですから、軽いものではないと思います。重いものと考えておりますので、しっかりと行政に反映されるものと考えます。これまで議会の意見をどのように処理してきたのか、出された意見に対しまして、各課を通じて検討がなされたのか、どのような意見があったのか、しっかりと受け止め議論がなされてきたのか、まずお伺いいたします。意見が形として取り入れられ、予算化され、実行に移されたものは何であったか、まず示していただきたい。また、実行に至らなかったものは何か、どのような理由で却下となったのか示していただきたいと思っております。

大枠での質問で、細部につきましてはこれ以降に質問しますので、取りあえず、これまでの挙がってきた意見、これについては、どういうふうに真剣になって、意見として、その執行の中で処理をしてきたかについてお尋ねするものです。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） まず、小池議員におわびとお願いがございます。今回の小池議員からの質問書については、昨日17時25分に私の手元に届きました。議員皆さんからの質問には誠心誠意を持ってお答えしたいと思い、執行サイドでは多くの時間を費やし、事前準備を整え、当日の議員方の一般質問の答弁に臨んでいる次第でございます。しかし、質問日の前日、しかも5時15分過ぎにいただいた質問書には、質問の真意の読み解きや、質問要旨の内容確認等、準備不足は否めません。申し訳ありませんが、説明、議論が整わず、求めに及ばない状況が多々生じることになるかもしれませんので、ご容赦願いたく、前置きをさせていただきます。

さて、小池議員から、議会からの要望事項の検討結果についてご質問いただきました。これまで議会からの要望事項はたくさんいただいております。ご要望いただいた事項については、施策に反映させていただいているものと、検討及び調査段階にあるものがございます。従来、ご要望いただいた提案等について、施策として取り上げさせていただいたものは、予算措置等で、議員をはじめとする町民の皆様にご説明することができましたが、ご提案いただいたもの全てについて、検討経過を含めてご説明させていただくことは、その手法や場の設け方等を含めて困難でありました。

しかし、令和3年第4回及び令和4年第1回定例会において、文教厚生常任委員会からの要望事項につきましては、議長から伝達を受け、文書による回答を求められておりましたので、特に令和4年第1回定例会における文教厚生常任委員会からのご要望について、文書回答をさせていただき、現在の町の考え方等を記載させていただいたところでございます。今回の質問についての回答も、先日の文書回答を軸に、担当各課からそれぞれ補足させながらの答弁とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が細かく出しておかなかったというのは、ここにありますように、これまで議会からの要望ということで、要望というのは、ご存じだと思うのですが、これまで、古いものになりますと、十数年も前からいろいろな要望が出ていましたけれども、要するに私は、この要望というものが、議会から出たものを執行部のほうで受け入れて、それでプロセスとして、ちゃんとそれが担当課のところまで下りて、一つ一つを検討しているのかどうかということをお尋ねしたいわけなのですよ。

今日は、だから、細部について直近のものは何点かは聞きますけれども、ただ議会から上がってきたから、来たらしいよというので、文章を担当のところに戻して終わりにしているのか、要望だから何とかできるものであれば聞き入れて、何とか予算の中に反映させようという考えを持ってやっていたのか、その辺の確認をしたかったわけです。この

ことは、当然のことながら柴崎町長、その以前の石関さんのときにも出されていますから、何度か一般質問等で質問したことはありますけれども、これだけをこういう形で質問したということではなかったものですから、改めて、どのように意見というものが生かされているのか。先ほど言いましたように、その真剣さはどうだったのかと。来たから、担当のところに文書を回して終わったのだから、中で、担当部署でしっかり検討したのかどうかというところの確認が欲しかったんですよ。ですから、前のことは今の町長として答えなくてもいいですけども、柴崎町長が町長になったときから、恐らく議員のときも意見を出したと思うんですよ、議員として。しかし、その方が町長になって、今度それを受ける側になった。そういう中で出された議会での、決算なら決算時において様々な問題があったことを、審査の過程の中でまとめたものもあります。そしてまた、3月議会というのは予算編成期でもあるし、それ以前に3月になっちゃうと、もうほぼ固まっていますけれども、予算編成期ということも、決算時も含めて、年間の中で、だから出すほうもいつがいいだろうかという中で、でも予算の審査、決算の審査をしたときが妥当だろうということで要望として出しているわけですよ。ですから、先ほども言いましたけれども、どの程度真剣になって、各関係課の中で審議してきたのかというところを、再度お尋ねしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん質問書をいただいた中で、また一般質問等いただいた中で、持ち帰った各課、そしてその課を越えて協議をさせていただいた、またそのお聞きしたものをみんなで持ち寄って、庁内会議等を開きながら協議してきたことをご報告させていただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、何項目もお尋ねしますけれども、これはもう多いものになると5回、6回、7回、8回ぐらい要望として出されている意見もありますけれども、この中でまず1番目に出しておきました、要望の中で特に大事なものを何点か抽出してお尋ねしますということで、ふるさと納税の確保、これについて、そのための努力を委員会として求めてきましたけれども、しかしなかなか、この制度が始まってから、恐らくずっと出していると思うんですよ、決算の時期であったり、予算の時期に。しかし、吉岡町はとてふふるさと納税の金額が少ない。どうしても多いのは、隣に榛東村というのがありますから、榛東村は6億円ぐらいありますから、そうすると隣の村なんだけれども、どこがどう違うのかなと思うわけです。このことも、予算審査の中でもよく職員の中で意思統一をし

て、この町の返礼品にどんなものがあるだろうか、どんなことを考えられるだろうかという宿題というのは、何回も出されていると思うんですけども、これがなかなか数字として現れてこないということは、どこに問題があるのか。ちょっと真剣さが足りないのか、それとも私も議員として一般質問等で質問しているときというのは、職員の皆さんの英知をぜひとも出して、そして対応すれば、もっと数字は上がるんじゃないかというようなことも言ってきたと思うのですよね。だから、いつになっても努力しなければ、今の数字だけで終わるわけですよね。隣の村では6億円も集まると。何があるんだろうと。では、よく隣の村へ行って、ちょっと聞いてくるべきではないかと。今は本当に額が少ないですから、そこまでいなくても、榛東村の5分の1でも6分の1でもいいから、何とかならないかなということで、そういう調査というか検討がなされるべきだと思うんですよ。でも、それが、この制度が始まって以来、相当たちますけれども、なかなか同じところで、同じ金額で足踏みしている。どこかに問題があるんじゃないかと思うのですよ。それについてはどなたか、どなたでもいいですけども、なぜこうなのかなという考えがありましたら、お示しください。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） ふるさと納税についてですが、職員の英知をとということで、昨年度は新たな試みとして、クラウドファンディングという形で教育委員会のふるさと納税をしました。今年に関しても、上野田のふれあい公園の遊具の設置に関してクラウドファンディングをする予定となっております。

この4月から、担当の室の職員が増員になったこともありまして、町内の事業所にこちらから営業ではないのですけれども、事業所に訪問して、何かその返礼品になるものがあるかということで、訪問して、現時点で8事業所ですか、を回って、協力してくれているところもありまして、今ホームページにも載せましたが、陶芸体験とかそういうのを今年追加したりしました。

今後も町内の事業所を回って、新たな返礼品を開拓して、ふるさと納税の増加につなげたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、これは発想の大転換が必要なのではないかと思うのですよ。榛東村のふるさと納税を担当した方がおりまして、私はその方とも話したこともありましたが、大変参考になる部分もありました。やっぱり視点が私たちの視点とはちょっと違ったかなという思いもありましたので、やっぱり私前にも言っていますけれども、幾らかそつ

ちの方向に向いたらしいですけれども、これだけの職員がいますから、その職員の、今課長が言いましたけれども、そういうアイデアとかそういうものを、それぞれ職員1人ずつに聞いたことがあるかと。何かお前たち、あったら出してくれというようなことをしたことがあるか。私はしたことないと思うのですよ。あれば、何か出てくると思うのですよね。200人いれば、200通りの考え方がありますから。その中でどれをチョイスしていくかということで広がっていくんだと思うのですよ。それが、その少人数の頭の中で考えたのでは、なかなかそれは広がっていかない。そのためにどうするかといったら、そこは職員の英知を結集するべきなんじゃないかと思うのですよ。まだこの制度は続きますよね。ですから、ぜひその辺は、そういう視点に立って考えていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 改めて職員にアイデア等出していただいて、数ある、出てくればその中で精査してということもできると思いますので、そのように行っていきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、ある制度ですから、上手に活用したほうが、町の財政として、財源として生まれますから、真剣になって取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2点目ですけれども、コロナ対策で町独自の貸付けと給付等の早急な実施というようなことを委員会の中でも出したことがあります、町独自のね。しかし、様々な、いろんな自治体がありますから、そういうところを見ると、やっぱりいろんな取組がありますよね。そういうものを参考にしているのか、自分のところでなければ、でもこの地域では、この自治体でこんなことをしていると。これだったら、我が町でも利用できるんじゃないかというのがあれば、私はそれを取り入れるべきだと思うのですよね。しかし、吉岡町がこれまで、県内の自治体でもどこでもいいですけれども、これはもう吉岡町独自のもので全国に誇れるものですよというものがあつたかどうか。私が見た感じ、そういうものは感じられないですよね。

だから、地方自治というのは、それぞれ自分たちの考えで進めることができる。ですから、地方自治ですから、それを生かしていくということが大事だと思うのですよね。もしもこれまであつたよ、これやったよと胸を張れるものがあつたら示してもらいたいと思えますし、これから何とかその独自のものが考えられればやってみたいというものがあれば、示していただきたいと思えますけれども、どなたかいかがですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、先ほどの小池議員の質問にお答えしたいと思います。

吉岡町でも、コロナ禍において生活困窮者、またコロナの感染を恐れて閉じ籠もってしまってお年寄りの方ですとか、勉強に遅れが出るお子さん、様々なコロナに影響を受けている方々への支援ということでいろいろ検討していった中で、具体的に形になった事業ということでご質問いただきましたのでお答えしたいと思いますのですが、まず高齢者の方については、昨年アンケートを取ったということをご存じだと思うのですが、そのアンケートの結果を反映させたものとしまして、高齢者のごみ出し支援、また配食サービスや移送サービスの無料化の継続を行いました。

また、これも別の議員からご提案いただいていた高齢者のデジタル支援ということで、スマホの利用教室、ロボバをWi-Fi整備しましたので、今年度はさらにそこにまた一步踏み込んで高齢者のeスポーツ、そしてまたスマホの利用教室も利用者を拡大して実施する予定でいます。高齢者の方がやはりどうしてもコロナ禍で閉じ籠もってしまって、フレイルや認知症の可能性が高くなってしまうという点がありましたので、それに対して様々な高齢者の方が関心のある事業もっと増やしまして、そういった活動、生きがいつくりにつなげていきたいということが、まず1点でございます。

あと、それから子供に関して言えば、昨日の一般質問の答弁でも申し上げたんですけれども、生活困窮のお子さんの居場所づくりということで、食料支援ですとか、それから学習支援、またメンタルサポート、そういったことを総合的に多角的に支援するための居場所づくり事業を実施するために、現在NPO団体ですとか、様々な関係機関にいろいろアドバイス、助言いただきまして研究を進めているところでございます。そういったところで、まだ形になっていないものもあるんですけれども、いろいろ取り組んでいることをちょっとご紹介させていただきました。以上になります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） そのくらいという言い方をしたのですがけれども、そういうことをやっているのは知っていますけれども、やはり議会からも要望で出しておいたのは、町独自の貸付制度であったり、給付ですよね。生活困窮の中で一番ありがたいのは、ボランティアを募ってどこかにやってもらうという、それも大事なことです。しかし、ただ時には物になるもの、子供の貧困とか叫ばれている時代というのは、やっぱり給付しなければならないというときは、やっぱり町の財政の中で財政支援ですね。財政支援を行えばできるものってたくさんあるのですよ。でも、それを寄附で求めて何かしようとする、やっぱり限度がある。ですから、これ議会全体で、そういう人に対する給付等の早期の実施をしよう。

今困っている人たちが多いため、給付等をしようということですから、そういう意図を十分に酌み取っていただきたい。何かするけれども、うちの財布はしっかり締めといて、これは開けませんよという考えじゃなくて、こういうときこそ財布のひもを開けるんだということも、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、続きまして高校生までの医療費の無料化ということで、この間の回答の中では来年度あたりは少し検討してみたいというような回答でしたけれども、思ったよりも、吉岡町は入院のところは無料になりましたけれども、通院の部分がまだなっていないということで、入院も通院も無償とするというところが、もう数多く増えていますよね。また、そのことを新聞でもよく見るようになってきました。この間の回答の中で、来年度検討ということで、来年度実施じゃありませんから、ぜひとも実施の方向で努力していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 現在、吉岡町では18歳になった年度末までの入院について、福祉医療制度の対象としております。この対応は令和3年4月1日からの対応となります。

高校生世代の医療費の無料化につきましては、今年度に入り、新聞でも大きく取り上げられるなど注目を集めておりますが、町では県内市町村等の動向等を踏まえ、子育て支援のさらなる拡充を図るため、18歳になった年度末までの通院を福祉医療制度の対象とすることについて、令和5年度中の実施に向けた準備を開始したいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、来年度から実施をすると理解してよろしいですね。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 来年度中の実施に向けた検討を進めます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これも議会からの町に対する要望で、子育て支援で3万円、これは議会の中で論議があつて、支援してくれと言ったら、出すほうも困るだろうということで、数字が入ったほうがいいのではないかということで、その3万円という数字が入ったんですよね。だけど、これにも回答がなかったということなんですけれども、これはなぜできなかったのかということと、違うところでやってもいいのですけれども、3万円というのは……、まあ最初に聞いておきますか。実施に至らなかった経過、却下されたということは、どうい

う理由からでしたかね。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こちらの子育て支援の3万円の支給という要望につきましては、国が令和2年度に行いました子育て世帯への臨時特例給付金、これに町独自といたしまして1万円を上乗せして支給させていただきました。金額につきまして差が生じておりますけれども、こちらについては、子育て世帯のみではなく、支援の必要な人へ支援対策を行うという考えの下、1万円の上乗せでさせていただいたという形になります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ、2022年1月28日、つい今年の1月の記事なんですけれども、これは安中市なんですけれども、1,350人、収入制限を設けず、小中高の新生3万円給付で支援、こういうのがあるんですね。もうコロナで大変だろうと。だものだから、小学校、中学校、高校に入学する人たちに一律、収入制限を設けなくて3万円給付しますよと。こういうふうにしたところもあるわけですよ。ですから、恐らく議会が求めたのも今年度だと思うんですよ。実際にそういうことを行っている自治体がありますから、ですからみんな大変なんだから、ぜひ実施してくださいよというのが議会の要望だったんですよ。それが見送られたという理由は何だったんですかと聞いたんですよ。ちょっとよくそのとき担当じゃなかったから、去年は担当じゃなかったよね。そのとき担当じゃないから分からなかったでもいいですよ。なぜだったのですかね。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こちらにつきましては、限られた財源の中ということで先ほどもお話しさせていただきました。子育て世帯のみではなくて、必要な方への支援も検討するという庁舎の中での話と、そういったところも協議した結果、ちょっと支給のほうは見送られているということです。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど言いましたけれども、私が例を出しましたけれども、これは安中市でやっているんですけれども、ここだって財政的に大変だと思うんです。金が余ってじゃぶじゃぶしているわけじゃないですよ。そういう中で、自治体として生活困窮者をどういうふうに救っていかうか。みんな大変だろうという中で、恐らくけんけんごうごうの協議をした中で、中には2万円でもいいんじゃないか、中には5万円ぐらい必要じゃないかと恐

らくいろんな意見がある中で、それで3万円のところで、財政状況等も考えて、そこまで結論に達して、取りあえず3万円出そうということになったと思うのです。ですから、そういう審議の過程というのが、どうも私には見えてこない。見えてこないんですよ。これからはまだありますから、これは議会からの要望ですから、ぜひともそういうものを正面から受け止めて、まだまだコロナ禍は終わっていませんし、これからは同じような状況がまだ続くかと思いますので、ぜひ議会の意見は意見として、やはりしっかりと受け止めて、確かに予算には限りがありますよ。ありますけれども、今何が大事かということも考えて、ぜひとも今後におきましては、本当に真剣な議論をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

続きまして、これも教育長とやり取りしましたけれども、生理用品の配布方法では、プライバシーに配慮した実施を求めましたが、どうも鈍感な対応に終始しているように思われますけれどもということで出しておきましたけれども、このところずっと新聞等でも生理の貧困については、大変大きく取り扱われております。上毛新聞でも1面で取り上げられております。

その中で、これまでの教育長の回答というのは、低学年の子供が手で触って汚れるのではないとか、養護教諭に話したけれども、学校の中で話したら、子供たちが養護の先生のところへ来て、それで事情を話してもらっていくと、そういう制度にしてあると。それが私はね、議会の中ではそういう回答を聞いたもんですから、子供たちのプライバシーに配慮して、そして子供たちの生理の貧困というものに対応していただきたいということで出したんですよ。

これ、上毛新聞の記事なんですけれども、県内の教育現場で模索が続いている、周囲の視線を気にし、利用を遠慮しがちな児童生徒の心理に配慮し、従来の保健室に加えて、女子トイレに生理用ナプキンを置いたり、トイレに相談を呼びかけるメッセージを掲げるなど各校は工夫しているという記事であったり、経済的な理由を明かすことを気後れし、申し出るのをためらう生徒もいるという、ここが違うんですよ。生理の貧困ですから、私貧困なんです、だから買えないからくださいと、そういう申請を子供にさせるのかということなんです。子供がそういう心配しなくても受け取れるようにしてくださいよというのが、議会がそういうところに配慮して、今欲しい人にちゃんと提供してくださいと、できるようなシステムをつくり上げてくれということでお願いしているのですよ。しかしそれが、この間の回答を見ると、今でもそれができてない。これから検討するような間の抜けた話をしているんですよ。そうじゃなくて、真剣になって子供たちのプライバシーに配慮して、貧困というものがあると。だから、もっと大人たちはそこに配慮して、この事業を進めるんだという視点に立ってもらわなければ、子供は浮かばれないですよ。まさに私は

そういうことをしっかりできるのが教育委員会だと思うのですよ、そういう指導的立場にあるのが。このことが今までできない、まだできていない。本当に肝腎な、子供たちが気後れしている事情、子供が一番敏感なんですよ。ですから、そこに配慮するという気持ちが町から見えてこない。でも、いつまでもこの問題はほっとけないんですよ。早く対応してほしいんですよ。ですから、新聞の記事でもまた、つい最近の新聞でもこんなに大きく出るんですよ。関心もあるし、このことが問題になっていますから。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 文教厚生常任委員会から度重なるご意見、要望をいただいているということについては、大変重く受けている事項であります。議員の皆さんが、学校のトイレに、プライバシーに配慮した設置をお願いしたいと考えていらっしゃるということは、よく分かります。

私は、プライバシーに配慮したという点については、今の方式はもちろん十分ではないと考えておりますけれども、まず学校の先生方が、学校の職員が納得しないうちは置きたくないと。これは、私が教育長をやっている間は絶対に守りたいことです。学校は安全管理の責任を担っています。万が一、その生理用品で事故が起こった場合、誰が責任を取るのか。これは校長であり、もちろん私です。

この生理用品というのは、本当に性教育でも中心をなすぐらい、あの頃の思春期の子供たちにとっては重要なことなんです。――

――また、思春期の頃のお子さんは、定期的に、周期的に起こってくるわけではありませんで、いつ何ときそういうことになるか分かりません。ですから、小学校高学年から中学生の頃のお子さんにとっては、しっかりと日頃から自分のものは自分で管理をして、ある程度予測して準備しましょうという教育をしております。この安全管理の面、そして教育方針、教育内容の点から、プライバシーということについては十分配慮できませんが、今の制度、今のやり方をぜひ続けたいと思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） もう一度読みますよ。県内12市の教育委員会によると、学校では生理の貧困という言葉が広がる以前から、保健室に生理用ナプキンを常備し、理由にかかわらず受け取れるのが一般的。ただ、経済的な理由を明かすことに気後れし、申し出るのをためらう生徒もいるという。そうした事情に配慮し、館林市、藤岡市、みどり市の3市教育委員会は、市立小中学校のトイレ内への設置を始めたというのですよ。

今の教育長の言葉を聞いていると、あなたの言っていることは、この新聞に出ている3市の在り方は間違いだという考えですよ。この3市がやっていることは、今教育長の言ったことに該当しないと。だったら、新聞に出たこの3市の考え方というのは、あなたは納得できないでしょう。ここはこういうことを決めたんですよ。私たちは、これが子供たちに配慮して行われている実態だと思っているんですよ。ですから、貧困だと思われる、またそのことが第三者にも知れるかもしれないということで、なかなか養護の先生のところに行けないという人がいるわけじゃないですか。でもこれは、そういうのがあるから、だからこそ小学校、中学校のトイレに置いておくと。また、トイレにも置いて、またペーパーを置いて、そのほかにも困ったことがあったら、それはまた学校に出してくれ。そうすれば、またその対応を、生理だけの問題ではなくて、ほかの貧困の問題、様々な問題がありますから、それにも対応しますよという考え方、もう一步進めて物事をやっているんですよ。

教育長の考えは先生を守るでもいいです。私は、先生を守るより、生徒を守ってほしいよ。生徒を守ってくださいよ。先生の意見も大事ですよ。でも、子供はもっと大事じゃないですか。子供中心に、なぜこういうふうに新聞に出るかといったら、貧困があって、人から与えられるんじゃないじゃなくて、与えられるんじゃないですよ。権力者ってどうもそうなるんですよ。私がくれているんだと。じゃなくて、必要なときには必要なものとして自由に使える、トイレトペーパーの感覚で使えるという時代が来る、またそういうふうにすべきだというのが本来の在り方じゃないのですか。いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 他市町村で始めているところもあるのも承知しておりますし、私も全国的にも大和市や金沢市、明石市などやっているところの話を聞きました。いろんな課題がある中で進めているようなんですけれども、そこをどのように決断するか、それはそれぞれの考え方というのがあると思うのですけれども、今私が学校とやり取りをしながら、意見を聞きながら、情報を得ながら決断する中では、まだ今の段階ではこれを進められないなと思っているところです。

もう一つ、これは困っている子供たちに手を差し伸べるという方法と、今学校の中で大事にしているのが、やはり困ったときに、きちんと困っているということが言える力をつけるということも、とても大事にしているところです。それなので、もちろん今トイレに、保健室にありますよというメッセージを貼ったり、保健室に来れば、理由を言えば理由を聞くけれども、特にどうしたのかということをお聞きせずに、話を聞いて、どういう話かは分からないですけれども、情報交換しながら、養護教諭が状況を確認して渡しているという

状況がありますので、そのやり方を進めていきたいなと思っております。

今私が申し上げた、子供たちにつけたい力と、それから学校管理、衛生管理ですね、その辺のことを鑑みて、今の段階では取り入れることは決断できないわけです。これを、最初に冒頭に申し上げましたけれども、学校とやり取りしながら、学校の先生方がそれだったらできるというところまで行けたら、そうしようというところまで行けたら、取り入れていきたいと思っています。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、先ほど教育長に提示しました、館林市、藤岡市、みどり市、ここの小中学校でやっていることは、皆さんの考えからいうと、拙速だと理解してよろしいですね。ですから、こういう記事もあるということを見ながら、よく教育委員会で、また学校等で検討してください。もうこれはお願いですよ。もうあなたの口からそれ以上のことは出てこないから、ぜひ検討してください。お願いします。というのは、ずるずるしていると、いつになってもこの問題で困っている子供たちは救えませんから。今、欲しい人に物が届きませんから。よろしくお願いします。

時間の都合もありますので、通学バスと西部交流センターもこれまで議会から出ております。この2つについて、ちょっと回答をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 通学バスにつきましては、令和3年度から条例を改正いたしまして、細分化されていた料金体制を、最も低額な使用料を基準として一本化するとともに、第2子以降の利用料の無償化を実施しているところでございます。これは議員もご承知のとおりでございます。例えば完全無償化を実施する場合に、通学バスを利用している上野原地区以外の、比較的通学距離の長い児童生徒との平等性を保つ必要性があります。現状においては、通学における費用についても実費負担していただいているところでありますが、今後もこの実費負担につきましては、いろいろ検討した結果、継続してお願いしていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 私からは、西部地区の地域福祉交流施設の設置についてお答えしたいと思います。

現在のところ、西部地区への地域福祉交流施設の新規の建設等は考えてはおりません。

既存の施設をうまく活用して、そういった事業が実施できるような形が取れないかということも含めて、社会福祉協議会とも検討しておりますが、現在のところ具体的な案はまだございません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この問題は議会からの要望なんです。ぜひとも造ってくださいよと。だけど、そんなもの聞く耳ないよと言うんだったら、かえってそんなもの聞く耳ないよと言われたほうが、まだはっきりするんだよね。必要を感じないなら、必要は感じないでいいんですよ。正面から回答してほしい。要望を出しているのですから、その要望は聞けないよと言うほうが、はっきりしていいんですよ。そうしたら、それなりに議会は議会として考えなければならない。というのは、いわゆる執行と議会というのは、町には予算編成権があります。議会には議決権ですから、でもそこで歩み寄ろうという考えがなければ、議会は議会としての議決権の行使をすればいいんですよ。できるかできないは別ですけどもね。私は、それが民主主義のルールだと思います。

それから、時間の残りが少なくなっちゃいましたので、ちょっと移りますけれども、資源ごみの回収ということで、関係する問題で昨日質問が、最終処分場の質問もありましたけれども、私は3Rの徹底した取組というのがこれから必要じゃないかというので質問するわけなんですけれども、これまでその角度から質問もしてきましたし、委員会からもそういう意見が出てきました。先ほど皆さんのところにこれをお渡ししましたけれども、見ていただきましたか。これ、何だか理解できますか。一昨日かな、たまたま吉岡町の裏玄関のところに自動販売機があって、ここでペットボトルの回収をしていました。空き缶の回収もしていました。今どうか知らないけれども、ついこの間までこの扉のところにSDGsのでっかい看板がありましたね。でっかい看板があって、再生可能な社会の実現をしましょうということで、住民に対して皆さんは、ペットボトルのこの紙を剥がして、それで決められたところに、決められた曜日に出してくださいとやっているんですよ。町民にはそういうことをお願いしているんですよ。だけど、職員はどうですか、これ。このペットボトルにラベルのついたまま、そこにみんなが放り出して、それで業者に片づけさせるんですよ。どこか違っていませんか。町長、いかが思いますか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 3R、ごみ回収について質問いただきました。

現在、町ではごみの減量化を目的に、リデュース、リユース、リサイクルの3R関連の取組を行っております。

まず、ごみを減らす、ごみを出さないことを指すリデュースについてですが、これは買物のマイバッグの利用や、文房具、日用品などの使い切り、生ごみの水切りの推奨、生ごみの堆肥化などが該当します。吉岡町では、食材を買い過ぎない、使い切る、食べ切るといったフードロスを減らすための啓発や、生ごみ処理機、コンポスター購入費補助事業の実施、貧困対策としての側面を持つフードドライブ運動などに取り組んでいるところです。

次に、一度使ったきりのものを繰り返し使うリユースについてですが、これはフリーマーケットやリサイクルショップを活用したり、お下がりや必要としている人に譲るなどが該当します。最近ではコロナ禍で実施できておりませんが、吉岡町では以前にもふるさと祭りなどでフリーマーケットを行っており、町としても何らかのタイミングで同様の取組を行いたいと考えております。そのほか昨年度においては、卒業や成長で不要となった制服、体操着、体育館シューズなどを町社会福祉協議会が回収し、引取りを行う制服等リユース事業を実施しており、かなりの数の制服が提供され、希望する方の手に渡ったと聞いております。この事業については、今年度も実施予定とのこと。町としても周知等を含め、連携して取り組んでいければと考えております。

次に、再び資源として活用するリサイクルについてですが、これはペットボトルや段ボール等の資源の分別回収などが該当します。吉岡町では、現在自治会、老人会、育成会、保護者会など、各種団体で資源ごみの回収事業を行っていただいております。令和3年度には延べ93件、合計274.2トンの資源ごみが回収されております。また、民間事業者との協働による宅配便を利用した小型家電の回収や、使用済みインクカートリッジの回収を実施したほか、例年12月には、リサイクル、環境美化の推進及び不法投棄の防止を図るため、廃タイヤ、バッテリー回収とともに小型家電回収を実施しております。

このように、町では3Rに関連する様々な取組を行っております。今後についても、その時々に応じて必要な事業に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の写真の件については、総務課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 資料で提供していただきました写真につきましては、入り口付近にある、業者設置の自動販売機の脇にあるものでございます。議員からお話ありましたとおり、こちらのごみについては、来庁者及び職員がそのまま捨てたものを、業者で回収していただくことを条件に、こちらに設置しているという状況であります。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、事情はどうであれ、事業系ごみで出ている一般廃棄物、家庭ごみだとか、いろいろな細かい話を抜きにして、誤解を与えるよう外形をつくり出している事実、そういうことについて、少し我々も考えが足らなかったかなと思う

部分もございます。こちらは、庁舎の管理を担当する部局、それと廃棄物を担当する部局と相談いたしまして、誤解を招くようなことがないよう、気をつけてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ、誤解なのでしょうかね。私は誤解だと思わないですよ。やっぱり実態で、だって住民にはペットボトルの出し方というのを推奨しているわけじゃないですか。それで、ここを見ると、空き缶もスチール缶もアルミ缶も一緒ですよ。ペットボトルとは分かっているかもしれませんが、一部ペットボトルの中に空き缶も入っていました。それは業者に委託したんだから、そういう契約だから、それでいいんだと。

しかし、役場の皆さんというのは、住民に対して、ごみの持ち出しとかマナーアップを指導しているわけじゃないですか。住民にはそういうことをしてくれと言っているけれども、自分たちでは全く他人事なんですよ。私はね、言葉で一事が万事ということがありますけれども、本当にこんなことでいいんだらうかと。どこから見られたって、もしかしたら、今課長が言っているのが正しいかもしれない。でも、住民が見て、ここは自動販売機の業者が設置して、使ったものはその人たちが回収しているのだから、それでいいんだよと。そのことって、お役所がそういうことをしちゃうと、全て皆そうっちゃうんですよ。これは大きな間違いで、やっぱり隗より始めよ、このことは本当に大きなことを物語っていると私は思っているんですよ。

そこについこの間まであったのは、SDGsのどっかい看板ですよ、ポスターですよ。その脇にこれがあるんですよ。それはやっぱりどう見たって、理屈に合わないでしょう。こんなことをやっている、役場の仕事というのは何だ、みんなこの程度かと。自分たちはただお役所に勤めて、お金もらって、時間になったら帰って、それでいいんだというふうに思われますよ。そうじゃなくて、住民にそういうことをお願いするときは、自分たちからちゃんとしっかりとそのことはできなきゃ困ると思うのですよね。ぜひ時間があれば1人ずつ聞きたいんだけど、時間がありませんので聞きませんけれども、そのことを肝に銘じて行政運営に当たってほしいということをお願いしておきます。

それから、今町長から答えがありましたけれども、私はこの拠点として、今はありませんけれども、できればですけども、以前吉岡にあった消防署に越しましたから、ああいうところに拠点を置いて、そしてそこへ行けばいつでも、シルバー人材の人たちに詰めてもらって、いつでもそのところに、リサイクル場、空き缶でもペットボトルでも持っていける、そしてまた必要なものであれば、預けてリユースもできるという施設が必要だと思うんですよ。

また後で町長に出しておきますけれども、そういう活動を群馬県では、最近の新聞に出  
ていましたけれども、館林市が行っております。そして、最近皆さんも新聞見たかと思  
うのですけれども、また新聞とかテレビで報道を聞いたかと思うのですけれども、リサイク  
ル率が50%になったというので、鎌倉市が全国1番だと。リサイクル率50%。そして、  
最近上毛新聞にもあったのが、渋川広域圏、群馬県があつて群馬県もワースト9位でした  
か。またその群馬県の中のごみの分別が進まないところで渋川広域圏というのが、また  
ワーストファイブぐらいに入っているんですよ。全く進んでないところなんです。私  
は、これは早く進めてほしい。どこがやっているから、どこがやっているからではなくて、  
やることを、庁舎にいる皆さんの考えで、なるべく早くそれを実行に移してほしい。とい  
うのは、もう2030年までにそのことをやり遂げましょうよというのが世界共通の認識  
ですから、その方向に向かってぜひとも取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、ま  
た細かいものにつきましては、直接また町長のところへ行つてお願いいたしますけれども、取  
りあえず今私が聞いたことに対する決意だけでもお伺いできればと思うのですけれども、  
いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、ごみ減量化に向かつて施策を進めていきたいと思つています。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問は全て終了しました。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後2時01分散会



# 令和4年第2回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和4年6月9日（木曜日）

## 議事日程 第4号

令和4年6月9日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員会委員長報告）〔第2～第6〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）  
(討論・表決)
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第10 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第11 議会議員の派遣について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員会委員長報告）〔第2～第6〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負

契約の締結について

(討論・表決)

日程第 4 議案第 39 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 40 号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 41 号 令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 10 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 11 議会議員の派遣について

追加日程第 1 議案第 42 号 令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)

(提案・質疑・討論・表決)

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 6月3日金曜日午後の小池議員の一般質問の学校での生理用品の配布方法に対する私の答弁に、事実と反する表現が含まれていましたので、議事録から削除をお願いいたします。

削除をお願いするのは、  
\_\_\_\_\_の1文です。これは誤りであり、削除をお願いいたします。

また、誤った答弁を行ったことについて、おわび申し上げます。

あわせて、答弁の中で、教育長として学校の児童生徒のことより教職員の立場を優先して学校運営を行っていく方針であるかのような表現をしてしまいました。それは本意ではなく、今後も一人一人の児童生徒の健全な成長をいかに図るかということを優先し、教育行政を進めてまいりたいと考えています。

議 長（岩崎信幸君） ただいま、山口教育長から、6月3日の小池議員の一般質問で教育長が答弁した発言について取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、山口教育長からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程の日程第1に予定しております。委員長におかれましては、よろしく申し上げます。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業常任委員会委員長報告）

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

議事日程第2から第6までの付託した議案について、総務産業常任委員会の委員長から報告をしていただきます。

それでは、総務産業常任委員会富岡大志委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

6月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、6月6日午前9時30分より、役場2階大会議室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結については、本体だけでは受信できない場合に、外部アンテナ設置で壁に穴を空けることになり、その場合、設置を断る場合があるが、この変更契約ではその件数を見込んでいるのかとの質疑に、部品等が不足し、機器が不足しており、納品できる台数が50台までと業者に言われており、それで今回の増大が50台となった。今回お申込みいただいている方には、台数が限られていることが判明したので、改めて、壁に穴を空けることが発生するかもしれないということを担当のほうから1軒1軒電話させていただいて、それでおおむね了解が得られた方が60名程度いる。追加が50台で10台ほど足りないと想定されるが、まだ設置していない公共施設や学校の教室、集会所、避難所などの設置場所も精査した上で、足りない部分については調整をしたいと考えているとの答弁。また、無線機の設置後に撤去してほしい場合についてどうなるかの質疑に、工事が完成した後に返却する場合の撤去費用については個人負担になるとの答弁などの質疑答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、RVパークの設置場所についての質疑に、道の駅駐車場の北の西寄りのEV急速充電器の南隣に2台分設置し、通常の車のスペースの2台分を1台分のスペースとして利用していただくことになるとの答弁。RVパークの予約や使用料の納付方法について問う質疑に、RVパークsmartというシステムを使い、パソコン、スマートフォンなどからの予約を行っていただき、オンライン決済となる。予約の期限は前日までとの答弁。道の駅の利用における禁止行為について条例で定めるのが難しいものがあれば、施設の利用規約

なるものを考えてみたらとの質疑に、今後の運用に関して、RVパーク利用の規則等を考えていきたいとの答弁などの質疑答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに関し、事項別明細書の款項目の順に審査を行いました。

主な質疑答弁としては、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費においては、12節委託料、コロナ予防接種委託料（個別）67万円の内容を問う質疑に、5歳から11歳までの小児接種に係る費用で、小児接種は大人に比べて時間と労力を要するため、医療機関支援を目的として、1件当たり1,000円を医療機関に支出するものであるとの答弁。19節扶助費の予防接種133万6,000円の内容を問う質疑に、子宮頸がんワクチン接種の見合せ期間に対象年齢を過ぎてしまって、自己負担においてワクチン接種をしている方への、その自己負担分の償還払い金であるとの答弁。そのほか、12節委託料の生活支援事業（コロナ関連）について、支援物資の内容と委託先を問う質疑などがありました。

9款消費費1項消費費5目無線放送施設設置事業費14節工事請負費、防災無線デジタル化設置工事においては、工事が完了した段階で戸別受信機の設置率が何%になるのかとの質疑に、33%ほどになるとの答弁。同工事は補助事業であるが、補助終了後の設置対応はどうなるかとの質疑に、補助事業が終わった後の申込み、追加申込みについては、町の単独で対応を考えているとの答弁。また、スマホアプリによる災害情報発信機能の充実についての考えはとの質疑に、SNSやアプリの活用を検討しているとの答弁などの質疑答弁がありました。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費12節委託料、吉岡町オープンドアサポート事業委託料においては、不登校や不登校傾向の児童生徒の人数を教育委員会は把握しているのか、委託するNPO法人との守秘義務の取決めはどうなっているのか、そのほか、NPO法人の力量や実績を問う質疑などがありました。以上が、主な質疑答弁です。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

---

日程第2 議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

## 一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号 令和2年度 吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事変更請負契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第4 議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第10 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第7から第10までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これより、この申出4件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第11 議会議員の派遣について

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決定しました。

---

### 日程の追加

議長（岩崎信幸君） ここで議事日程を追加したいと思います。

議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

事務局に、追加議事日程を配付させますので、その間、暫時休憩とします。

午前9時47分休憩

---

午前9時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議事日程（第4号）の追加1により会議を進めます。

---

### 追加日程第1 議案第42号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 追加日程第1、議案第42号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 議案第42号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,057万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,072万2,000円とするものです。

補正の主な内容につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において追加配分された国の地方創生臨時交付金を活用して、真に生活に困っている方々に対し、町独自の給付金をプッシュ型で支給するものです。

この地方創生臨時交付金の追加配分は、日本をはじめ多くの国がウィズコロナにかじを切り始めたことによる需要の回復傾向に、緊迫するウクライナ情勢や異常気象、急激な円安が重なり、原材料価格や原油の高騰を受けて、食料品や日用品、ガソリンなどの燃料費、電気・ガス料金などの値上げが一気に加速したことによるものです。値上げが続いている品目はどれも生活に欠かせない物ばかりで、コロナ禍で減収が続く家計にさらに追い打ちをかけています。

このように、経済的な困難が長引いている世帯に対し、町では交付金を活用した最も効果的、かつ実効性のある施策としてプッシュ型の現金給付による支援を選択しました。

事業の内容は、令和3年度から2年続けて住民税が非課税の世帯を対象として、1世帯当たり5万円を支給するものです。現在も厳しい状況にある方々の生活と暮らしを守るための支援として、物価の値上がりによる家計への負担を和らげる一助となればと考えております。

その他詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（岩崎信幸君）** 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

**企画財政課長（米沢弘幸君）** 議案第42号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）。

議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明いたします。

10ページをご覧ください。

初めに、歳入の主なものです。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金 6,873万2,000円の増は、歳出の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（独自支援分）に伴うものになります。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は97万円の減になります。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は9億4,494万6,000円となります。

次に、歳出の主なものになります。

12ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費6,500万円の増は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（独自支援分）で、令和3年度分の臨時特別給付金を受給した世帯であって、令和4年度も引き続き町民税均等割が非課税の世帯に対する町の独自支援分として1世帯当たり5万円を支給するものとなります。

その他の歳出については、臨時特別給付金の支給に当たり必要となる事務経費となります。

そのほか、別紙参考資料としてA4判9ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第42号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 以上で令和4年第2回定例会の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程議案のいずれにつきましても可決いただきまして、大変ありがとうございました。  
厚く御礼申し上げます。

議決いただきました施策等を着実に速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

この6日から梅雨入りとなりました。

先日は、県西部から埼玉県にかけて、降ひょうにより大きな被害が発生しました。幸い吉岡町では被害等は確認されませんでした。突発的な集中豪雨等による風水害への備え等、十分留意しながら町政運営に当たっていきたいと考えております。

また、本会議における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後の町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

そして、円滑な事業の推進を図るよう、職員には指示、指導を徹底していききたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症への対応については、4回目の接種を開始するとともに、追加の支援対策等が予定されております。今後とも、得られた情報を基に、追加施策の必要が生じましたら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和4年第2回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前9時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫

吉岡町議会議員 坂 田 一 広